

内閣府、総務省、財務省、

○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、令第六号
経済産業省、国土交通省、環境省

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十号）及び外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和八年政令第二百九十六号）の施行に伴い、並びに外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の六、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項並びに対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第二条第一項第二号、第十一項第一号、第二十五項第七号ニ(1)及び(2)並びに第八号ニ(1)及び(2)、第三条第一項第二号及び第二十号、第二項第一号イ及びロ、第二号イ及びロ並びに第三号、第三項、第九項第三号、第二十項第一号（同令第三条の二第七項、第四条第十三項、第四条の三第六項、第四条の八第十一項及び第六条の三第五項において準用する場合を含む。）並びに第二十一項第四号（同令第三条の二第八項、第四条第十四項、第四条の三第七項、第四条の八第十二項及び第六条の三第六項において準用する場合を含む。）、第三条の二第一項第五号イ、第三項第三号及び第六号、第三条の三第一項、第三条の四第一項及び第七項、第四条第一項第五号、第二項、第三項及び第五項第

三号、第四条の三第一項第五号イ並びに第二項第一号及び第四号、第四条の四第一項、第四条の五第一項及び第七項、第四条の八第三項、第八項及び第九項第二号、第五条第三項第五号、第六条の三第一項及び第三項第五号、第六条の五並びに第十条ただし書の規定に基づき、並びに外国為替及び外国貿易法及び同令を実施するため、対内直接投資等に関する命令及び外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年九月十六日

内閣総理大臣 高市 早苗

総務大臣 林 芳正

財務大臣 片山さつき

文部科学大臣 松本 洋平

厚生労働大臣 上野賢一郎

農林水産大臣 鈴木 憲和

経済産業大臣 赤澤 亮正

国土交通大臣 金子 恭之

環境大臣 石原 宏高

対内直接投資等に関する命令及び外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する
法律施行規則の一部を改正する命令

(対内直接投資等に関する命令の一部改正)

第一条 対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年
総理府、大蔵省、文部省、
厚生省、農林水産省、通商産業省、
運輸省、郵政省、労働省、
建設省、
令第一号）の

一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定
の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付
した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を
改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄

に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(対内直接投資等の定義に関する事項) 第二条「①」対内直接投資等に関する政令（以下「令」という。） 第二条第一項第二号に規定する主務省令で定める法人その他の団体は、個人又は法人その他の団体が他の法人その他の団体の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人その他の団体とする。 2 前項に規定する財務及び事業の方針の決定を支配している場合とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて他の法人その他の団体の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう。この場合において、他の法人その他の団体が法第二十六条第一項第四号に規定する組合等（以下この項及び次条第三項第三十号において「組合等」という。）である場合におけるこの項の規定の適用については、第一号中「議決権（法第二十六条第一項第三号に規定する議決権及び外国議決権（令第二十六条第十六項に規定する外国議決権をいう。以下同じ。）をいう。以下この項及び次項第二号ロにおいて同じ。）とあり、及び「議決権の数」とあるのは「業務執行を決定する権限」と、「総数」とあるのは「全体」と、第二号中「議決権の総数」とあるのは「業務執行を決定する権限の全体」と、「議決権の数」とあるのは「業務執行を決定する権限」と、同号イ中「自己保有等議決権数」とあるのは「自己保有等業務執行決定権限」と、「合計数」とあるのは「合計」と、「保有している議決権」とあるのは「保有している業務執行を決定する権限」と、「議決権を」とあるのは「業務執行を決定する権限を」と、第三号中「議決権の総数」とあるの	(対内直接投資等の定義に関する事項) 第二条 「項を加える。」 「項を加える。」

は「業務執行を決定する権限の全体」と、「自己保有等議決権数」とあるのは「自己保有等業務執行決定権限」と、「議決権を」とあるのは「業務執行を決定する権限を」とし、組合等の組合員（特定組合類似団体（法第二十六条第一項第四号に規定する特定組合類似団体をいう。次条第三項第三十号及び第七項において同じ。）の構成員を含む。）が組合等の財産として所有し、又は保有する財産又は権利については、当該組合等が所有し、又は保有するものとみなす。

- 一 他の法人その他の団体（次に掲げる法人その他の団体であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権（法第二十六条第一項第三号に規定する議決権及び外国議決権（令第二条第十六項に規定する外国議決権をいう。以下同じ。）をいう。以下この項及び次項第二号ロにおいて同じ。）の総数に対する自己（その被支配会社等（令第二条第一項第二号に規定する被支配会社等をいう。以下同じ。）を含む。以下この項において同じ。）の計算において保有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合
 - イ 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の決定を受けた法人その他の団体
 - ロ 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社
 - ハ 破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の決定を受けた法人その他の団体
 - ニ その他イからハまでに掲げる法人その他の団体に準ずる法人その他の団体
 - 二 他の法人その他の団体の議決権の総数に対する自己の計算に
-

において保有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ 他の法人その他の団体の議決権の総数に対する自己保有等議決権数（次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。）の割合が百分の五十を超えていること。

(1) 自己の計算において保有している議決権

(2) 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が保有している議決権

(3) 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が保有している議決権

(4) 自己（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族が保有している議決権

ロ 他の法人その他の団体の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（当該他の法人その他の団体の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）の数の割合が百分の五十を超えていること。

(1) 自己（自然人であるものに限る。）

(2) 自己の役員

(3) 自己の業務を執行する社員

(4) 自己の使用人

(5) (2)から(4)までに掲げる者であつた者

(6) 自己（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族

ハ 自己が他の法人その他の団体の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 他の法人その他の団体の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。次号において同じ。）の総額に対する自己が行う融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下このニ及び同号において同じ。）の額（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者及び自己（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族が行う融資の額を含む。）の割合が百分の五十を超えていること。

ホ その他自己が他の法人その他の団体の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 他の法人その他の団体の議決権の総数に対する自己保有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合（自己の計算において議決権を保有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合。この場合において、他の法人その他の団体が組合等であるときは、資金調達額の総額に対する自己が行う融資の額の割合を考慮しないものとする。

3 令第二条第十一項第一号に規定する外国投資家の関係者として主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該外国投資家自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外の場合（会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百四条の規定に基づき、株主総会において提出された議案に係る場合を除く。）にあつては、次に掲げる者

〔①〕 対内直接投資等に関する政令（以下「令」という。）第二条第十一項第一号に規定する外国投資家の関係者として主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該外国投資家自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外の場合（会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百四条の規定に基づき、株主総会において提出された議案に係る場合を除く。）にあつては、次に掲げる者

イ 当該外国投資家（法人等（令第二条第二十二項第一号に規定する法人等をいう。以下同じ。）に限る。）の役員（法第二十六條第一項第五号に規定する役員をいい、外国法人等（令第二条第一項第一号に規定する外国法人等をいう。次条第三項第十九号イ及び第二十号において同じ。）にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。以下同じ。）又は投資委員会、経営委員会その他名称の如何を問わず対内直接投資等（法第二十六條第二項に規定する対内直接投資等をいう。以下同じ。）の実施に関する意思決定を行う会議体の構成員（ロにおいて「投資委員会等構成員」という。）

ロ 当該外国投資家を令第二条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同号から同項第五号までに掲げるものに該当することとなる法人等の役員又は投資委員会等構成員

ハ 当該外国投資家を令第二条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項第六号から第九号までに掲げるものに該当することとなる法人等の役員

〔二・ホ 略〕

ヘ 当該外国投資家と共同して会社の株主としての議決権（法第二十六條第一項第三号に規定する議決権をいう。次号ロを除き、以下同じ。）その他の権利を行使することを合意している個人又は法人その他の団体の役員若しくは使用人その他の従業者

ト 〔略〕

二 当該外国投資家自ら又は他のものを通じて株主総会に提出し

イ 当該外国投資家（法人等（令第二条第十四項第二号に規定する法人等をいう。以下同じ。）に限る。）の役員（法第二十六條第一項第五号に規定する役員をいい、外国法人等（令第二条第一項に規定する外国法人等をいう。第三条第二項において同じ。）にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。以下同じ。）又は投資委員会、経営委員会その他名称の如何を問わず対内直接投資等（法第二十六條第二項に規定する対内直接投資等をいう。以下同じ。）の実施に関する意思決定を行う会議体の構成員（以下この項において「投資委員会等構成員」という。）

ロ 当該外国投資家等を令第二条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項第一号から第五号までに掲げるものに該当することとなる法人等の役員又は投資委員会等構成員

ハ 当該外国投資家等を令第二条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項第六号から第九号までに掲げるものに該当することとなる法人等の役員

〔二・ホ 同上〕

ヘ 当該外国投資家と共同して会社の株主としての議決権（法第二十六條第一項第三号に規定する議決権をいう。以下同じ。）その他の権利を行使することを合意している個人又は法人その他の団体の役員若しくは使用人その他の従業者

ト 〔同上〕

二 当該外国投資家自ら又は他のものを通じて株主総会に提出し

た議案に係る場合（次号に掲げる場合を除く。）にあつては、次に掲げる者

イ 「略」

ロ 次に掲げる法人その他の団体の役員又は使用人その他の従業者

(1) 当該外国投資家により議決権の総数の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体

(2) 当該外国投資家及び(1)に掲げる法人その他の団体により議決権の総数の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（(1)に掲げるものを除く。）

(3) 当該外国投資家が法人等である場合において当該外国投資家の議決権の総数の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）

(4) 当該外国投資家が法人等である場合において、当該外国投資家の議決権の総数の百分の五十未満に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体が直接に保有している当該外国投資家の議決権の数と当該法人その他の団体の議決権の総数の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体が直接に保有している当該外国投資家の議決権の数とを合算した数が当該外国投資家の議決権の総数の百分の五十以上となるときに於ける当該外国投資家の議決権の総数の百分の五十未満に

た議案に係る場合（第三号に掲げる場合を除く。）にあつては、次に掲げる者

イ 「同上」

ロ 次に掲げる法人その他の団体の役員又は使用人その他の従業者

(1) 当該外国投資家により総議決権（法第二十六条第一項第三号に規定する総議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体

(2) 当該外国投資家及び(1)に掲げる法人その他の団体により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（(1)に掲げるものを除く。）

(3) 当該外国投資家が法人等である場合において当該外国投資家の総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）

(4) 当該外国投資家が法人等である場合において、当該外国投資家の総議決権の百分の五十未満に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体が直接に保有している当該外国投資家の議決権の数と当該法人その他の団体の総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体が直接に保有している当該外国投資家の議決権の数とを合算した数が当該外国投資家の総議決権の百分の五十以上となるときに於ける当該外国投資家の総議決権の百分の五十未満に相当する議決権の

相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体(1)及び(2)に掲げるものを除く。)

(5) (3)及び(4)に掲げる法人その他の団体の議決権の総数の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体(1)から(4)までに掲げるものを除く。)

(6) (5)に掲げる法人その他の団体により議決権の総数の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体(1)から(5)までに掲げるものを除く。)

(7) (5)及び(6)に掲げる法人その他の団体により議決権の総数の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体(1)から(6)までに掲げるものを除く。)

(8) (3)に掲げる法人その他の団体により議決権の総数の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体(1)から(7)までに掲げるものを除く。)

(9) (3)及び(8)に掲げる法人その他の団体により議決権の総数の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体(1)から(8)までに掲げるものを除く。)

「ハ」ヌ 略」

三 令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げる非居住者等(令第二条第十四項第二号に規定する非居住者等(同じ。))が行う同意であつて、当該外国投資家自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあつては、次に掲げる者

イ 「略」

数を直接に保有している法人その他の団体(1)及び(2)に掲げるものを除く。)

(5) (3)及び(4)に掲げる法人その他の団体の総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体(1)から(4)までに掲げるものを除く。)

(6) (5)に掲げる法人その他の団体により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体(1)から(5)までに掲げるものを除く。)

(7) (5)及び(6)に掲げる法人その他の団体により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体(1)から(6)までに掲げるものを除く。)

(8) (3)に掲げる法人その他の団体により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体(1)から(7)までに掲げるものを除く。)

(9) (3)及び(8)に掲げる法人その他の団体により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体(1)から(8)までに掲げるものを除く。)

「ハ」ヌ 同上」

三 令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものが行う同意であつて、当該外国投資家自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあつては、次に掲げる者

イ 「同上」

ロ 当該外国投資家の属する国又は地域の政府、政府機関、地方公共団体、中央銀行又は政党その他の政治団体の役員又は使用人その他の従業者（政党その他の政治団体に該当する場合にあつてはその政党員を含む。）

4 令第二条第十一項第五号に規定する主務省令で定める議案は、次に掲げる議案とする。

一 「略」

二 子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。次条第三項第二号及び第五項並びに第四条第四項を除き、以下同じ。）の株式又は持分の全部又は一部の譲渡に係る議案

「三」七 略

5 「略」

6 令第二条第十四項第二号に規定する主務省令で定める額は、金銭の貸付けを行った日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前に作成された特定の日における貸借対照表）の負債の部に計上した額と当該金銭の貸付けの金額とを合算した額とする。ただし、貸借対照表を作成していない場合にあつては、金銭の貸付けを行った日の属する事業年度の直前の事業年度末の財産目録（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前に作成された特定の日における財産目録）の負債の総額と当該金銭の貸付けの金額とを合算した額とする。

「項を削る。」

ロ 当該外国投資家の属する国の政府、政府機関、地方公共団体、中央銀行又は政党その他の政治団体の役員又は使用人その他の従業者（政党その他の政治団体に該当する場合にあつてはその政党員を含む。）

2 令第二条第十一項第五号に規定する主務省令で定める議案は、次に掲げる議案とする。

一 「同上」

二 子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。第三号、第三条第二項第七号ロ及び第十五号イ、第三条の二第七項第一号並びに第四条の三第二項第一号において同じ。）の株式又は持分の全部又は一部の譲渡に係る議案

「三」七 同上

3 「同上」

4 令第二条第十四項第二号に規定する主務省令で定める額は、金銭の貸付けを行った日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前の貸借対照表）の負債の部に計上した額と当該金銭の貸付けの金額とを合算した額とする。ただし、貸借対照表を作成していない場合にあつては、金銭の貸付けを行った日の属する事業年度の直前の事業年度末の財産目録（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前の財産目録）の負債の総額と当該金銭の貸付けの金額とを合算した額とする。

5 令第二条第十六項第一号二(1)に規定する主務省令で定める金額

「項を削る。」

7 令第二条第二十五項第二号ロ及び第二十七項第二号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇七 略」

8 令第二条第二十五項第七号ニ(1)に規定する主務省令で定める金額は、一億円に相当する額とする。

9 令第二条第二十五項第七号ニ(2)に規定する主務省令で定める額は、貸付債権の取得を行った日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前に作成された特定の日における貸借対照表）の負債の部に計上した額（当該貸付債権に係る貸付けが当該直前の事業年度末（当該直前の事業年度がない場合にあつては、当該特定の日）より後に行われた場合にあつては、当該負債の部に計上した額と当該貸付債権の金額とを合算した額）とする。ただし、貸借対照表を作成していない場合にあつては、貸付債権の取得を行った日の属する事業年度の直前の事業年度末の財産目録（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前に作成された特定の日における財産目録）の負債の総額（当該貸付債権に係る貸付けが当該直前の事業年度末（当該直前の事業年度がない場合にあつては、当該特定の日）より後に行われた場合にあつては、当該負債の総額と当該貸付債権の金額とを合算した額）とする。

は、一億円に相当する額とする。

6 令第二条第十六項第一号ニ(2)に規定する主務省令で定める額は、社債の取得を行った日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前の貸借対照表）の負債の部に計上した額と当該取得した社債の金額とを合算した額とする。

7 令第二条第十六項第六号ロ及び同条第十八項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

「一〇七 同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

10 令第二条第二十五項第八号ニ(1)に規定する主務省令で定める金額は、一億円に相当する額とする。

11 令第二条第二十五項第八号ニ(2)に規定する主務省令で定める額は、社債の取得を行った日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表(当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前に作成された特定の日における貸借対照表)の負債の部に計上した額(当該社債の発行が当該直前の事業年度末(当該直前の事業年度がない場合にあつては、当該特定の日)より後に行われた場合にあつては、当該負債の部に計上した額と当該社債の金額とを合算した額)とする。ただし、貸借対照表を作成していない場合にあつては、社債の取得を行った日の属する事業年度の直前の事業年度末の財産目録(当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前に作成された特定の日における財産目録)の負債の総額(当該社債の発行が当該直前の事業年度末(当該直前の事業年度がない場合にあつては、当該特定の日)より後に行われた場合にあつては、当該負債の総額と当該社債の金額とを合算した額)とする。

(対内直接投資等の届出等)

第三条 「略」

2 令第三条第一項第二号に規定する主務省令で定める技術又は情報は、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報とする。

3 令第三条第一項第二十号に規定する主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

- 一 組織変更前の会社の株式又は持分を所有するものによる当該株式又は持分に代わる組織変更後の会社の株式若しくは持分、当該株式若しくは持分に係る議決権又は当該議決権に係る議決

「項を加える。」

「項を加える。」

(対内直接投資等の届出等)

第三条 「同上」

「項を加える。」

2 令第三条第一項第十二号に規定する主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

- 一 組織変更前の会社の株式又は持分を所有するものによる当該株式又は持分に代わる組織変更後の会社の株式若しくは持分、当該株式若しくは持分に係る議決権又は当該議決権に係る議決

権行使等権限の取得（令第二条第二十五項第五号に規定する議決権行使等権限の取得をいう。以下この条及び第七条第一項第一号において同じ。）

二 外国投資家（法第二十六条第一項に規定する外国投資家をいう。以下同じ。）である上場会社等（同条第二項第一号に規定する上場会社等をいう。以下同じ。）又はその子会社が、法第二十七条第一項の規定による届出をして行つた法第二十六条第二項第一号又は第三号に掲げる行為により当該上場会社等又はその子会社が保有する実質保有等議決権（令第二条第四項第二号に規定する実質保有等議決権をいう。以下同じ。）の会社の総議決権（法第二十六条第一項第三号に規定する総議決権をいう。以下同じ。）に占める割合が百分の百に相当する場合における当該会社が行う新株の発行に伴う当該上場会社等又はその子会社による株式又は当該株式に係る議決権の取得

三 外国投資家（令第三条の二第一項各号に掲げる非居住者等（同項に規定する財務大臣が認めたものを除く。）を除く。）が行う法第二十六条第二項第一号若しくは第三号から第五号までに掲げる行為又は令第二条第二十五項第一号若しくは第三号から第五号までに掲げる行為であつて、次に掲げる要件を満たすもの
イ 次に掲げるものに該当するもの及びその被支配会社等が直接に保有する当該外国投資家の議決権又は外国議決権の数の当該外国投資家の議決権の総数又は外国議決権の総数に占める割合が百分の百であること。

- (1) 法第二十六条第一項各号に掲げるものに該当しないもの
- (2) 特定上場会社等（令第二条第四項に規定する特定上場会社等をいう。以下同じ。）

権行使等権限の取得（令第二条第十六項第五号に規定する議決権行使等権限の取得をいう。以下この条及び第七条第一項第一号において同じ。）

二 外国投資家（法第二十六条第一項に規定する外国投資家をいう。以下同じ。）である上場会社等（同条第二項第一号に規定する上場会社等をいう。以下同じ。）又はその子会社が、法第二十七条第一項の規定による届出をして行つた法第二十六条第二項第一号又は第三号に掲げる行為により当該上場会社等又はその子会社が保有する実質保有等議決権（令第二条第四項第二号に規定する実質保有等議決権をいう。以下同じ。）の会社の総議決権に占める割合が百分の百に相当する場合における当該会社が行う新株の発行に伴う当該上場会社等又はその子会社による株式又は当該株式に係る議決権の取得

「号を加える。」

(3) 第十九号に規定する特別上場会社等（特定上場会社等を除く。）

(4) 第二十号に規定する特別非上場会社

ロ 当該行為をする前において、イ(1)から(4)までに掲げるもの（自己又はその被支配会社等が当該外国投資家の議決権又は外国議決権を保有するものに限る。）及びその被支配会社等が直接に保有する当該行為に係る会社の議決権の数の当該会社の総議決権に占める割合が百分の五十以上であること。

四 外国投資家（株式会社に限る。）が行う当該外国投資家の株式に係る法第二十六条第二項第一号又は第三号に掲げる行為であつて、次に掲げる要件を満たすもの

イ 当該行為の前において、当該外国投資家の議決権を保有するものが、次に掲げるもののみであること。

(1) 当該行為の相手方

(2) 当該外国投資家の親会社等（会社法第二条第四号の二に規定する親会社等をいう。第四条第一項第五号イ(2)において同じ。）

(3) (2)に掲げるもの（法人等に限る。）の役員

(4) (2)の被支配会社等

(5) (4)に掲げるもの（法人等に限る。）の役員

(6) 法第二十六条第一項各号に掲げるものに該当しないもの

ロ 当該行為の相手方がイ(2)に掲げるものでないこと。

五 次に掲げる場合における外国投資家（株式会社に限る。）による当該外国投資家の株式に係る法第二十六条第二項第一号又は第三号に掲げる行為

イ 会社法第百六十六条第一項の規定による請求があつた場合

「号を加える。」

三 次に掲げる場合における外国投資家（株式会社に限る。）による当該外国投資家の株式に係る法第二十六条第二項第一号又は第三号に掲げる行為

イ 会社法第百六十六条第一項の規定による請求があつた場合

(当該外国投資家の一の株主の実質保有等議決権の数及び当該株主を令第二條第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数(議決権のうち重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計によるもの。以下同じ。))の当該外国投資家の総議決権に占める割合が百分の百となる場合を除く。)

〔ロ・ハ 略〕

ニ 会社法第百十六條第五項、第百八十二條の四第四項、第四百六十九條第五項、第七百八十五條第五項、第七百九十七條第五項、第八百六條第五項又は第八百十六條の六第五項(これらの規定を株式会社について他の法令において準用する場合を含む。)に規定する株式買取請求に応じる場合

六 貸付債権又は社債の相続又は遺贈による取得

七 〔略〕

八 法第二十六條第二項第五号に掲げる会社の事業目的の実質的な変更に関し行う同意のうち、当該会社が上場会社等以外の会社であつて、当該同意をするものの所有等株式等(令第三條第一項第四号に規定する所有等株式等をいう。以下この号において同じ。)と当該同意するものを令第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等の所有等株式等とを合計した株式の数若しくは出資の金額又は純議決権数の当該会社の発行済株式の総数若しくは出資の金額の総額又は総議決権に占める割合のい

(当該外国投資家の一の株主の実質保有等議決権の数及び当該株主を令第二條第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数(議決権のうち重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計によるもの。以下同じ。))の当該外国投資家の総議決権に占める割合が百分の百となる場合を除く。)

〔ロ・ハ 同上〕

ニ 会社法第百十六條第五項、第百八十二條の四第四項、第四百六十九條第五項、第七百八十五條第五項、第七百九十七條第五項又は第八百六條第五項(これらの規定を株式会社について他の法令において準用する場合を含む。)に規定する株式買取請求に応じる場合

四 貸付金債権、社債又は特別の法律により設立された法人の発行する出資証券の相続又は遺贈による取得

五 〔同上〕

六 法第二十六條第二項第五号に掲げる会社の事業目的の実質的な変更に関し行う同意のうち、当該会社が上場会社等以外の会社であつて、当該同意をするものの所有等株式等(令第三條第一項第四号に規定する所有等株式等をいう。以下この号において同じ。)と当該同意するものを令第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等の所有等株式等とを合計した株式の数若しくは出資の金額又は純議決権数の当該会社の発行済株式の総数若しくは出資の金額の総額又は総議決権

ずれもが三分の一未満であるもの

九 法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第十一項第一号に掲げる議案に関し行う同意のうち、当該同意するものが法第二十七条第一項の規定による届出をして行つた法第二十六条第二項第一号、第三号若しくは第四号若しくは令第二条第二十五項第三号若しくは第五号に掲げる対内直接投資等又は法第二十八条第一項の規定による届出をして行つた法第二十六条第三項に規定する特定取得（以下「特定取得」という。）により当該同意するものが保有する当該対内直接投資等又は当該特定取得に係る会社の実質保有等議決権の数の当該会社の総議決権に占める割合が百分の五十以上に相当する場合における次のいずれかに該当する同意

イ 「略」

ロ 当該会社の子会社（当該外国投資家がしたこれらの届出のうち直近のものをした日において当該会社の子会社であるものに限る。以下この号において「対象子会社」という。）の取締役又は監査役の選任に関し行う当該会社による同意

ハ 「略」

十 外国投資家（令第三条の二第一項各号に掲げる非居住者等（同項に規定する財務大臣が認めたものを除く。）を除く。）が、法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第十一項第一号に掲げる議案に関し行う同意のうち、当該同意の時点において当該議案に係る会社の取締役又は監査役である者の再任に係る同意であつて、当該同意を行う外国投資家が当該議案に係る会社について法第二十七条第一項の規定による届出をして行つた直近の同意（当該取締役又は監査役である者に係る同号に掲げ

に占める割合のいずれもが三分の一未満であるもの

七 法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第十一項第一号に掲げる議案に関し行う同意のうち、当該同意するものが法第二十七条第一項の規定による届出をして行つた法第二十六条第二項第一号、第三号若しくは第四号若しくは令第二条第十六項第三号若しくは第五号に掲げる対内直接投資等又は法第二十八条第一項の規定による届出をして行つた法第二十六条第三項に掲げる特定取得（以下「特定取得」という。）により当該同意するものが保有する当該対内直接投資等又は当該特定取得に係る会社の実質保有等議決権の数の当該会社の総議決権に占める割合が百分の五十以上に相当する場合における次のいずれかに該当する同意

イ 「同上」

ロ 当該会社の子会社（当該外国投資家がした当該届出のうち直近のものをした日に、当該会社の子会社であるものに限る。以下この号において「対象子会社」という。）の取締役又は監査役の選任に関し行う当該会社による同意

ハ 「同上」

「号を加える。」

る議案に関するものに限る。）の日から次に掲げる事項に変更がないもの

イ 当該外国投資家（法人等にあつてはその本店）の所在する国又は地域

ロ 当該外国投資家の国籍等

ハ 当該議案に係る会社又はその子会社若しくは第五項に規定する他の会社の営む事業の属する業種

ニ 当該議案に係る会社又はその子会社若しくは第五項に規定する他の会社による第六項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報（以下「対象技術等」という。）の保有状況（対象技術等に含まれるいずれかの技術又は情報を新たに保有することとなつた場合以外は変更がないものとする。）

ホ 当該取締役又は監査役である者の所在する国又は地域

ヘ 当該取締役又は監査役である者の国籍等

ト 当該取締役又は監査役である者の当該議案に係る会社以外の法人その他の団体（当該外国投資家又は当該外国投資家を被支配会社等とするもの若しくはその被支配会社等（令第三条の二第一項第一号から第五号までに掲げる非居住者等に該当するものを除く。）を除く。）における役員としての経歴（役職名の変更に伴うものを除く。）

チ 当該議案に係る会社の当該議案についての賛否

リ 当該外国投資家の当該議案に係る会社が営む事業（次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に属するもの又は対象技術等に係るものに限る。）への関与の方針

十一
「略」

八
「同上」

十二 法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第十一項第二号から第四号まで及び前条第四項各号に掲げる議案に関し行う同意のうち、自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案以外のものに関し行う同意

十三 法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第十一項第二号から第四号まで及び前条第四項各号に掲げる議案に関し行う同意のうち、次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に属する事業（第十六号及び次条第八項において「対象事業」という。）又は対象技術等に係る事業に係る議案以外の議案に関し行う同意

十四 法第二十六条第二項第六号に掲げる支店等の設置のうち、当該設置に係る支店等（支店、工場その他の事業所をいう。以下この項及び第七条第一項第三号において同じ。）の事業目的が次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に該当せず、かつ、対象技術等を保有しない場合における支店等の設置

十五 「略」

十六 法第二十六条第二項第八号に掲げる事業の承継のうち、対象事業又は対象技術等に係る事業以外の事業のみを承継する場合における当該承継

十七 会社法第百八十五条に規定する株式無償割当てによる株式若しくは当該株式に係る議決権の取得、株式への一任運用（令第二十条第二十五項第三号に掲げる株式への一任運用（同号イに掲げる要件を満たすものに限る。）をいう。以下同じ。）又は当該株式に係る議決権行使等権限の取得

十八 「略」

十九 特別上場会社等（法第二十六条第一項第三号に掲げるもの

九 法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第十一項第二号から第四号まで及び前条第二項各号に掲げる議案に関し行う同意のうち、自ら又は他の株主を通じて株主総会に提出した議案以外のものに関し行う同意

十 法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第十一項第二号から第四号まで及び前条第二項各号に掲げる議案に関し行う同意のうち、次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に属する事業（第三条の二第七項において「対象事業」という。）に係る議案以外の議案に関し行う同意

十一 法第二十六条第二項第六号に掲げる支店等の設置のうち、当該設置に係る支店等（支店、工場その他の事業所をいう。以下この項及び第七条第一項第三号において同じ。）の事業目的が、次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に該当しない支店等の設置

十二 「同上」

「号を加える。」

十三 会社法第百八十五条に規定する株式無償割当てによる株式若しくは当該株式に係る議決権の取得、株式への一任運用（令第二十条第十六項第三号に掲げる株式への一任運用（同号イに掲げる要件を満たすものに限る。）をいう。以下同じ。）又は当該株式に係る議決権行使等権限の取得

十四 「同上」

十五 特別上場会社等（法第二十六条第一項第三号に掲げるもの

のうち上場会社等であつて、次に掲げる上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総議決権に占める割合のいずれもが百分の十未満であるものをいう。以下同じ。）が行う同条第二項第一号、第三号から第五号まで若しくは第七号から第十号までに掲げる行為又は令第二条第二十五項第一号若しくは第三号から第十五号までに掲げる行為（令第三条第一項第六号に掲げる行為を除く。）

イ 各外国株主等（令第二条第四項第一号に規定する外国株主等をいう。以下同じ。）（特定上場会社等及びその子会社（外国法人等の被支配会社等を除く。次号において同じ。）を除く。以下この号において同じ。）が所有する当該上場会社等の実質所有等株式（同項第一号に規定する実質所有等株式をいう。以下同じ。）の数及び当該外国株主等を同条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（法第二十六条第一項第一号から第三号まで又は第五号に掲げるものに該当するものに限る。ロにおいて同じ。）が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数を合計した純株式数（その数を合計する株式に重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計による株式の合計の数をいう。以下同じ。）

のうち上場会社等であつて、次に掲げる上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総議決権に占める割合のいずれもが百分の十未満であるものをいう。第四条第一項第一号において同じ。）が行う法第二十六条第二項第一号、第三号から第五号まで、第七号若しくは第八号に掲げる行為又は令第二条第十六項第一号から第五号まで若しくは第七号に掲げる行為（令第三条第一項第六号に掲げる行為を除く。）

イ 上場会社等の各株主（外国法人等又は令第二条第一項に規定する他の会社若しくはその子会社（令第二条第四項に規定する特定上場会社等を除く。以下この号及び次号において「他の会社等」という。）に限る。）が所有する当該上場会社等の実質株式（同項第一号に規定する実質株式をいう。以下同じ。）の数、当該株主を令第二条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第二十六条第一項第二号、第三号又は第五号に掲げるものに該当するものに限る。ロにおいて同じ。）（以下この号において「株主の密接関係者」という。）が所有する当該上場会社等の実質株式の数並びに当該株主及び当該株主の密接関係者が投資一任契約（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。）その他の契約に基づき他のものから委任を受けて株式の運用（その指図をすることを含み、令第二条第七項に掲げる要件を満たすものに限る。）をする場合におけるその対象となる当該上場会社等の株式の数を合計した純株式数（株式のうち重複するも

ロ 各外国株主等が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権（令第二条第二十七項に規定する議決権代理行使受任に係る議決権を除く。以下このロにおいて同じ。）の数及び当該外国株主等を同条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数

二十 特別非上場会社（法第二十六条第一項第三号に掲げるもののうち上場会社等以外の会社であつて、当該上場会社等以外の会社の株式又は持分を直接に所有するものがいずれも外国法人等又は令第二条第一項各号に掲げるもの（特定上場会社等及びその子会社を除く。）でないものをいう。以下同じ。）が行う法第二十六条第二項第一号、第三号から第五号まで若しくは第七号から第十号までに掲げる行為又は令第二条第二十五項第一号若しくは第三号から第十五号までに掲げる行為

二十一 法第二十六条第二項第一号、第三号、第四号若しくは第九号に掲げる行為又は令第二条第二十五項第九号若しくは第十四号に掲げる行為のうち、有価証券の引受け（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第六号に掲げる有価証券の引受けをいい、同条第六項第三号に係るものを除く。第四条第一項第三号において同じ。）に該当する行為（これに相当する外国の法令によるものを含む。第四条第一項第三号において同じ。）（令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等である場

のがある場合には、当該重複する数を控除した純計によるもの。以下同じ。）

ロ 上場会社等に係る各外国投資家（外国法人等又は他の会社等に限る。）が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権（令第二条第十八項に規定する議決権代理行使受任に係る議決権を除く。以下この号において同じ。）の数及び当該外国投資家を同条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数

十六 特別非上場会社（法第二十六条第一項第三号に掲げるもののうち上場会社等以外の会社であつて、当該上場会社等以外の会社の株式又は持分を直接に所有するものがいずれも外国法人等又は他の会社等でないものをいう。第四条第一項第二号において同じ。）が行う法第二十六条第二項第一号、第三号から第五号まで、第七号若しくは第八号に掲げる行為又は令第二条第十六項第一号から第五号まで若しくは第七号に掲げる行為

十七 法第二十六条第二項第一号、第三号又は第四号に掲げる行為のうち、有価証券の引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に掲げる有価証券の引受けをいい、同条第六項第三号に係るものを除く。第四条第一項第三号において同じ。）に該当する行為（これに相当する外国の法令によるものを含む。同号において同じ。）（令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等である場合にあつては、当該行為により取得した株式の議決権の行使を行わないものに限る。）

合にあつては、当該行為により取得した株式の議決権又は外国議決権の行使を行わないものに限る。）

二十二 特定非上場会社（令第三条第一項第二号に規定する特定非上場会社をいう。以下この号及び次号において同じ。）の議決権に係る議決権代理行使受任（令第二条第二十五項第四号に掲げる行為をいう。以下この項において同じ。）をしていた法人又は特定非上場会社の議決権に係る議決権代理行使委任（同項第二号に掲げる行為をいう。以下この項において同じ。）に係る受任をした法人の合併により合併後存続する法人又は新たに設立される法人が当該議決権代理行使受任又は当該議決権代理行使委任に係る契約を承継する場合における当該議決権代理行使受任又は当該議決権代理行使委任

二十三 「略」

二十四 非上場会社の議決権に係る議決権代理行使受任（当該議決権代理行使受任の後における当該議決権代理行使受任をするものの保有等非上場会社議決権数（直接に保有する非上場会社の議決権の数と議決権代理行使受任（令第二条第二十五項第四号イに該当するものに限る。）に係る議決権の数とを合計した議決権の数という。以下この号において同じ。）と当該議決権代理行使受任をするものを同条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等の保有等非上場会社議決権数とを合計した純議決権数の当該非上場会社の総議決権に占める割合が百分の十以上となる場合の当該議決権代理行使受任を除く。）であつて、令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等に該当する非上場会社の議決権に係る議決権代理行使受任以外のもの

十八 特定非上場会社（令第三条第一項第二号に規定する特定非上場会社をいう。以下この号及び次号において同じ。）の議決権に係る議決権代理行使受任（令第二条第十六項第四号に掲げる議決権代理行使受任をいう。以下この項において同じ。）をしていた法人又は特定非上場会社の議決権に係る議決権代理行使委任（同項第六号に掲げる議決権代理行使委任をいう。以下この項において同じ。）に係る受任をした法人の合併により合併後存続する法人又は新たに設立される法人が当該議決権代理行使受任又は当該議決権代理行使委任に係る契約を承継する場合における当該議決権代理行使受任又は当該議決権代理行使委任

十九 「同上」

二十 非上場会社の議決権に係る議決権代理行使受任（当該議決権代理行使受任の後における当該議決権代理行使受任をするものの保有等非上場会社議決権数（直接に保有する非上場会社の議決権の数と議決権代理行使受任（令第二条第十六項第四号イに該当するものに限る。）に係る議決権の数とを合計した議決権の数という。以下この号において同じ。）と当該議決権代理行使受任をするものを令第二条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等の保有等非上場会社議決権数とを合計した純議決権数の当該非上場会社の総議決権に占める割合が百分の十以上となる場合の当該議決権代理行使受任を除く。）であつて、令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等に該当する非上場会社の議決権に係る議決権代理行使受任以外のもの

二十五 株式の分割若しくは併合により発行される新株に係る議決権に係る議決権代理行使受任、議決権代理行使委任又は共同議決権行使同意取得（令第二条第二十五項第六号に掲げる行為をいう。以下この項及び第七条第一項第四号において同じ。）（以下この項において「議決権代理行使受任等」という。）であつて、当該株式に係る議決権に係る議決権代理行使受任等をしていた場合における当該株式に係る議決権に係る議決権代理行使受任等に相当するもの

〔二十六～二十八 略〕

二十九 相続又は遺贈により共同議決権行使同意取得又は令第二条第二十五項第十三号に掲げる行為に係る契約を承継した場合における当該共同議決権行使同意取得又は当該行為

三十 令第二条第二十五項第九号から第十五号までに掲げる行為であつて、当該行為に係る出資証券所有法人等（同項第九号に規定する出資証券所有法人等をいう。以下同じ。）が組合等（特定組合類似団体を除く。）の財産としてのみ特別の法律により設立された法人の出資証券を所有する場合における当該行為

三十一 令第二条第二十五項第九号に掲げる行為であつて、当該行為をしたものが、当該行為の後において保有することとなる当該行為に係る出資証券所有法人等の実質保有等外国議決権（同項第十一号に規定する実質保有等外国議決権をいう。以下この号、第三十四号及び第三十五号において同じ。）の数及び当該取得をしたものを同条第十七項第一号に規定する間接取得者とした場合に同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものに該当することとなる非居住者等が保有する当該出資

もの

二十一 株式の分割若しくは併合により発行される新株に係る議決権に係る議決権代理行使受任、議決権代理行使委任又は共同議決権行使同意取得（令第二条第十六項第七号に掲げる共同議決権行使同意取得をいう。以下この項及び第七条第一項第四号において同じ。）（以下この項において「議決権代理行使受任等」という。）であつて、当該株式に係る議決権に係る議決権代理行使受任等をしていた場合における当該株式に係る議決権に係る議決権代理行使受任等に相当するもの

〔二十二～二十四 同上〕

二十五 相続又は遺贈により共同議決権行使同意取得に係る契約を承継した場合における当該共同議決権行使同意取得

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

証券所有法人等の実質保有等外国議決権の数を合計した外国議決権の数（その数を合計する外国議決権に重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計による外国議決権の合計の数）の当該出資証券所有法人等の外国議決権の総数に占める割合が百分の五十未満であるもの

三十二 令第二条第二十五項第九号から第十五号までに掲げる行為（出資証券所有法人等に係るものに限る。）であつて、次のいずれにも該当しないもの

イ 当該行為をしたもの（特定組合等（法第二十六条第一項第四号に規定する特定組合等をいう。次号において同じ。）が当該行為に相当するものを行つた場合にあつては、当該特定組合等。以下このイにおいて同じ。）又は当該行為をしたものを被支配会社等とするものが、令第三条の二第一項各号に掲げる非居住者等（同項に規定する財務大臣が認めたものを除く。）に該当する場合における当該行為

ロ 次の要件のいずれも満たすもの

(1) 当該行為をしたもの（以下このロにおいて「間接取得者等」という。）が所有する特別の法律により設立された法人（当該行為に係る出資証券所有法人等が出資証券を所有するものに限る。）の出資証券の口数及び当該行為の前における当該間接取得者等を令第二条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等が所有する当該特別の法律により設立された法人の出資証券の口数を合計した出資証券の口数の当該特別の法律により設立された法人の出資証券の総口数に占める割合が百分の五十未満であること。

「号を加える。」

(2) (1)に規定する合計した出資証券の口数と、当該行為に係る出資証券所有法人等及び当該行為の後における当該出資証券所有法人等を令第二条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（当該間接取得者等又は(1)に規定する非居住者等に該当するものを除く。）が所有する当該特別の法律により設立された法人の出資証券の口数とを合計した出資証券の口数の当該特別の法律により設立された法人の出資証券の総口数に占める割合が百分の五十以上となること。

三十三 令第二条第二十五項第九号に掲げる行為であつて、次のいずれにも該当するもの

イ 当該行為をしたもの（特定組合等が当該行為に相当するものを行つた場合にあつては、当該特定組合等。以下この号において「間接取得者等」という。）又は当該間接取得者等を被支配会社等とするものが、令第三条の二第一項各号に掲げる非居住者等（同項に規定する財務大臣が認めたものを除く。）に該当しない場合における当該行為

ロ 次の(1)又は(2)に掲げるものからの外国議決権の取得

(1) 当該間接取得者等を被支配会社等とする個人又は法人その他の団体

(2) (1)に掲げるものの被支配会社等

三十四 法第二十六条第二項第十号に掲げる役員の選任に係る外国議決権の行使のうち、当該行使をするものが法第二十七条第一項の規定による届出をして行つた法第二十六条第二項第九号又は令第二条第二十五項第十一号に掲げる行為により保有する当該外国議決権に係る外国法令に基づいて設立された法人その

「号を加える。」

「号を加える。」

他の団体の実質保有等外国議決権の数の当該法人その他の団体の外国議決権の総数に占める割合が百分の五十以上に相当する場合における当該行使

三十五 令第二条第二十五項第十号に掲げる役員の選任に係る外国議決権の行使のうち、当該行使をするものが法第二十七条第一項の規定による届出をして行つた令第二条第二十五項第九号又は第十一号に掲げる行為により保有する当該外国議決権に係る外国法令に基づいて設立された法人その他の団体の実質保有等外国議決権の数の当該法人その他の団体の外国議決権の総数に占める割合が百分の五十以上に相当する場合における当該行使

三十六 法第二十六条第二項第十号又は令第二条第二十五項第十号に掲げる役員の選任に係る外国議決権の行使のうち、当該行使をしたものが自ら又は他のものを通じて当該選任に係る議案の提案を行つた場合以外の場合における当該行使

4 令第三条第二項第一号に規定する主務省令で定める業種は、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種とする。

5 令第三条第二項第一号イ及びロ並びに同項第二号イ及びロ並びに令第三条の二第三項第三号に規定する主務省令で定めるものは、会社（その子会社を含む。）又は法人（会社を除き、その被支配会社等を含む。）がその総議決権の百分の五十に相当する議決権の数を保有する他の会社（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）とする。

6 令第三条第二項第二号イに規定する主務省令で定める技術又は情報は、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報とする。

「号を加える。」

「号を加える。」

3 令第三条第二項第一号に規定する主務省令で定める業種は、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種とする。

4 令第三条第二項第一号及び令第三条の二第二項第三号に規定する主務省令で定めるものは、会社（その子会社を含む。）がその総議決権の百分の五十に相当する議決権の数を保有する他の会社（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）とする。

「項を加える。」

7 令第三条第二項第三号に規定する主務省令で定める対内直接投資等は、別表第一に掲げる国又は地域以外の国又は地域の外国投資家により行われる対内直接投資等（法第二十六条第一項第三号若しくは第五号に掲げるものに該当する外国投資家により行われる対内直接投資等又は同項第四号に掲げるもの（特定組合類似団体を除く。）に該当する外国投資家が行う対内直接投資等に相当するものに伴つてその組合員により行われる対内直接投資等を除く。）とする。

8 令第三条第二項第四号に規定する主務省令で定める対内直接投資等は、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等とする。

9 令第三条第三項の規定に基づき届出をしようとするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、三とする。

一 法第二十六条第二項第一号、第三号及び第四号並びに令第二十五条第一号、第三号及び第五号に掲げる行為 別紙様式第一

二 法第二十六条第二項第二号に掲げる行為 別紙様式第二

三 令第二十五条第二号に掲げる行為 別紙様式第三

四 令第二十五条第四号に掲げる行為 別紙様式第四

五 令第二十五条第六号に掲げる行為 別紙様式第五

5 令第三条第二項第二号に規定する主務省令で定める対内直接投資等は、別表第一に掲げる国又は地域以外の国又は地域の外国投資家により行われる対内直接投資等（法第二十六条第一項第三号又は第五号に該当する外国投資家により行われる対内直接投資等を除く。）とする。

6 令第三条第二項第三号に規定する主務省令で定める対内直接投資等は、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等とする。

7 令第三条第三項の規定に基づき届出をしようとするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、三とする。

一 法第二十六条第二項第一号、第三号及び第四号に規定する株式、持分又は議決権の取得並びに令第二十六条第十六項第二号に規定する出資証券の取得、同項第三号に規定する株式への一任運用及び同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得 別紙様式第一

二 法第二十六条第二項第二号に規定する株式又は持分の譲渡 別紙様式第二

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

六 法第二十六条第二項第五号に規定する会社の事業目的の実質的な変更に関し行う同意 別紙様式第六

七 令第二条第十一項第一号に規定する取締役又は監査役の選任に係る議案に関し行う同意 別紙様式第七

八 令第二条第十一項第二号から第四号まで及び前条第四項各号に掲げる議案に関し行う同意 別紙様式第八

九 法第二十六条第二項第六号に規定する支店等の設置 別紙様式第九

十 法第二十六条第二項第六号に規定する支店等の種類又は事業目的の実質的な変更 別紙様式第十

十一 法第二十六条第二項第七号及び令第二条第二十五項第七号に掲げる行為 別紙様式第十一

十二 令第二条第二十五項第八号に掲げる行為 別紙様式第十二

十三 法第二十六条第二項第八号に掲げる行為 別紙様式第十三

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

十四 法第二十六条第二項第九号並びに令第二条第二十五項第九号、第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為 別紙様式第十四

三 法第二十六条第二項第五号に規定する会社の事業目的の実質的な変更に関し行う同意 別紙様式第三

三の二 令第二条第十一項第一号に規定する取締役又は監査役の選任に係る議案に関し行う同意 別紙様式第三の二

三の三 令第二条第十一項第二号から第四号まで及び前条第二項各号に掲げる議案に関し行う同意 別紙様式第三の三

四 法第二十六条第二項第六号に規定する支店等の設置 別紙様式第四

五 法第二十六条第二項第六号に規定する支店等の種類又は事業目的の実質的な変更 別紙様式第五

六 法第二十六条第二項第七号に規定する金銭の貸付け 別紙様式第六

「号を加える。」

六の二 法第二十六条第二項第八号に規定する事業の承継 別紙様式第六の二

七 令第二条第十六項第一号に規定する社債の取得 別紙様式第七

八 令第二条第十六項第四号に規定する議決権代理行使受任 別紙様式第七の二

九 令第二条第十六項第六号に規定する議決権代理行使委任 別紙様式第七の三

十 令第二条第十六項第七号に規定する共同議決権行使同意取得 別紙様式第七の四

「号を加える。」

十五 令第二条第二十五項第十三号に掲げる行為 別紙様式第十
五

十六 法第二十六条第二項第十号及び令第二条第二十五項第十号
に掲げる行為 別紙様式第十六

十七 令第二条第二十五項第十五号に掲げる行為 別紙様式第十
七

10 前項第一号、第六号及び第十三号の届出書にあつては、次に掲
げる事項を記載した書類を添付して提出しなければならない。

一 当該届出書を提出するもの（以下この項において「届出者」と
いう。）に関する事項

二 対内直接投資等に係る会社その他の法人に関する事項

三 届出者に出資するものに関する事項

四 届出者の事業方針等に影響を及ぼすものに関する事項

11 財務大臣及び事業所管大臣は、第九項の規定により届出書を受
理したときは、当該届出書にその旨を記入し、そのうち一通を届出
受理証として届出者に交付するものとする。ただし、同項の手續が
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年
法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電
子情報処理組織を使用して行われたときは、電磁的記録（電子的方
式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができな
い方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用
に供されるものをいう。）に記録された届出書の内容を書面に出力
したものに届出を受理した旨を記入し、届出受理証として届出者
に交付するものとする。

12 令第三条第十八項の規定に基づき法第二十七条第七項の規定に
よる通知又は令第三条の四第七項の規定に基づき法第二十七条の

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「項を加える。」

8 財務大臣及び事業所管大臣は、前項の規定により届出書を受
理したときは、当該届出書にその旨を記入し、そのうち一通を届出受
理証として届出者に交付するものとする。ただし、前項の手續が情
報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法
律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子
情報処理組織を使用して行われたときは、電磁的記録（電子的方
式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができな
い方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用
に供されるものをいう。）に記録された届出書の内容を書面に出力
したものに届出を受理した旨を記入し、届出受理証として届出者
に交付するものとする。

9 令第三条第十四項の規定に基づき法第二十七条第七項の規定に
よる通知をしようとするものは、別紙様式第八による通知書を、日

四第二項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第十八による通知書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき通知書の通数は、一とする。

13 令第三条第二十項第一号（令第三条の二第七項、第四条第十三項、第四条の三第六項、第四条の八第十一項及び第六条の三第五項において準用する場合を含む。）に規定する他のものを通じて間接に保有するものとして主務省令で定める法人その他の団体の議決権の数は、次に掲げるものが直接に保有する当該法人その他の団体の議決権の数とする。

一 当該非居住者等又は当該非居住者等と令第三条第二十項第二号から第六号までに掲げる関係にある者の出資比率が百分の五十以上である法人その他の団体

二 前号に掲げるものの被支配会社等

三 当該非居住者等又は当該非居住者等と令第三条第二十項第二号から第六号までに掲げる関係にある者の被支配会社等（前二号に掲げるものを除く。）

14 令第三条第二十一項第四号（令第三条の二第八項、第四条第十四項、第四条の三第七項、第四条の八第十二項及び第六条の三第六項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める特定技術は、財務大臣及び経済産業大臣が定める特定技術とする。

（対内直接投資等の届出の特例に関する事項）

第三条の二 令第三条の二第一項第五号イに規定する他の法人その他の団体を通じて間接に保有するものとして主務省令で定める法人その他の団体の議決権又は外国議決権の数は、次に掲げるもの

本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき通知書の通数は、一とする。

「項を加える。」

「項を加える。」

（対内直接投資等の届出の特例に関する事項）

第三条の二 令第三条の二第一項第五号イ及び令第四条の三第一項第五号イに規定する他の法人その他の団体（以下この項において「間接法人等」という。）を通じて間接に保有するものとして主務

が直接に保有する当該法人その他の団体の議決権又は外国議決権の数とする。

一 令第三条の二第一項第三号に規定する外国政府等又は当該外国政府等に対し同項第四号に規定する義務を負う個人若しくは法人その他の団体の出資比率が百分の五十以上である法人その他の団体

二 前号に掲げるものの被支配会社等

三 第一号に規定する外国政府等又は同号に規定する個人若しくは法人その他の団体の被支配会社等（前二号に掲げるものを除く。）

2 令第三条の二第三項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

「一七 略」

3 令第三条の二第三項第三号に規定する主務省令で定める業種（以下この条において「特定業種」という。）は、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種とする。

4 令第三条の二第三項第三号に規定する主務省令で定める技術又は情報は、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報（以下この条において「特定技術等」という。）とする。

省令で定める法人その他の団体の議決権の数は、当該法人その他の団体の株主若しくは出資者である間接法人等（外国政府等（令第三条の二第一項第三号に規定する外国政府等をいう。以下この項及び第七条第四項第五号において同じ。）又は外国政府等に対し令第三条の二第一項第四号に規定する義務を負う個人若しくは法人その他の団体の出資比率が百分の五十以上であるものに限り。）又はその子会社等（会社法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。第四項第一号において同じ。）が直接に保有する当該法人その他の団体の議決権の数とする。

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

2 令第三条の二第二項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

「一七 同上」

3 令第三条の二第二項第三号に規定する主務省令で定める業種（以下この条において「特定業種」という。）は、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種とする。

「項を加える。」

5 令第三条の二第三項第三号に規定する主務省令で定める外国投資家は、次に掲げるもの（同条第一項各号に掲げる非居住者等に該当するものを除く。）とする。

一 その財務及び営業若しくは事業の方針についての実質的な決定が令第三条の二第一項第四号に掲げる個人若しくは法人その他の団体によつて行われるもの又は当該決定がその設立に当たつて準拠した法令を制定した国若しくは地域以外の国若しくは地域において行われることによつて当該決定が同号の義務を課す法令その他これに類するものの影響を受けるもの若しくはその被支配会社等

二 「略」

三 前号又はこの号に掲げるものとの契約に基づき、令第三条の二第一項第四号に規定する外国政府等による情報収集活動に協力するために情報を開示する義務を負うもの（前二号に掲げるものを除く。）

6 令第三条の二第三項第三号に規定する主務省令で定める事業者は、特定業種に属する事業を行う者又は同号に規定する特定法人に該当する者であつて経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項に規定する特定社会基盤事業者であるものとする。

7 令第三条の二第三項第三号イに規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

「一〇七 略」

8 令第三条の二第三項第六号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 対内直接投資等に係る会社（以下この号及び次号において「発

4 令第三条の二第二項第三号に規定する主務省令で定める外国投資家は、次に掲げるもの（同条第一項各号に該当するものを除く。）とする。

一 その財務及び営業若しくは事業の方針についての実質的な決定が令第三条の二第一項第四号に掲げる個人若しくは法人その他の団体によつて行われるもの又は当該決定がその設立に当たつて準拠した法令を制定した国若しくは地域以外の国若しくは地域において行われることによつて当該決定が同号の義務を課す法令その他これに類するものの影響を受けるもの若しくはその子会社等

二 「同上」

三 前号又は本号に掲げるものとの契約に基づき、令第三条の二第一項第四号に規定する外国政府等による情報収集活動に協力するために情報を開示する義務を負うもの（前二号に掲げるものを除く。）

5 令第三条の二第二項第三号に規定する主務省令で定める事業者は、特定業種に属する事業を行う者であつて経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項に規定する特定社会基盤事業者であるものとする。

6 令第三条の二第二項第三号イに規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

「一〇七 同上」

7 令第三条の二第二項第五号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 対内直接投資等に係る会社（以下この号及び次号において「発

行会社」という。）、特定子会社（発行会社の子会社であつて対象事業を営むもの又は対象技術等を保有するもの）をいう。以下この号において同じ。）、特定親会社（特定子会社の親会社（会社法第二条第四号に規定する親会社をいい、発行会社並びに外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。第四条の三第四項第一号において同じ。）であつて発行会社以外のものをいう。）又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として前条第五項に規定する他の会社（子会社を除く。）であつて、対象事業を営むもの又は対象技術等を保有するもの（以下この項において「発行会社等」という。）の取締役（当該発行会社等が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第四条の三第四項第一号において同じ。）である場合にあつては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）若しくは監査役に新たに就任すること又は第二条第三項第二号イから又までに掲げる者（外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げる非居住者等に該当する場合にあつては第二条第三項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役若しくは監査役に新たに就任させることを目的とする対内直接投資等

二 令第二条第十一項第二号から第四号までに掲げる議案及び第二条第四項各号に掲げる議案（対象事業又は対象技術等に係る事業に係るものに限る。）を発行会社の株主総会に提案すること

を目的とする対内直接投資等

三 対象事業に係る非公開の技術情報又は非公開の対象技術等の

行会社」という。）、特定子会社（発行会社の子会社であつて対象事業を営むもの）をいう。以下この号において同じ。）、特定親会社（特定子会社の親会社（会社法第二条第四号に規定する親会社をいい、発行会社並びに外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。第四条の三第二項第一号において同じ。）であつて発行会社以外のものをいう。）又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として前条第四項に規定する他の会社（子会社を除く。）であつて対象事業を営むもの（以下この項において「発行会社等」という。）の取締役（当該発行会社等が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第四条の三第二項第一号において同じ。）である場合にあつては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）若しくは監査役に新たに就任すること又は第二条第一項第二号イから又までに掲げる者（外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるもの）に該当する場合にあつては第二条第一項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役又は監査役に新たに就任させることを目的とする対内直接投資等

二 令第二条第十一項第二号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案（対象事業に係るものに限る。）を発行会社の株主総会に提案することを目的とする対内直接投資等

三 対象事業に係る非公開の技術情報の取得その他の当該技術情

取得その他の当該技術情報又は当該対象技術等の流出につながるおそれのある行為を行うことを目的とする対内直接投資等

四 令第三条の二第三項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業又は特定技術等に関し、当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会に出席し、若しくは自らが指定する者を出席させること又は当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会若しくはそれらの構成員に対し、自ら若しくはその指定する者を通じて期限を付して、当該発行会社等の回答若しくは行動を求めて書面若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により提案を行うことを目的とする対内直接投資等

五 第五項各号に掲げるものが令第三条の二第三項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業又は特定技術等に関し、非公開情報（発行会社等の役員に係る就業条件、報酬その他の役員に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。）の取得その他の当該情報の流出につながるおそれのある行為を行うことを目的とする対内直接投資等

六 第五項各号に掲げるものが令第三条の二第三項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業又は特定技術等に係る事業に関し、発行会社等の使用人その他の従業者として就労し、若しくは自らの指示により第二条第三項第二号イから又までに掲げる者を発行会社等の使用

報の流出につながるおそれのある行為を行うことを目的とする対内直接投資等

四 令第三条の二第二項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業に関し、当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会に出席し、若しくは自らが指定する者を出席させること又は当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会若しくはそれらの構成員に対し、自ら若しくはその指定する者を通じて期限を付して、当該発行会社等の回答若しくは行動を求めて書面若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により提案を行うことを目的とする対内直接投資等

五 第四項各号に掲げるものが令第三条の二第二項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業に関し、非公開情報（発行会社等の役員に係る就業条件、報酬その他の役員に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。）の取得その他の当該情報の流出につながるおそれのある行為を行うことを目的とする対内直接投資等

六 第四項各号に掲げるものが令第三条の二第二項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業に関し、発行会社等の使用人その他の従業者として就労し、若しくは自らの指示により第二条第一項第二号イから又までに掲げる者を発行会社等の使用人その他の従業者として就

人その他の従業者として就労させること、又は発行会社等の役員若しくは使用人その他の従業者に対し、自ら若しくは第三者において就労することの勧誘をすることを目的とする対内直接投資等

七 法第二十七条第一項の規定による届出をせずに令第二条第十一項第一号から第四号までに掲げる議案及び第二条第四項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意を行つた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る対内直接投資等

八 令第二条第十一項第一号から第四号までに掲げる議案及び第二条第四項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に関し、法第二十七条第一項の規定による届出をして、禁止期間（法第二十九条第八項に規定する禁止期間をいう。第四条の三第四項第五号において同じ。）の満了前に同意を行つた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る対内直接投資等

九 令第二条第十一項第一号から第四号までに掲げる議案及び第二条第四項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に関し、虚偽の届出をした外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る対内直接投資等

十 令第二条第十一項第一号から第四号までに掲げる議案及び第二条第四項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意の届出をして、当該対内直接投資等に係る内容の変更、法第二十七条第五項に規定する国の安全等に係る措置に関する修正又は当該対内直接投資等の中止を命じられた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る対内直接投資等（当該外

労させること、又は発行会社等の役員若しくは使用人その他の従業者に対し、自ら若しくは第三者において就労することの勧誘をすることを目的とする対内直接投資等

七 法第二十七条第一項の規定による届出をせずに令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意を行つた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る対内直接投資等

八 令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に関し、法第二十七条第一項の規定による届出をして、禁止期間（法第二十九条第六項に規定する禁止期間をいう。第四条の三第二項第五号において同じ。）の満了前に同意を行つた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る対内直接投資等

九 令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に関し、虚偽の届出をした外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る対内直接投資等

十 令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意の届出をして、当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止を命じられた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る対内直接投資等（当該外国投資家が当該変更又は中止の命令に従つた場合（当該届出が令第二条第十一項第一号に掲げる議案のう

国投資家が当該変更、国の安全等に係る措置に関する修正又は当該中止の命令に従った場合（当該届出が令第二条第十一項第一号に掲げる議案のうち自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外の場合にあつては、第二条第三項第一号からトまでに掲げる者の選任に係る場合に限る。）を除く。）

（国の安全等に係る措置の修正の届出等）

第三条の三 令第三条の三第一項の規定に基づき届出をしようとするものは、別紙様式第十九による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、三とする。

2 第三条第十一項の規定は、前項に規定する届出書について準用する。

（国の安全等に係る措置の変更の届出等）

第三条の四 令第三条の四第一項の規定に基づき届出をしようとするものは、別紙様式第十九による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、三とする。

2 第三条第十一項の規定は、前項に規定する届出書について準用する。

（特定取得の届出等）

第四条 令第四条第一項第五号に規定する主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

ち自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外の場合にあつては、第二条第一項第一号からトまでに掲げる者の選任に係る場合に限る。）を除く。）

「条を加える。」

「条を加える。」

（特定取得の届出等）

第四条 令第四条第一項第四号に規定する主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

「二〇三 略」

四 外国投資家（令第四条の三第一項各号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）が行う特定取得であつて、次に掲げる要件を満たすもの

イ 次に掲げるものに該当するもの及びその被支配会社等が直接に保有する当該外国投資家の議決権又は外国議決権の数の当該外国投資家の議決権の総数又は外国議決権の総数に占める割合が百分の百であること。

- (1) 法第二十六条第一項各号に掲げるものに該当しないもの
- (2) 特定上場会社等
- (3) 特別上場会社等（特定上場会社等を除く。）
- (4) 特別非上場会社

ロ 当該特定取得をする前において、イ(1)から(4)までに掲げるもの（自己又はその被支配会社等が当該外国投資家の議決権又は外国議決権を保有するものに限る。）及びその被支配会社等が直接に保有する当該特定取得に係る会社の議決権の数の当該会社の総議決権に占める割合が百分の五十以上であること。

五 外国投資家（株式会社に限る。）が行う当該外国投資家の株式に係る特定取得であつて、次に掲げる要件を満たすもの

イ 当該行為の前において、当該外国投資家の株主が、次に掲げるもののみであること。

- (1) 当該行為の相手方
- (2) 当該外国投資家の親会社等
- (3) (2)に掲げるもの（法人等に限る。）の役員
- (4) (2)の被支配会社等

「二〇三 同上」
「号を加える。」

「号を加える。」

- (6) 法第二十六条第一項各号に掲げるものに該当しないもの

六 次に掲げる場合における外国投資家（株式会社に限る。）による当該外国投資家の株式に係る特定取得

イ 会社法第百六十六条第一項の規定による請求があつた場合

(当該外国投資家の一の株主の実質保有等議決権の数及び当該株主を令第二条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該外国投資家の総議決権に占める割合が百分の百となる場合を除く。)

口 会社法第百九十二条第一項の規定による請求があつた場合

合 会社法第二百三十四条第四項各号に掲げる事項を定めた場

二 会社法第百十六條第五項、第百八十二條の第四項、第四百六十九條第五項、第七百八十五條第五項、第七百九十七條第五項、第八百六條第五項又は第八百十六條の六第五項（これらの規定を株式会社について他の法令において準用する場合を含む。）に規定する株式買取請求に応じる場合

3 令第四条第二項に規定する主務省令で定める技術又は情報は、

財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報とする。

5 令第四条第三項の規定に基づき届出をしようとするものは、別

紙様式第一による届出書に、次に掲げる事項を記載した書類を添

2
「同上」

「項を加える。」

3||
「同上」

4
令第四条第三項の規定に基づき届出をしようとするものは、別

紙様式第一による届出書を、日本銀行を經由して財務大臣及び事

付し、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、三とする。

一 当該届出書を提出するもの（以下この項において「届出者」という。）に関する事項

二 特定取得に係る会社に関する事項

三 届出者に出資するものに関する事項

四 届出者の事業方針等に影響を及ぼすものに関する事項

6 財務大臣及び事業所管大臣は、前項の規定により届出書を受理したときは、当該届出書にその旨を記入し、そのうち一通を届出受理証として届出者に交付するものとする。この場合においては、第三条第十一項ただし書の規定を準用する。

7 令第四条第十一項の規定に基づき法第二十八条第七項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知又は令第四条の第五項第七項の規定に基づき法第二十八条の四第二項において読み替えて準用する法第二十八条第七項において準用する法第二十七条の四第二項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第二十による通知書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき通知書の通数は、一とする。

（特定取得の届出の特例に関する事項）

第四条の三 「①」令第四条の三第一項第五号イに規定する他の法人その他の団体を通じて間接に保有するものとして主務省令で定める法人その他の団体の議決権又は外国議決権の数は、次に掲げるものが直接に保有する当該法人その他の団体の議決権又は外国議

業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、三とする。

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

5 財務大臣及び事業所管大臣は、前項の規定により届出書を受理したときは、当該届出書にその旨を記入し、そのうち一通を届出受理証として届出者に交付するものとする。この場合においては、第三条第八項ただし書の規定を準用する。

6 令第四条第十一項の規定に基づき法第二十八条第七項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第八の二による通知書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき通知書の通数は、一とする。

（特定取得の届出の特例に関する事項）

第四条の三 「項を加える。」

決権の数とする。

一 令第四条の三第一項第三号に規定する外国政府等又は当該外国政府等に対し同項第四号に規定する義務を負う個人若しくは法人その他の団体の出資比率が百分の五十以上である法人その他の団体

二 前号に掲げるものの被支配会社等

三 第一号に規定する外国政府等又は同号に規定する個人若しくは法人その他の団体の被支配会社等（前二号に掲げるものを除く。）

2 〔略〕

3 令第四条の三第二項第一号に規定する主務省令で定める技術又は情報は、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報とする。

4 令第四条の三第二項第四号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 特定取得に係る会社（以下この号及び次号において「発行会社」という。）、特定子会社（発行会社の子会社であつて第四条第二項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に属する事業（以下この項において「特定対象事業」という。）を営むもの又は同条第三項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める技術若しくは情報（以下この項において「特定対象技術等」という。）を保有するものをいう。）、特定親会社（特定子会社の親会社であつて発行会社以外のものをいう。）又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として同条第四項に規定する他の会社（子会社を除く。）であつて特定対象事業を営むもの若

① 〔同上〕
〔項を加える。〕

2 令第四条の三第二項第三号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 特定取得に係る会社（以下この号及び次号において「発行会社」という。）、特定子会社（発行会社の子会社であつて第四条第二項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に属する事業（以下この項において「特定対象事業」という。）を営むものをいう。）、特定親会社（特定子会社の親会社であつて発行会社以外のものをいう。）、又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として第四条第三項に規定する他の会社（子会社を除く。）であつて特定対象事業を営むもの（以下この号において「発行会社等」という。）の取締役（当該発行会社等が持分会社である場合にあつては、業務を執行する社員又は業務を執行する社

しくは特定対象技術等を保有するもの（以下この号において「発行会社等」という。）の取締役（当該発行会社等が持分会社である場合にあっては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）若しくは監査役に新たに就任すること又は第二条第三項第二号イから又までに掲げる者（外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げる非居住者等に該当する場合にあつては第二条第三項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役若しくは監査役に新たに就任させることを目的とする特定取得

二 令第二条第十一項第二号から第四号までに掲げる議案及び第二条第四項各号に掲げる議案（特定対象事業又は特定対象技術等に係る事業に係るものに限る。）を発行会社の株主総会に提案することを目的とする特定取得

三 特定対象事業に係る非公開の技術情報又は非公開の特定対象技術等の取得その他の当該技術情報又は当該特定対象技術等の流出につながるおそれのある行為を行うことを目的とする特定取得

四 法第二十七条第一項の規定による届出をせずに令第二条第十一項第一号から第四号までに掲げる議案及び第二条第四項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意を行つた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る特定取得

五 令第二条第十一項第一号から第四号までに掲げる議案及び第二条第四項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に関し、法第二十七条第一項の規定による届出をして、禁止期間の満了前に同意を行つた外国投資家が行う当該

員の職務を行うべき者をいう。）若しくは監査役に新たに就任すること又は第二条第一項第二号イから又までに掲げる者（外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものに該当する場合にあつては第二条第一項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役又は監査役に新たに就任させることを目的とする特定取得

二 令第二条第十一項第二号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案（特定対象事業に係るものに限る。）を発行会社の株主総会に提案することを目的とする特定取得

三 特定対象事業に係る非公開の技術情報の取得その他の当該技術情報の流出につながるおそれのある行為を行うことを目的とする特定取得

四 法第二十七条第一項の規定による届出をせずに令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意を行つた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る特定取得

五 令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に関し、法第二十七条第一項の規定による届出をして、禁止期間の満了前に同意を行つた外国投資家が行う当該同意に係る会社

同意に係る会社に係る特定取得

六 令第二条第十一項第一号から第四号までに掲げる議案及び第二條第四項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に関し、虚偽の届出をした外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る特定取得

七 令第二条第十一項第一号から第四号までに掲げる議案及び第二條第四項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意の届出をして、当該対内直接投資等に係る内容の変更、法第二十七条第五項に規定する国の安全等に係る措置に関する修正又は中止を命じられた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る特定取得（当該外国投資家が当該変更、国の安全等に係る措置に関する修正又は当該中止の命令に従った場合（当該届出が令第二条第十一項第一号に掲げる議案のうち自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外の場合にあつては、第二条第三項第一号ロからトまでに掲げる者の選任に係る場合に限る。）を除く。）

（国の安全に係る措置の修正の届出等）

第四条の四 令第四条の四第一項の規定に基づき届出をしようとするものは、別紙様式第十九による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、三とする。

2 第三条第十一項の規定は、前項に規定する届出書について準用する。

（国の安全に係る措置の変更の届出等）

に係る特定取得

六 令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二條第二項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に関し、虚偽の届出をした外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る特定取得

七 令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二條第二項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意の届出をして、当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止を命じられた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る特定取得（当該外国投資家が当該変更又は中止の命令に従った場合（当該届出が令第二条第十一項第一号に掲げる議案のうち自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外の場合にあつては、第二条第一号ロからトまでに掲げる者の選任に係る場合に限る。）を除く。）

「条を加える。」

第四条の五 令第四条の五第一項の規定に基づき届出をしようとするものは、別紙様式第十九による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、三とする。

2 第三条第十一項の規定は、前項に規定する届出書について準用する。

(報告の徴収等)

第四条の六 令第四条の八第三項に規定する主務省令で定める手続は、報告書を提出する場所、提出する報告書の通数その他財務大臣及び事業所管大臣が定める手続とする。

2 財務大臣及び事業所管大臣は、法第二十九条の二第一項の規定により報告を求めるときは、併せて前項に規定する手続を通知するものとする。

3 令第四条の八第八項の規定に基づき法第二十九条の二第四項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第二十一による通知書を、財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき通知書の通数は、一とする。

4 令第四条の八第九項第二号に規定する主務省令で定める議案は、第二条第四項各号に掲げる議案とする。

(技術導入契約の締結等の届出等)

第五条 「略」

2 令第五条第二項の規定に基づき届出をしようとする居住者は、別紙様式第二十二による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において

「条を加える。」

「条を加える。」

(技術導入契約の締結等の届出等)

第五条 「同上」

2 令第五条第二項の規定に基づき届出をしようとする居住者は、別紙様式第九による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合においては、第

は、第三条第九項後段の規定を準用する。

3 財務大臣及び事業所管大臣は、前項の規定により届出書を受理したときは、当該届出書にその旨を記入し、そのうち一通を届出受理証として届出者に交付するものとする。この場合においては、第三条第十一項ただし書の規定を準用する。

4 令第五条第九項の規定に基づき法第三十条第七項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第二十三による通知書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合においては、第三条第十二項後段の規定を準用する。

(対内直接投資等及び特定取得の報告)

第六条の二 令第六条の三第一項の規定に基づき、別表第三の第二欄に掲げるものが行つた同表の第三欄に掲げる業種又は法人に係る同表の第一欄に掲げる対内直接投資等又は特定取得について報告をしようとするものは、対内直接投資等又は特定取得を行つた日から四十五日以内に、同表の第四欄に定める様式による報告書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

(技術導入契約の締結等の報告)

第六条の三 令第六条の四第一項の規定に基づき報告をしようとする居住者は、別紙様式第三十七による報告書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合においては、前条後段の規定を準用する。

第三条第七項後段の規定を準用する。

3 財務大臣及び事業所管大臣は、前項の規定により届出書を受理したときは、当該届出書にその旨を記入し、そのうち一通を届出受理証として届出者に交付するものとする。この場合においては、第三条第八項ただし書の規定を準用する。

4 令第五条第九項の規定に基づき法第三十条第七項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第十による通知書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合においては、第三条第九項後段の規定を準用する。

(対内直接投資等及び特定取得の報告)

第六条の二 令第六条の三第一項の規定に基づき、別表第三の第二欄に掲げるものが行つた同表の第三欄に掲げる業種に係る同表の第一欄に掲げる対内直接投資等又は特定取得について報告をしようとするものは、対内直接投資等を行つた日から四十五日以内に、同表の第四欄に定める様式による報告書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

(技術導入契約の締結等の報告)

第六条の三 令第六条の四第一項の規定に基づき報告をしようとする居住者は、別紙様式第十八による報告書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合においては、前条後段の規定を準用する。

(令第六条の五の規定に基づく報告)

第七条 法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の規定による届出をしたものが、次の各号に掲げる行為をした場合には、当該行為の区分に応じ、当該各号に定める様式による報告書を、当該行為を行った日から四十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

一 当該届出に係る株式若しくは持分（特別の法律により設立された法人の発行する出資証券を含む。）の取得、議決権の取得、株式への一任運用若しくは議決権行使等権限の取得又は当該株式若しくは持分の取得、当該議決権の取得、当該株式への一任運用若しくは当該議決権行使等権限の取得をした後における当該株式若しくは持分若しくは議決権の全部若しくは一部の処分

別紙様式第三十八

二 当該届出に係る金銭の貸付け、貸付債権の取得若しくは社債の取得又は当該貸付け、貸付債権の取得若しくは社債の取得をした後における当該貸付け、貸付債権若しくは社債の元本の全部若しくは一部の返済金若しくは償還金の受領（期限前返済又は期限前償還を受けた場合を含む。） 別紙様式第三十九

三 当該届出に係る支店等の設置の中止（法第二十七条第七項又は第十項の規定に基づく対内直接投資等の中止の勧告の応諾又は中止の命令による中止を除く。）又は当該支店等の廃止 別紙様式第四十

四 当該届出に係る共同議決権行使同意取得又は当該共同議決権行使同意取得をした後における当該共同議決権行使同意取得の

(令第六条の五の規定に基づく報告)

第七条 法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の規定による届出をしたものが、次の各号に掲げる行為をした場合には、当該行為の区分に応じ、当該各号に定める様式による報告書を、当該行為を行った日から四十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

一 当該届出に係る株式若しくは持分（特別の法律により設立された法人の発行する出資証券を含む。）の取得、議決権の取得、株式への一任運用若しくは議決権行使等権限の取得又は当該株式若しくは持分の取得、当該議決権の取得、当該株式への一任運用若しくは当該議決権行使等権限の取得をした後における当該株式若しくは持分若しくは議決権の全部若しくは一部の処分

別紙様式第十九

二 当該届出に係る金銭の貸付け若しくは社債の取得又は当該貸付け若しくは社債の取得をした後における当該貸付け若しくは社債の元本の全部若しくは一部の返済金若しくは償還金の受領（期限前返済又は期限前償還を受けた場合を含む。） 別紙様式第二十

三 当該届出に係る支店等の設置の中止（法第二十七条第七項又は第十項の規定に基づく対内直接投資等の中止の勧告の応諾又は中止の命令による中止を除く。）又は当該支店等の廃止 別紙様式第二十二

四 当該届出に係る共同議決権行使同意取得又は当該共同議決権行使同意取得をした後における当該共同議決権行使同意取得の

解除 別紙様式第四十一

五 当該届出に係る事業の承継又は事業を承継した後における当該事業の処分 別紙様式第四十二

六 当該届出に係る法第二十六条第二項第九号若しくは令第二十五条第九号若しくは第十四号に掲げる外国議決権の取得若しくは令第二条第二十五項第十一号に掲げる外国議決権行使等権限(同条第十六項に規定する外国議決権行使等権限をいう。以下この号において同じ。)の取得又は当該外国議決権の取得若しくは当該外国議決権行使等権限の取得をした後における当該外国議決権若しくは当該外国議決権行使等権限の全部若しくは一部の処分 別紙様式四十三

七 当該届出に係る令第二条第二十五項第十二号に掲げる外国株式等(同条第十六項に規定する外国株式等をいう。以下この号及び第四項第一号において同じ。)の取得又は当該外国株式等の取得をした後における当該外国株式等の全部若しくは一部の処分 別紙様式第四十三

八 当該届出に係る令第二条第二十五項第十三号に掲げる同意の取得又は当該同意の取得をした後における当該同意の解除 別紙様式第四十三

2

第三条第三項第二十一号又は第四条第一項第三号に掲げる行為(法第二十六条第二項第一号、第三号又は第四号に掲げる行為に係るものに限る。)を行つたもの(以下この項において「引受者」という。)が、当該行為に係る上場会社等の株式若しくは議決権又は上場会社等以外の会社の株式の取得を行つた日の翌日に所有し、又は保有することとなつた次に掲げる当該上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総

解除 別紙様式第二十二の二

五 当該届出に係る事業の承継又は事業を承継した後における当該事業の処分 別紙様式第二十二の三

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

2

第三条第二項第十七号又は第四条第一項第三号に掲げる行為を行つたもの(以下この項において「引受者」という。)が、当該行為に係る上場会社等の株式若しくは議決権又は上場会社等以外の会社の株式の取得を行つた日の翌日に所有し、又は保有することとなつた次に掲げる当該上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総株主の議決権の数に占める割合が百分の十以上となる場合には、所有し、又は保有するこ

株主の議決権の数に占める割合が百分の十以上となる場合には、所有し、又は保有することとなつた当該上場会社等の株式又は議決権について、別紙様式第二十四による報告書を、当該行為を行つた日から四十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

一 当該引受者が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数及び当該引受者を令第二条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（次号において「引受者の密接関係者」という。）が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数を合計した純株式数

二 「略」

3 前項に規定する報告書を提出したもの（当該報告書に係る上場会社等の株式若しくは議決権又は上場会社等以外の会社の株式の取得が令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等又は令第四条第二項に掲げる特定取得に該当する場合に限る。）が所有し、又は保有する前項各号に掲げる当該上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総株主の議決権の数に占める割合が百分の十未満となつた場合には、当該上場会社等の株式の所有又は議決権の保有の状況について、別紙様式第三十八による報告書を、その事実の発生の日から三十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

となつた当該上場会社等の株式又は議決権について、別紙様式第十一による報告書を、当該行為を行つた日から四十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

一 当該引受者が所有する当該上場会社等の実質株式の数、当該引受者を令第二条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等（以下この号及び次号において「引受者の密接関係者」という。）が所有する当該上場会社等の実質株式の数並びに当該引受者及び当該引受者の密接関係者がする株式への一任運用の対象とされる当該上場会社等の株式の数を合計した純株式数

二 「同上」

3 前項に規定する報告書を提出したもの（当該報告書に係る上場会社等の株式若しくは議決権又は上場会社等以外の会社の株式の取得が令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等又は令第四条第二項に掲げる特定取得に該当する場合に限る。）が所有し、又は保有する前項各号に掲げる当該上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総株主の議決権の数に占める割合が百分の十未満となつた場合には、当該上場会社等の株式の所有又は議決権の保有の状況について、別紙様式第十九による報告書を、その事実の発生の日から三十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

第六条の二の規定により別紙様式第二十五による報告書を提出した後において、次の各号に掲げる変更が生じた場合には、当該変更が生じた日における別紙様式第四十四による報告書を、当該変更が生じた日から四十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

一 別紙様式第二十五による報告書を提出したもの（法人等に限る。）（以下この項において「報告者」という。）の株主又は出資者であつてその直接に保有する議決権若しくは外国議決権の数と次に掲げるものが直接に保有する議決権若しくは外国議決権の数とを合計した議決権若しくは外国議決権の数の当該報告者の議決権の総数若しくは外国議決権の総数に占める割合又はその所有する株式若しくは外国株式等の数若しくは出資の金額の当該報告者の発行済株式若しくは外国株式等の総数若しくは出資の金額の総額に占める割合のいずれかが百分の十以上であるもの（次号及び第三号において「報告者の特定株主」という。）に変更がある場合

イ 当該株主又は出資者の出資比率が百分の五十以上である法人その他の団体

ロ イに掲げるものの被支配会社等

ハ 当該株主又は出資者の被支配会社等（イ及びロに掲げるものを除く。）

二 令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げる非居住者等に該当するものが報告者の特定株主となる場合

三 第三条の二第五項各号に掲げるものに該当するものが報告者の特定株主となる場合

第六条の二の規定により別紙様式第十一の二による報告書を提出した後において、次の各号に掲げる変更が生じた場合には、当該変更が生じた日における別紙様式第十九の二による報告書を、当該変更が生じた日から起算して四十五日を経過する日までに、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

一 別紙様式第十一の二による報告書を提出したもの（法人等に限る。）（以下この項において「報告者」という。）の株主又は出資者であつてその直接に保有する議決権の数と第三条の二第一項に掲げるものに該当することとなる議決権の数とを合計した議決権の数の当該報告者の総議決権に占める割合又はその所有する株式の数若しくは出資の金額の当該報告者の発行済株式の総数若しくは出資の金額の総額に占める割合のいずれかが百分の十以上であるもの（次号及び第三号において「報告者の特定株主」という。）に変更がある場合

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

二 令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものに該当するものが報告者の特定株主となる場合

三 第三条の二第四項各号に掲げるものに該当するものが報告者の特定株主となる場合

四 報告者の役員又は役員で代表する権限を有するもののいずれかの総数の三分の一以上となるものの国籍等に変更がある場合

五 「略」

六 提出された別紙様式第二十五による報告書に記載のある報告者の最終親会社等（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の四の四第四項第五号に規定する最終親会社等をいう。次項において同じ。）又は報告者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものに変更がある場合

七 「略」

八 報告者が第三条の二第五項各号に掲げるもののいずれかに新たに該当することとなつた場合

九 報告者が令第三条の二第三項第三号イに規定する第一種金融商品取引業を行うもの又は第三条の二第七項各号に掲げるもののいずれか（以下この項において「許認可等金融機関等」という。）に新たに該当することとなつた場合又は該当しないこととなつた場合

十 報告者が第三条の二第七項第一号又は第二号に掲げるものに該当する場合にあつては、当該報告者が他のものから依頼を受けて金融商品取引法第二十八条第一項第三号若しくは第三十五条第一項第十一号及び第十二号に掲げる業務又はこれらに相当する業務を新たに行うこととなつた場合又は行わないこととなつた場合

十一 報告者が許認可等金融機関等に該当する場合にあつては、その該当する許認可等の区分に係る監督を行う行政機関又はその国籍等に変更がある場合

四 報告者の役員又は役員で代表する権限を有するもののいずれかの総数の三分の一以上となるものの国籍に変更がある場合

五 「同上」

六 提出された別紙様式第十一の二による報告書に記載のある報告者の最終親会社等（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の四の四第四項第五号に規定する最終親会社等をいう。）又は報告者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものに変更がある場合

七 「同上」

八 報告者が第三条の二第四項各号に掲げるもののいずれかに新たに該当することとなつた場合

九 報告者が令第三条の二第二項第三号イに規定する第一種金融商品取引業を行うもの又は第三条の二第六項各号に掲げるもののいずれか（以下この項において「許認可等金融機関等」という。）に新たに該当することとなつた場合又は該当しないこととなつた場合

十 報告者が第三条の二第六項第一号又は第二号に掲げるものに該当する場合にあつては、当該報告者が他のものから依頼を受けて金融商品取引法第二十八条第一項第三号若しくは第三十五条第一項第十一号及び第十二号に掲げる業務又はこれらに相当する業務を新たに行うこととなつた場合又は行わないこととなつた場合

十一 報告者が許認可等金融機関等に該当する場合にあつては、その該当する許認可等の区分に係る監督を行う行政機関又はその国籍に変更がある場合

十二 「略」

5 法第二十七条第一項又は第二十八条第一項の規定による届出をして法第二十六条第二項第一号、第三号若しくは第四号若しくは令第二十五条第一号若しくは第三号から第五号までに掲げる対内直接投資等又は特定取得を行ったもの（当該届出に係る会社又は法人に係る直接保有法人等（法第二十六条第五項に規定する直接保有法人等をいう。）又は出資証券所有法人等である場合に限る。）は、最終親会社等に変更がある場合（当該変更後の最終親会社等が法第二十六条第一項各号に掲げるものに該当しない場合を除く。）には、別紙様式第四十五による報告書を、当該変更が生じた日から四十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

「6・7 略」

8 財務大臣及び事業所管大臣は、第六項に規定する通知をするときは、併せて前項に規定する手続を通知するものとする。

（期間の短縮に関する公示）

第八条 財務大臣及び事業所管大臣が法第二十七条第二項ただし書及び第四項（これらの規定を法第二十七条の四第二項において準用する場合を含む。）、法第二十八条第二項ただし書及び第四項（これらの規定を法第二十八条の四第二項において準用する場合を含む。）又は法第三十条第二項ただし書及び第四項の規定により取引又は行為を行つてはならない期間を短縮するときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、届出に係る取引又は行為を行うことができる日を公示するものとする。

十二 「同上」

「項を加える。」

「5・6 同上」

7 財務大臣及び事業所管大臣は、第五項に規定する通知をするときは、併せて前項に規定する手続を通知するものとする。

（期間の短縮に関する公示）

第八条 財務大臣及び事業所管大臣が法第二十七条第二項ただし書及び第四項、法第二十八条第二項ただし書及び第四項又は法第三十条第二項ただし書及び第四項の規定により取引又は行為を行つてはならない期間を短縮するときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、届出に係る取引又は行為を行うことができる日を公示するものとする。

第九条 削除

(立入検査及び質問を行う職員の身分を示す証票)

第九条の二 法第六十八条第二項に規定する立入検査及び質問（法第五章に係るものに限る。）を行う職員の身分を示す証票は、別紙様式第四十六又は財務大臣若しくは事業所管大臣が定める様式によるものとする。

(事務の委任)

第十条 令第十条ただし書の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が自ら取り扱うことを妨げない事務は、法第二十七条第五項（法第二十七条の四第二項において準用する場合を含む。）、法第二十七條の二第三項、法第二十八条第五項（法第二十八条の四第二項に

(勧告又は命令の取消しの通知)

第九条 財務大臣及び事業所管大臣は、法第二十七条第十一項の規定に基づき、同条第七項の規定により対内直接投資等に係る内容の変更の勧告を応諾する旨の通知をしたもの又は同条第十項の規定により対内直接投資等に係る内容の変更を命じられたものに対し、当該勧告又は命令の全部又は一部を取り消すときは、当該応諾する旨の通知をしたもの又は当該内容の変更を命じられたものに対し、当該取消しの内容を記載した通知書を交付する方法により行うものとする。

2 前項の規定は、法第二十八条第七項又は法第三十条第七項において準用する法第二十七条第十一項の規定に基づき令第四条第九項又は令第五条第七項に規定する勧告又は命令の全部又は一部を取り消すときについて準用する。

(立入検査及び質問を行う職員の身分を示す証票)

第九条の二 法第六十八条第二項に規定する立入検査及び質問（法第五章に係るものに限る。）を行う職員の身分を示す証票は、別紙様式第二十三又は財務大臣若しくは事業所管大臣が定める様式によるものとする。

(事務の委任)

第十条 令第十条ただし書の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が自ら取り扱うことを妨げない事務は、法第二十九条第一項から第五項までの規定に基づく命令の内容を記載した文書の送付に関する事務並びに第七条第五項から第七項までの規定に係る通知

において準用する場合を含む。）、法第二十八条の二第三項並びに法第二十九条の二第二項及び第三項の規定に基づく勧告の内容を記載した文書の送付に関する事務、法第二十七条第七項（法第二十七条の四第二項（法第二十八条の四第二項において読み替えて準用する法第二十八条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び法第二十八条第七項において準用する場合を含む。）及び法第二十九条の二第四項の規定に基づく通知の受理に関する事務、法第二十七条第十項（法第二十七条の四第二項及び法第二十八条第七項において準用する場合を含む。）、法第二十七条の二第四項、法第二十八条の二第四項、法第二十九条第一項から第七項まで及び第九項並びに法第二十九条の二第六項及び第九項の規定に基づく命令の内容を記載した文書の送付に関する事務、法第二十七条第十一項（法第二十七条の四第二項及び法第二十八条第七項において準用する場合を含む。）並びに法第二十九条の二第七項及び第十項の規定に基づき勧告又は命令を取り消す旨を記載した文書の送付に関する事務、法第二十九条の二第一項の規定に基づく報告の受理に関する事務並びに第七条第六項から第八項までの規定に係る通知及び報告の受理に関する事務とする。

2 令第十条第二号に規定する財務大臣及び事業所管大臣の定める事務は、法第二十七条第一項、法第二十七条の四第一項、法第二十八条第一項、法第二十八条の四第一項又は法第三十条第一項の規定による届出について、財務大臣及び事業所管大臣が指示した場合における当該指示した日に、インターネットの利用その他の適切な方法により、届出に係る取引又は行為を行うことができる日を公示する事務とする。

及び報告の受理に関する事務とする。

2 令第十条第二号に規定する財務大臣及び事業所管大臣の定める事務は、法第二十七条第一項、法第二十八条第一項又は法第三十条第一項の規定による届出について、財務大臣及び事業所管大臣が指示した場合における当該指示した日に、インターネットの利用その他の適切な方法により、届出に係る取引又は行為を行うことができる日を公示する事務とする。

別表第一（第三条関係）

「二
九
略」

九の二
イエメン

〔一〇一一〕略

一一の二
イラク

「二二五の二略」

一五の三
ウズベキスタン

「二六〇四八略」

四八の二 コモロ連合

〔四九〕一〇略

二〇の二 東ティモール

「一一一」
「一六三」
略

別表第三（第六条の二関係）

別表第一（第三條關係）

二九 同上

「号を加える。」

〔一〇・一一〕同上

「号を加える。」

「二二一五の二同上」

「号を加える。」

「二六、四八 同上」

「号を加える。」

〔四九〕一〇 同上

「号を加える。」

「一一一、一六三 同上」

別表第三（第六条の二関係）

一		第一欄
〔略〕		第二欄
第三條第四項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種（以下この表において「対象業種」という。）以外の業種又は同条第六項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める技術若しくは情報を保有する法人（以下この表において「対象法人」という。）以外の法人		第三欄
別紙様式第二十四	別紙様式第二十五	第四欄
二		第一欄
〔同上〕		第二欄
第三條第三項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種（以下この表において「対象業種」という。）以外の業種		第三欄
別紙様式第十一の二	別紙様式第十	第四欄

三		
令第二十二條第二十五項 第一号に規定する出 資証券の取得		
外国投資家		
大臣及び事業 所管大臣が定 める業種以外 の業種又は対 象法人であつ て、同条第四 項に規定する 財務大臣及び 事業所管大臣 が定める技術 若しくは情報 を保有する法 人以外の法人	対象業種以外 の業種又は対 象法人以外の 法人	
別紙様 式第二 十四		
三		
法第二十六條第二項 第三号に規定する上 場会社等の株式の取 得若しくは同項第四 号に規定する上場会 社等の議決権の取得 又は令第二十二條第十六 項第三号に規定する 株式への一任運用若 しくは同項第五号に 規定する議決権行使 等権限の取得（当該 取得又は株式への一		
外国投資家で 令第三條の二 第二項第三号 イに規定する 第一種金融商 品取引業を行 うもの及び第 三條の二第六 項各号に掲げ るもの（以下 この表におい て「許認可等 金融機関等」	対象業種	大臣及び事業 所管大臣が定 める業種以外 の業種
別紙様 式第十 一の二		

任運用をしたもの（以下この表において「取得者等」という。）が所有する当該上場会社等の実質株式及び当該取得者等がする株式への一任用の対象とされる当該上場会社等の株式（以下この表において「実質所有等株式」という。）の数及び当該取得者等を令第二十九条第十項の株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等（以下この表において「取得者等の密接関係者」という。）の実質所有等株式の数を合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総	という。）令第三条の二第一項の規定により財務大臣が国の安全等に係る対内直接投資等を行うおそれが大きい外国投資家に該当しないものとして認めたもののうち特にその大ききと確認されたもの（以下この表において「特定国企業等」という。）並びに過去にこの項に基づく同一の上場会社等に係る対内直接投資等の報告をしたも
--	--

六	五	
法第二十六条第二項 第三号に規定する上 場会社等の株式の取 得若しくは同項第四	令第二条第二十五項 第二号に規定する議 決権の行使につき代 理する権限の委任	
外国投資家で 令第三条の二 第三項第三号 イに規定する	「略」	
対象業種又は 対象法人	対象業種以外 の業種又は対 象法人以外の 法人	
別紙様 式第二 十五	別紙様 式第二 十七	
六	五	
法第二十六条第二項 第三号に規定する上 場会社等の株式の取 得若しくは同項第四	法第二十六条第二項 第三号に規定する上 場会社等の株式の取 得若しくは同項第四 号に規定する上場会 社等の議決権の取得 又は令第二条第十六 項第三号に規定する 株式への一任運用若 しくは同項第五号に 規定する議決権行使 等権限の取得（取得 者等の所有等割合が 百分の十以上となる 場合に限る。）	規定する議決権行使 等権限の取得（取得 者等の所有等割合が 百分の三未満から百 分の三以上百分の十 未満となる場合に限 る。）
外国投資家	「同上」	の以外のもの
対象業種	対象業種以外 の業種	
別紙様 式第十 一の二	別紙様 式第十 一	

号に規定する上場会社等の議決権の取得又は令第二条第二十五項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得（当該取得又は株式への一任運用をしたもの（以下この表において「取得者等」という。）が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数及び当該取得者等を同条第二十八項第一号の株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（以下この表において「取得者等の密接関係者」という。）が所有する実質所有等株式の数を合計	第一種金融商品取引業を行うもの及び第三條の二第七項各号に掲げるもの（以下この表において「許可等金融機関等」という。）令第三條の二第一項の規定により財務大臣が国の安全等に係る対内直接投資等を行うおそれが大きい外国投資家に該当しないものとして認めたもののうち特におそれが大きくないと確認されたもの（以下この表にお
--	--

号に規定する上場会社等の議決権の取得若しくは令第二条第十六項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得（取得者等の所有等割合が百分の十以上となる場合に限る。）又は同項第七号に規定する共同議決権行使同意取得（第三條の二第二項各号に掲げる事項に係る議案に係るものを除く。）	
--	--

七			
法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得又は令第二条第二十		した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合又は当該取得者等が保有する実質保有等議決権の数及び当該取得者等の密接関係者が保有する実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合（以下この表において「取得者等の所有等割合」という。）が百分の一未満から百分の一以上百分の三未満となる場合に限る。）	
外国投資家で許認可等金融機関等、特定国有企業等及び過去にこの項に基づく同一の上場会社		いて「特定国有企業等」という。）並びに過去にこの項に基づく同一の上場会社等に係る対内直接投資等の報告をしたものの以外のもの	
対象業種又は対象法人			
別紙様式第二十五			
七			
法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得又は令第二条第十六			
等		特定国有企業	
対象業種			
財務大臣が指定する様式			

九	八	
法第二十六条第二項	法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得又は令第二条第二十五項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得	五項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得（取得者等の所有等割合が百分の三未満から百分の三以上百分の十未満となる場合に限る。）
〔略〕	〔略〕	等に係る対内直接投資等の報告をしたものの以外のもの
対象業種又は	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	
別紙様	別紙様式第二十四	
九	八	
法第二十六条第二項	令第二条第十六項第二号に規定する出資証券の取得	項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得（取得者等の所有等割合が財務大臣が特に認めた割合（以下この項において「特定割合」という。）未満から特定割合以上百分の十未満となる場合に限る。）
〔同上〕	〔同上〕	
対象業種以外	対象業種以外の業種	
別紙様	別紙様式第十一	

十			
第三号に規定する上 場会社等の株式の取 得若しくは同項第四 号に規定する上場会 社等の議決権の取得 若しくは令第二条第 二十五項第三号に規 定する株式への一任 運用若しくは同項第 五号に規定する議決 権行使等権限の取得 (取得者等の所有等 割合が百分の十以上 となる場合に限る。) 又は同項第六号に 掲げる共同議決権行 使同意取得(第三条 の二第二項各号に掲 げる事項に係る議案 に係るものを除く。)			
特定国有企業 等			
対象業種又は 対象法人		対象法人	
財務大 臣が指 定する 様式		式第二 十五	
十			
法第二十六条第二項 第七号に規定する金 銭の貸付け		第二号に規定する会 社の株式又は持分の 譲渡	
外国投資家			
対象業種以外 の業種		の業種	
別紙様 式第十 六		式第十 二	

三十	二十	十	
法第二十六条第二項第七号に規定する金	令第二条第二十五項第六号に掲げる共同議決権行使同意取得	令第二条第二十五項第四号に規定する議決権代理行使受任	社等の議決権の取得又は令第二条第二十五項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得（取得者等の所有等割合が財務大臣が特に認めた割合（以下この項において「特定割合」という。）未満から特定割合以上百分の十未満となる場合に限る。）
〔略〕	〔略〕	〔略〕	
対象業種以外の業種又は対	対象業種以外の業種又は対 象法人以外の法人	対象業種以外の業種又は対 象法人以外の法人	
別紙様式第三	別紙様式第二十九	別紙様式第二十八	
三十	二十	十	
令第二条第十六項第四号に規定する議決	令第二条第十六項第一号に規定する社債の取得	法第二十六条第二項第八号に規定する事業の譲受け、吸収分割及び合併による事業の承継	
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	
対象業種以外の業種	対象業種以外の業種	対象業種以外の業種	
別紙様式第十	別紙様式第七	別紙様式第十六の二	

八 十		九 十		十 二	
法第二十六条第二項第十号又は令第二條第二十五項第十号に規定する役員の選任に係る外国議決権の行使		令第二條第二十五項第十五号に規定する業務執行組合員への就任		法第二十六條第三項に規定する特定取得	
外国投資家		外国投資家		外国投資家	
対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人		対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人		第四條第二項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種であつて、第四條の三第二項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種以外の業種又は第四條第三項に規定する財務大臣及び事業	
別紙様式第三十五		別紙様式第三十六		別紙様式第二十五	

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

業所管大臣が定める技術若しくは情報を保有する法人であつて、第四条の三第三項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める技術若しくは情報を保有する法人以外の法人

別紙様式第一から別紙様式第三までを次のように改める。

年 月 日

(宛先)

うち、事前届出業種等を所管する大臣

- 内閣総理大臣（警察庁）
- 内閣総理大臣（金融庁）
- 総 務 大 臣
- 厚生労働大臣
- 農林水産大臣
- 経済産業大臣
- 国土交通大臣

届 出 者	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名					
	住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地				国籍・ 設立国等	
	職 業 又 は 営 ん で い る 事 業 の 内 容					
	資 本 金 (該当がある場合に記載)					
	ウェブページのリンク		☐ あり（リンク： _____） ☐ なし			
	届出者となる法的根拠 (該当分に○)		イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社 ニ 特定組合等 ホ イが役員の過半数を占める本邦法人等 ヘ 外国為替及び外国貿易法第27条第14項又は第28条第9項の規定により外国投資家とみなされるもの			
			注1：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、 ③職業又は営んでいる事業の内容を記入（ _____ ）			
			注2：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入 （ _____ ）			
代 理 人	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名					
	住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地					
事 務 上 の 連 絡 先 (担当者氏名、電話番号及び 電子メールアドレス)						

下記のとおり届出します。

1 発 行 会 社	(1) 名 称	法人番号：		
	(2) 本 店 の 所 在 地			
	(3) 定 款 上 の 事 業 目 的			
	(4) 資 本 金 総 議 決 権	取得前又は一任運用前 取得後又は一任運用後 取得前又は一任運用前 取得後又は一任運用後	円（ 円（ 個 個	株（□）） 株（□））
	(5) 外 資 比 率	取得後又は一任運用後の外資比率 （取得前又は一任運用前		% %）
	(6) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由			
	(7) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項			
2 取 得 又 は 一 任 運 用 を し よ う と す る 株 式 等	(1) 上場、非上場等の区分 （該当分に○）	イ 上場銘柄 ロ 店頭売買銘柄 ハ その他		
	(2) 取得又は一任運用の 態様（該当分に○）	イ 設立新株等の取得 ロ 増資新株等の取得 ハ 旧株等の譲受による取得 ニ 設立新株等への一任運用 ホ 増資新株等への一任運用 ヘ 旧株等の譲受による一任運用 ト その他（ ）		
	(3) 数量、取得・ 一任運用価額等	数 量 株 式 議 決 権	今回の取得・一任運用分 （取得・一任運用前の保有分 今回の取得・一任運用分 （取得・一任運用前の保有分	株（□） 株（□）） 個 個）
		取得価額又は一任運用価額 （一株・ロ 当たり 取得後又は一任運用後の出資比率 （取得前又は一任運用前の比率 取得後又は一任運用後の議決権比率 （取得前又は一任運用前の比率	円 円） % %） % %）	
	(4) 取得又は一任運用の 時期	☐ ： 予定時期（ ） 予定（ただし、届出受理日から6カ月以内） ☐ ： 予定時期未定（届出受理日から6カ月以内）		
	(5) 支 払 の 時 期			
	(6) 取得又は一任運用の 相手方	氏 名 又 は 名 称 住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地 譲 渡 数 量		

3	取得又は一任運用の目的等	(1) 取得又は一任運用の目的（該当分に○）	☐ 資産運用 ☐ 経営関与 ☐ 関係会社の設立又は資金調達の支援 ☐ 国内会社との合併会社の設立 ☐ その他（ ） 発行会社への投資目的の詳細： 関心を有する発行会社の事業：	
		(2) 取得又は一任運用に伴う経営関与の方法	経営関与の方法（詳細を記載すること。）：	
		事前届出業種に該当する (3) 事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の譲渡、廃止又は縮小に関する提案等の可能性（該当分に○）	☐ あり ☐ なし ① 「あり」の場合、発行会社に対する下記事項の提案の可能性の有無（ある場合には該当分に○を付し、それぞれ詳細を記載すること。） ☐ 発行会社の事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の譲渡、廃止又は縮小の提案 ☐ 取締役又は監査役の選任又は解任の提案 ☐ 非公開情報の届出者に対する開示の提案（当然にアクセスする予定がある場合を含む。） ☐ 非公開情報の第三者に対する開示の提案 ☐ 非公開情報の管理に関する発行会社等の社内規則、取決め、契約その他これらに準ずるものの変更の提案 ☐ 期限を付して、発行会社の回答又は行動を求める提案 （詳細： ） ② 発行会社の取締役会又は重要な意思決定の権限を有する委員会に届出者又は届出者が指定する者が出席する可能性の有無（ある場合には詳細を記載すること。） （詳細： ）	
4	対内直接投資等に関する政令第3条の2第1項各号への該当性又は同令第4条の3第1項各号への該当性	☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号 ☐ 第5号 ☐ 第6号 ☐ 上記のいずれにも該当しない 該当がある場合はその詳細（ ）		
5	対内直接投資等に関する政令第3条の2第5項各号への該当性	☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 上記のいずれにも該当しない 該当がある場合はその詳細（ ）		
6	届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名		
		住所又は主たる事務所の所在地		
		国籍・設立国等		
		職業又は営んでいる事業の内容		
		ウェブページのリンク	☐ あり（リンク： ） ☐ なし	
		国有企業等との関係		
		届出者との関係		

(記入要領)

- 1 届出者が、外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第27条の2第1項又は法第28条の2第1項の規定により、法第27条第1項又は法第28条第1項の規定による届出をせずに行うことができる対内直接投資等又は特定取得については、本届出書で届け出ることではない。
- 2 本届出書は、株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは出資証券の取得又は株式への一任運用の別に記入すること。この場合において、本届出書の頭書に記載の題名のうち本届出書により届け出る内容に印を付すこと。
- 3 本届出書により届け出られた内容が特定取得に該当する場合、本届出書の頭書に記載の「本届出書で届け出る内容は特定取得に該当します。」欄に印を付すこと。
- 4 本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令（以下この記入要領において「命令」という。）第3条第5項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第3条第4項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種又は別表第1から別表第3までのいずれにも掲げられていない業種を、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第3条第1項及び第4条第2項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は発行会社若しくは連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第3条第2項及び第6項、第3条の2第4項、第4条第3項並びに第4条の3第3項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を選択すること。
- 5 「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 6 「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。
- 7 「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍・設立国等」欄及び「7 取得時又は一任運用時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。
- 8 「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「7 取得時又は一任運用時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。
- 9 「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点で届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日、受理番号及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。
- 10 「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 11 「1 発行会社」欄中「(1) 名称」欄について、「発行会社」が設立準備中の場合には、会社の名称にその旨併記すること。また「発行会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること（設立準備中であって法人番号が不明な場合は、理由とともに不明である旨を記載すること。）。
- 12 「1 発行会社」欄中「(4) 資本金 総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）有価証券報告書（同法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数をを用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「2 取得又は一任運用をしようとする株式等」欄中「(3) 数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」及び「7 取得時又は一任運用時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。
- 13 「1 発行会社」欄中「(5) 外資比率」欄には、外国投資家（法第26条第1項に規定する外国投資家をいう。）が所有する発行会社の株式の数の発行会社の発行済み株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社の外資比率がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載された外国法人等の所有株式数の割合を用いて差し支えない。
- 14 「1 発行会社」欄中「(6) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が、対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第4条の3第2項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記しそれらの告示の該当する条項を明記すること。発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該業種に該当する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種又は保有する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

- 15 「1 発行会社」欄中「(7) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する法人である連結子会社等を発行会社とした場合に「1 発行会社」欄中「(1) 名称」欄から「(6) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「(3) 定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。
- 16 「2 取得又は一任運用をしようとする株式等」欄中「(3) 数量、取得・一任運用価額等」欄中「数量」、「取得価額又は一任運用価額」、「取得後又は一任運用後の出資比率」及び「取得後又は一任運用後の議決権比率」について、本届出書受理日において確定していない場合には、その見込まれる最大の値を記載することができる。その場合、記入した値の後ろに「(最大)」と記載すること。
- 「(3) 数量、取得・一任運用価額等」欄中「数量」の「取得・一任運用前の保有分」について、届出者が法第27条第1項又は法第28条第1項の規定による届出をせずに行った対内直接投資等又は特定取得（法第27条の2第1項又は法第28条の2第1項の規定により届出をせずに行った対内直接投資等又は特定取得を含む。）により取得した発行会社の株式、持分又は議決権（議決権行使等権限（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第2条第4項第2号に規定する議決権行使等権限をいう。以下この記入要領において同じ。）に係るものを含む。以下この記入要領において「株式等」という。）を保有している場合、当該株式等の数を含んだ数を記載すること。
- 「(3) 数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得価額又は一任運用価額」について、発行会社が上場会社等（法第26条第2項第1号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合においては、本届出書受理日の前営業日における任意の証券取引所における終値を記載することができる。
- 「(3) 数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」については、届出者が本届出書により発行会社の株式を取得し、又は発行会社の株式への一任運用をしようとする場合であって、発行会社が上場会社等であるときは、届出者が本届出書において届け出る取得又は一任運用の後に所有することとなる発行会社の所有等株式（法第26条第2項第3号に規定する所有等株式をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。届出者が本届出書により発行会社の株式又は持分を取得しようとする場合であって、発行会社が上場会社等以外であるときは、届出者が本届出書において届け出る取得の後に所有することとなる発行会社の株式又は持分の数の発行会社の発行済株式の総数又は総出資額に占める割合を記入すること。
- 「(3) 数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」については、届出者が本届出書により発行会社の株式、議決権若しくは議決権行使等権限を取得し、又は発行会社の株式への一任運用をしようとする場合であって、発行会社が上場会社等であるときは、届出者が本届出書において届け出る取得又は一任運用の後に所有することとなる発行会社の実質保有等議決権（令第2条第4項第2号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。届出者が本届出書により発行会社の株式又は持分を取得しようとする場合であって、発行会社が上場会社等以外であるときは、届出者が本届出書において届け出る取得の後に所有することとなる発行会社の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。
- 「(4) 取得又は一任運用の時期」欄について、本届出書受理日から6カ月以内の日であって、当該受理日において予定している取得又は一任運用の予定日がある場合は当該予定日を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。
- 「(5) 支払の時期」欄について、本届出書受理日における支払の予定日を記載すること（なお、具体的時期が未定の場合はその旨を記載すること。）。
- 「(6) 取得又は一任運用の相手方」欄は、届出者が相対による方法により取得又は一任運用をしようとする場合において記入すること。この場合において、一任運用の相手方とは、一任運用をする際のその取引の相手方をいう。
- 17 「3 取得又は一任運用の目的等」欄中「(1) 取得又は一任運用の目的」欄には、「資産運用」、「経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内会社との合併会社の設立」等の取得又は一任運用の目的（目的が複数ある場合はその全て）を記入すること。なお、発行会社へ経営関与する可能性がある場合は、取得又は一任運用の目的として「経営関与」と記入すること。また、「発行会社への投資目的の詳細」と「関心を有する発行会社の事業」には、該当する内容の詳細を記載すること。「(2) 取得又は一任運用に伴う経営関与の方法」欄には、予定される経営関与の方法を詳細に記載し、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法をできる限り具体的に記入すること。「(3) 事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の譲渡、廃止又は縮小に関する提案等の可能性」欄において、該当するものに○を付す（該当が複数ある場合はその全て）とともに、「イ あり」を選択した場合、提案等をする可能性がある事項の詳細について記入すること。提案等の可能性はあるが内容は未定の場合は「詳細」欄に未定である旨を記載すること。なお、(2)から(3)までの欄は、取得又は一任運用の目的に経営関与が含まれない場合は記入を要しない。
- 18 「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の4の4第4項第5号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。
- また、届出者が特定組合等（法第26条第1項第4号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組員（同号に規定する業務執行組員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。
- 19 「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第3条の2第1項第3号から第6号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。
- 20 「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「7 取得時又は一任運用時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

- 21 「7 取得時又は一任運用時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。なお、取得時又は一任運用時の「数量」及び「出資比率・議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「出資比率・議決権比率」を記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄及び「出資比率 議決権比率」欄については、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を令第2条第28項第1号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第1項第2号から第5号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が所有する同一発行会社の所有等株式の数（所有等株式のうち届出者が所有する発行会社の所有等株式（すなわち、「2 取得又は一任運用をしようとする株式等」欄中「(3) 数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」の対象とする所有等株式）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該届出者と特別の関係にあるものが保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権（すなわち、「2 取得又は一任運用をしようとする株式等」欄中「(3) 数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする実質保有等議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）並びに当該株式の数及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入すること。
- 22 「8 事前届出免除制度による発行会社の株式等の取得の有無」欄について、届出者が法第27条の2第1項又は法第28条の2第1項の規定により法第27条第1項又は法第28条第1項の規定による届出をせずに行った対内直接投資等（以下この記入要領において「事前届出免除対内直接投資等」という。）又は特定取得（以下この記入要領において「事前届出免除特定取得」という。）により取得した発行会社の株式等を保有している場合、「イ あり」を選択の上、本届出において届け出る対内直接投資等又は特定取得が、対内直接投資等の場合は令第3条の2第3項第4号又は命令第3条の2第8項第1号から第6号まで（第4号については、令第3条の2第3項第3号口に掲げる行為を行う場合に、第5号及び第6号については、命令第3条の2第5項各号に掲げるものが令第3条の2第3項第3号口に掲げる行為を行う場合に限る。）に掲げる対内直接投資等（以下この記入要領において「基準を遵守しないことを目的とする対内直接投資等」という。）に該当する場合、特定取得の場合は令第4条の3第2項第2号又は命令第4条の3第4項第1号から第3号までに掲げる特定取得（以下この記入要領において「基準を遵守しないことを目的とする特定取得」という。）に該当する場合は、当該事前届出免除対内直接投資等又は事前届出免除特定取得から本届出書を受理した日までの間に、基準を遵守しないことを目的とする対内直接投資等又は基準を遵守しないことを目的とする特定取得を行うこととなった経済状況の変化その他相当の事由を記載すること。なお、過去にこの様式により同一の発行会社について行った届出において、基準を遵守しないことを目的とする対内直接投資等又は基準を遵守しないことを目的とする特定取得を行うこととなった経済状況の変化その他相当の事由を記載した場合であって、当該事由の内容に変更がないときは、当該届出の受理年月日、受理番号及び当該届出から事由の内容に変更がないため記載を省略する旨を記載すること。
- 23 「9 国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置」欄には、法第27条第1項第4号に規定する「国の安全等に係る措置」又は法第28条第1項第4号に規定する「国の安全に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。
- 24 本届出書により届け出られた対内直接投資等が令第3条第2項第4号に該当する対内直接投資等である場合には、その旨「10 その他の事項」欄に記入すること。
- 25 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記入欄（外国為替及び外国貿易法第17条（第17条の3又は第17条の4第1項において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

為替取引又は電子決済手段等の移転等を行った年月日	金 額	銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等確認欄

（日本産業規格A4）

株 式
持 分
の 譲 渡 に 関 する 届 出 書

年 月 日

(宛先)

財務大臣及び事業所管大臣 殿

うち、事前届出業種等を所管する大臣

☐ 内閣総理大臣（警察庁）

☐ 内閣総理大臣（金融庁）

☐ 総 務 大臣

☐ 厚生労働大臣

☐ 農林水産大臣

☐ 経済産業大臣

☐ 国土交通大臣 殿

(日本銀行経由)

届 出 者	氏 名			
	住 所		国籍等	
	職 業			
	代 理 人	氏名又は名称及び 代 表 者 の 氏 名		
		住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地		
	事務上の連絡先（担当者氏 名、電話番号及び電子メー ル ア ド レ ス ）			

下記のとおり届出します。

1 発 行 会 社	(1) 名 称	法人番号：
	(2) 本 店 の 所 在 地	
	(3) 定 款 上 の 事 業 目 的	
	(4) 資 本 金	円（ 株（口））
	事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由	

	事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは(6) くは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項			
2 譲渡 株式 (持分)を 譲渡しようとする	譲渡しようとする株式 (1) (持分)の数量、譲渡価額等	数 量 譲 渡 価 額 譲渡後の出資比率 譲渡後の議決権比率	株 (口) 円 (一株 (口) 当たり % %	円)
	(2) 譲 渡 の 時 期	☐ : 予定時期 () 予定 (ただし、届出受理日から6カ月以内) ☐ : 予定時期未定 (届出受理日から6カ月以内)		
	(3) 支 払 の 受 領 の 時 期			
3 相手方	(1) 氏 名 又 は 名 称 及び代表者の氏名			
	(2) 住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地		(3) 国籍・ 設立国等	
	(4) 職 業 又 は 営 ん で い る 事 業 の 内 容			
	(5) 譲 受 後 の 出 資 比 率 及 び 議 決 権 比 率	譲受後の出資比率 % 譲受後の議決権比率 %		
4 譲渡 目的 等	(1) 譲渡しようとする理由			
	(2) 譲渡に伴う譲受者の経営関与の方法			
5	国の安全等に係る措置			
6	その他の事項			

届 出 受 理 年 月 日 及 び 受 理 番 号	
------------------------------	--

(記入要領)

- 1 届出者が、外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第27条の2第1項の規定により、法第27条第1項の規定による届出をせずに行うことができる対内直接投資等については、本届出書で届け出ることとはできない。
- 2 本届出書は、株式又は持分の譲渡の別に記入すること。この場合において、本届出書の頭書に記載の題名のうち本届出書により届け出の内容に印を付すこと。
- 3 本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第3条第5項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第3条第4項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種又は別表第1から別表第3までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は発行会社若しくは連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第3条第2項及び第6項、第3条の2第4項、第4条第3項並びに第4条の3第3項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を選択すること。
- 4 「届出者」欄中「氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 5 「届出者」欄中「住所」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 6 「届出者」欄中「国籍等」欄には、国籍又はこれに類する地域を記載すること。
- 7 「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 8 「1 発行会社」欄中「(1) 名称」欄には名称とともに「発行会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること（設立準備中等であって法人番号が不明な場合は、理由とともに不明である旨を記載すること。）。
- 9 「1 発行会社」欄中「(5) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該業種に該当する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種又は保有する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。
- 10 「1 発行会社」欄中「(6) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する法人である連結子会社等を発行会社とした場合に「1 発行会社」欄中「(1) 名称」欄から「(5) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「(3) 定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。
- 11 「2 譲渡しようとする株式（持分）」欄中「(1) 譲渡しようとする株式（持分）の数量、譲渡価額等」欄中「譲渡後の議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社の有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。

「(2) 譲渡の時期」欄について、本届出書受理日から6カ月以内の日であって、当該受理日において予定している譲渡の予定日がある場合は当該予定日を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。

「(3) 支払の受領の時期」欄について、本届出書受理日において予定している支払の受領の予定日がある場合は当該予定日を記載すること。具体的時期が未定の場合はその旨を記載すること。
- 12 「3 相手方」欄中「(2) 住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 13 「3 相手方」欄中「(3) 国籍・設立国等」欄には、相手方が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、相手方が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。
- 14 「4 譲渡目的等」欄中「(2) 譲渡に伴う譲受者の経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法をできる限り具体的に記入すること。
- 15 「5 国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第1項第4号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

- 16 「6 その他の事項」欄には、届出者が居住者であった期間、譲渡しようとする株式（持分）を取得した時期及び届出者が非居住者となった時期を記入すること。
- 17 本届出書により届け出られた対内直接投資等が対内直接投資等に関する政令第3条第2項第4号に該当する対内直接投資等である場合には、その旨、「6 その他の事項」欄に記入すること。
- 18 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記入欄（外国為替及び外国貿易法第17条（第17条の3又は第17条の4第1項において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

為替取引又は電子決済手段等の移 転等を行った年月日	金 額	銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等確認欄

（日本産業規格A4）

議決権代理行使委任に関する届出書

年 月 日

(宛先)

- 財務大臣及び事業所管大臣 殿
うち、事前届出業種等を所管する大臣
- ☐ 内閣総理大臣（警察庁）
 - ☐ 内閣総理大臣（金融庁）
 - ☐ 総 務 大臣
 - ☐ 厚生労働大臣
 - ☐ 農林水産大臣
 - ☐ 経済産業大臣
 - ☐ 国土交通大臣 殿

(日本銀行経由)

届出者	氏 名					
	住 所			国籍等		
	職 業					
	代理人	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名				
		住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地				
		事務上の連絡先（担当者氏 名、電話番号及び電子メール ア ド レ ス ）				

下記のとおり届出します。

1 発 行 会 社	(1) 名 称	法人番号：
	(2) 本 店 の 所 在 地	
	(3) 定 款 上 の 事 業 目 的	
	(4) 総 議 決 権	個
	(5) 事前届出業種に該当する 理由又は事前届出対象の 技術若しくは情報を保有 する法人に該当する理由	

(記入要領)

- 1 本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第3条第5項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第3条第4項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種又は別表第1から別表第3までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は発行会社若しくは連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第3条第2項及び第6項、第3条の2第4項、第4条第3項並びに第4条の3第3項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を選択すること。
- 2 「届出者」欄中「氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 3 「届出者」欄中「住所」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 4 「届出者」欄中「国籍等」欄には、国籍又はこれに類する地域を記載すること。
- 5 「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 6 「1 発行会社」欄中「(4) 総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を以て差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「2 委任しようとする議決権」欄中「(1) 数量等」欄中「当該議決権の議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。
- 7 「1 発行会社」欄中「(1) 名称」欄には名称とともに「発行会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること（設立準備中等であって法人番号が不明な場合は、理由とともに不明である旨を記載すること。）。
- 8 「1 発行会社」欄中「(5) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が、対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該業種に該当する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種又は保有する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。
- 9 「1 発行会社」欄中「(6) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する法人である連結子会社等を発行会社とした場合に「1 発行会社」欄中「(1) 名称」欄から「(5) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「(3) 定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。
- 10 「2 委任しようとする議決権」欄中「(1) 数量等」欄中「当該議決権の議決権比率」については、届出者が本届出書において届け出る当該議決権代理行使委任の後における届出者が保有等を行うこととなる発行会社の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。
- 11 「2 委任しようとする議決権」欄中「(3) 委任の時期」欄について、本届出書受理日から6カ月以内の日であって、当該受理日において予定している委任しようとする議決権の予定日がある場合は当該予定日を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。
- 12 「2 委任しようとする議決権」欄中「(4) 株主総会の時期及び種別」欄中「種別」については、「定時株主総会」又は「臨時株主総会」の種別を記入すること。
- 13 「3 委任の相手方」欄中「(2) 住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。「3 委任の相手方」欄に記載の内容が不明の場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。

- 14 「３ 委任の相手方」欄中「(3) 国籍・設立国等」欄には、相手方が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、相手方が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を設立国として記載すること。
- 15 「４ 国の安全等に係る措置」欄には、外国為替及び外国貿易法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。
- 16 「５ その他の事項」欄には、届出者が居住者であった期間、委任しようとする議決権を取得した時期及び届出者が非居住者となった時期を記入すること。
- 17 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格 A 4 の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第三の二及び別紙様式第三の三を削る。

別紙様式第四から別紙様式第六までを次のように改める。

年 月 日

(日本銀行経由)

	氏名又は名称及び 代表者の氏名				
	住所又は主たる 事務所の所在地		国籍・ 設立国等		
	職業又は営んで いる事業の内容				
	資本金 (該当がある場合に記載)				
	ウェブページのリンク	☐ あり（リンク： ） ☐ なし			
届出者	届出者となる法的根拠 (該当分に○)	イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社 ニ 特定組合等 ホ イが役員の過半数を占める本邦法人等 ヘ 外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの			
		注1:「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（ ）			
		注2:「へ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入（ ）			
	代理人	氏名又は名称及び 代表者の氏名			
		住所又は主たる 事務所の所在地			
	事務上の連絡先(担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス)				

下記のとおり届出します。

1 発行会社	(1) 名 称	法人番号：	
	(2) 本 店 の 所 在 地		
	(3) 定 款 上 の 事 業 目 的		
	(4) 総 議 決 権	個	
	(5) 外 資 比 率	%	
	(6) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由		
	(7) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項		
	(8) 上場、非上場等の区分 (該当分に○)	☐ 上場銘柄 ☐ 店頭売買銘柄 ☐ その他	
2 受任しようとする議決権	(1) 数 量 等	数 量 個 受任後の議決権比率 % (最も多く受任する場合) (受任前の比率 %)	
	(2) 受 任 の 目 的 及 び 内 容		
	(3) 受 任 の 時 期	☐ : 予定時期 () 予定 (ただし、届出受理日から6カ月以内) ☐ : 予定時期未定 (届出受理日から6カ月以内)	
	(4) 株 主 総 会 の 時 期 及 び 種 別		
	(5) 受 任 の 相 手 方	氏 名 又 は 名 称	
		住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地	
委 任 数 量			
3 受任後の事業計画等	(1) 受任後の事業計画		
	(2) 事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の取扱い		

(記入要領)

- 1 本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第3条第5項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第3条第4項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種又は別表第1から別表第3までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は発行会社若しくは連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第3条第2項及び第6項、第3条の2第4項、第4条第3項並びに第4条の3第3項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を選択すること。
- 2 「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 3 「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「4 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。
- 4 「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「4 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍・設立国等」欄及び「5 受任時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。
- 5 「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「4 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「5 受任時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。
- 6 「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点で届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日、受理番号及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。
- 7 「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 8 「1 発行会社」欄中「(1) 名称」欄には名称とともに「発行会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること（設立準備中等であって法人番号が不明な場合は、理由とともに不明である旨を記載すること）。また「(4) 総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数をを用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が発行済株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社の外資比率がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載された外国法人等の所有株式数の割合を用いて差し支えない。
- 9 「1 発行会社」欄中「(5) 外資比率」欄には、外国投資家（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第1項に規定する外国投資家をいう。）が所有する発行会社の株式の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社の外資比率がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載された外国法人等の所有株式数の割合を用いて差し支えない。
- 10 「1 発行会社」欄中「(6) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が、対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該業種に該当する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種又は保有する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

- 11 「1 発行会社」欄中「(7) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する法人である連結子会社等を発行会社とした場合に「1 発行会社」欄中「(1) 名称」欄から「(6) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「(3) 定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。
- 12 「2 受任しようとする議決権」欄中「(1) 数量等」欄中「受任後の議決権比率」については、発行会社が上場会社等（法第26条第2項第1号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合において、当該議決権代理行使受任の後における届出者が保有等をする発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第2条第4項第2号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外であるときは、届出者が本届出書において届け出る当該議決権代理行使受任の後における届出者が保有することとなる議決権の総議決権に占める割合を記入すること。
- 「(2) 受任の目的及び内容」欄には、「取締役の選解任を目的とした議決権行使」、「事業譲渡等を目的とした議決権行使」等の受任の目的を記入すること。また、受任によって得た権限を用いて議決権行使を行おうとする議案については、可能な限り記入すること。ただし、届出時点で、議案が不明な場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。
- 「(3) 受任の時期」欄について、本届出書受理日から6カ月以内の日であって、当該受理日において予定している受任の予定日がある場合は当該予定日を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。
- 「(4) 株主総会の時期及び種別」欄中「種別」については、「定時株主総会」又は「臨時株主総会」の種別を記入すること。
- 13 「3 受任後の事業計画等」欄中「(1) 受任後の事業計画」欄には、受任後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「(2) 事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に係る事業の取扱い」欄には、受任後の事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する法人が保有する技術若しくは情報の取扱いに関する事項を記入すること。
- 14 「4 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の4の4第4項第5号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。
- また、届出者が特定組合等（法第26条第1項第4号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組員（同号に規定する業務執行組員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。
- 15 「4 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第3条の2第1項第3号から第6号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。
- 16 「4 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「5 受任時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。
- 17 「5 受任時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。なお、受任時の「数量」及び「議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「議決権比率」を記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を令第2条第28項第1号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第1項第2号から第5号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が保有する発行会社の実質保有等議決権の数（すなわち、「2 受任しようとする議決権」欄中「(1) 数量等」欄中「受任後の議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。
- 18 「6 国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第1項第4号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。
- 19 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格A4）

年 月 日

(日本銀行經由)

	氏名又は名称及び 代表者の氏名				
	住所又は主たる 事務所の所在地		国籍・ 設立国等		
	職業又は営んで いる事業の内容				
	資本金 (該当がある場合に記載)				
	ウェブページのリンク		☐ あり(リンク：) ☐ なし		
届 出 者	届出者となる法的根拠 (該当分に○)		イ 非居住者個人		
			ロ 外国法人等		
			ハ イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社		
			ニ 特定組合等		
			ホ イが役員の過半数を占める本邦法人等		
			ヘ 外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの		
注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在 地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（ ）					
		注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入 ()			
代理人	氏名又は名称及び 代表者の氏名				
	住所又は主たる 事務所の所在地				
		事務上の連絡先(担当者氏 名、電話番号及び電子メー ルアドレス)			

下記のとおり届出します。

1 発 行 会 社	(1) 名 称	法人番号：		
	(2) 本 店 の 所 在 地			
	(3) 定 款 上 の 事 業 目 的			
	(4) 総 議 決 権	個		
	(5) 外 資 比 率	%		
	(6) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由			
	(7) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項			
2 同 意 取 得 し よ う と す る 議 決 権	(1) 数 量 等	数 量 同意取得後の議決権比率 (同意取得前の比率)		
	(2) 同 意 取 得 の 目 的 及 び 内 容			
	(3) 同 意 取 得 の 時 期	☐ ： 予定時期（ ） 予定（ただし、届出受理日から6カ月以内） ☐ ： 予定時期未定（届出受理日から6カ月以内）		
	(4) 株 主 総 会 の 時 期 及 び 種 別			
	(5) 同 意 取 得 の 相 手 方	氏 名 又 は 名 称		
		住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
同 意 数 量		個		

3	同意取得後の事業計画等	(1) 同意取得後の事業計画	
		(2) 事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の取扱い	
		(3) 事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の譲渡、廃止又は縮小に関する提案等の可能性（該当分に○）	イ あり ロ なし ① 「あり」の場合、発行会社に対する下記事項の提案の可能性の有無（ある場合には該当分に○を付し、それぞれ詳細を記載すること。） イ 発行会社の事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の譲渡・廃止又は縮小の提案 ロ 取締役又は監査役の選任又は解任の提案 ハ 非公開情報の届出者に対する開示の提案（当然にアクセスする予定がある場合を含む。） ニ 非公開情報の第三者に対する開示の提案 ホ 非公開情報の管理に関する発行会社等の社内規則、取決め、契約その他これらに準ずるものの変更の提案 ヘ 期限を付して、発行会社の回答又は行動を求める提案 （詳細： ） ② 発行会社の取締役会又は重要な意思決定の権限を有する委員会に届出者又は届出者が指定する者が出席する可能性の有無（ある場合には詳細を記載すること。） （詳細： ）
4	届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	☐ あり（リンク： ） ☐ なし
		国有企業等との関係	
		届出者との関係	
5	同意取得時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	☐ あり（リンク： ） ☐ なし
		届出者との関係	
		数 量	個
		議 決 権 比 率	%

(記入要領)

- 1 届出者が、外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第27条の2第1項の規定により、法第27条第1項の規定による届出をせずに行うことができる対内直接投資等については、本届出書で届け出ることとはできない。
- 2 本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第3条第5項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第3条第4項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種又は別表第1から別表第3までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は発行会社若しくは連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第3条第2項及び第6項、第3条の2第4項、第4条第3項並びに第4条の3第3項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を選択すること。
- 3 「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 4 「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「4 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。
- 5 「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「4 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍・設立国等」欄、「5 同意取得時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「国籍・設立国等」欄及び「6 同意取得時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。
- 6 「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「4 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄、「5 同意取得時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「6 同意取得時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。
- 7 「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点で届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日、受理番号及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。
- 8 「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 9 「1 発行会社」欄中「(1) 名称」欄には名称とともに「発行会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること（設立準備中中等であって法人番号が不明な場合は、理由とともに不明である旨を記載すること。）。
「(4) 総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数をういて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「2 同意取得しようとする議決権」欄中「(1) 数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」、「5 同意取得時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」及び「6 同意取得時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。
- 10 「1 発行会社」欄中「(5) 外資比率」欄には、外国投資家（法第26条第1項に規定する外国投資家をいう。）が所有する発行会社の株式の数の発行会社の発行済み株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社の外資比率がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載された外国法人等の所有株式数の割合を用いて差し支えない。

- 11 「1 発行会社」欄中「(6) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種又は保有する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。
- 12 「1 発行会社」欄中「(7) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する法人である連結子会社等を発行会社とした場合に「1 発行会社」欄中「(1) 名称」欄から「(6) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「(3) 定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。
- 13 「2 同意取得しようとする議決権」欄中「(1) 数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」については、届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第2条第4項第2号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数と当該共同議決権行使同意取得に係る議決権の数とを合計した議決権の数の総議決権に占める割合を記入すること。
- 「(2) 同意取得の目的及び内容」欄には、「取締役の選解任を目的とした議決権行使」、「事業譲渡等を目的とした議決権行使」、「その他経営の関与を目的とした議決権行使」等の同意取得の目的を記入すること。また、同意に基づき、共同で議決権を行使しようとする議案については、可能な限り記入すること。ただし、届出時点で、議案が不明な場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。
- 「(3) 同意取得の時期」欄について、本届出書受理日から6カ月以内の日であって、当該受理日において予定している同意取得の予定日がある場合は当該予定日を記載すること。なお、具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。
- 「(4) 株主総会の時期及び種別」欄中「種別」については、「定時株主総会」又は「臨時株主総会」の種別を記入すること。
- 「(5) 同意取得の相手方」欄は、届出者が相対による方法により同意取得をしようとする場合において記入すること。
- 14 「3 同意取得後の事業計画等」欄中「(1) 同意取得後の事業計画」欄には、同意取得後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「(2) 事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の取扱い」欄には、同意取得後の事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の取扱いに関する事項を記入すること。
- 15 「4 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の4の4第4項第5号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。
- また、届出者が特定組合等（法第26条第1項第4号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組員（同号に規定する業務執行組員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。
- 16 「4 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第3条の2第1項第3号から第6号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。
- 17 「4 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄、「5 同意取得時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「届出者との関係」欄及び「6 同意取得時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「同意取得の相手方との関係」において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。
- 18 「5 同意取得時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を令第2条第28項第1号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第1項第2号から第5号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち届出者が保有する実質保有等議決権及び当該共同議決権行使同意取得に係る議決権（すなわち、「2 同意取得しようとする議決権」欄中「(1) 数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。なお、同意取得時の「数量」及び「議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「議決権比率」を記入すること。

- 19 「6 同意取得時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、同意取得の相手方と特別の関係にあるもの（同意取得の相手方を令第2条第28項第1号に規定する株式取得者等とした場合に同項第1号から第17号まで、第20号及び第21号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第1項第2号から第5号までに掲げるものに限る。）をいう。）が保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち届出者が保有する実質保有等議決権、当該共同議決権行使同意取得に係る議決権及び届出者と特別の関係にあるものが保有する実質保有等議決権（すなわち、「2 同意取得しようとする議決権」欄中「(1) 数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」及び「5 同意取得時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。
- 20 「7 国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第1項第4号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。
- 21 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格A4）

年 月 日

(日本銀行經由)

	氏名又は名称及び 代表者の氏名			
	住所又は主たる 事務所の所在地			国籍・ 設立国等
	職業又は営んで いる事業の内容			
	資本金 (該当がある場合に記載)			
	ウェブページのリンク	☐ あり（リンク： ） ☐ なし		
届出者	届出者となる法的根拠 (該当分に○)	イ 非居住者個人		
		ロ 外国法人等		
		ハ イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社		
		ニ 特定組合等		
		ホ イが役員の過半数を占める本邦法人等		
	ヘ 外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの			
		注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所 の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（ ）		
		注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入 （ ）		
	代理人	氏名又は名称及び 代表者の氏名		
		住所又は主たる 事務所の所在地		
	事務上の連絡先 (担当者氏名、電話番号及び 電子メールアドレス)			

下記のとおり届出します。

1 発 行 会 社	(1) 名 称	法人番号：	
	(2) 本 店 の 所 在 地		
	(3) 資 本 金	円（議決権の総数 個）	
	(4) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由		
	(5) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項		
	(6) 届出者が行った発行会社に係るこれまでの届出の受理年月日及び受理番号		
2	行使する発行会社の議決権の数量等	数 量 個 （届出時 個） 議決権の総数に占める割合 % （届出時 %） （届出時と同意時で議決権の数量等が異なる場合は異なる理由： ）	
3	同 意 の 内 容	変 更 前	変 更 後
4	同 意 の 時 期	☐ ： 予定時期（ ） 予定（ただし、届出受理日から6カ月以内） ☐ ： 予定時期未定（届出受理日から6カ月以内）	
5 同 意 目 的 等	(1) 同 意 目 的		
	(2) 同 意 に 伴 う 経 営 関 与 の 方 法		
	(3) 同 意 後 の 事 業 計 画		
	(4) 事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の取扱い		

(記入要領)

- 1 本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第3条第5項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第3条第4項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種又は別表第1から別表第3までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は発行会社若しくは連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第3条第2項及び第6項、第3条の2第4項、第4条第3項並びに第4条の3第3項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を選択すること。
- 2 「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 3 「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。
- 4 「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍・設立国等」欄及び「7 同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。
- 5 「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「7 同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。
- 6 「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日、受理番号及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。
- 7 「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 8 「1 発行会社」欄中「(1) 名称」欄には名称とともに「発行会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること（設立準備中等であって法人番号が不明な場合は、理由とともに不明である旨を記載すること。）。
「(4) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の当該業種又は保有する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。
- 9 「1 発行会社」欄中「(5) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する法人である連結子会社等を発行会社とした場合に「1 発行会社」欄中「(1) 名称」欄から「(4) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。「1 発行会社」欄中「(6) 届出者が行った発行会社に係るこれまでの届出の受理年月日及び受理番号」欄について、届出書の受理年月日及び受理番号が不明な場合には、理由とともに不明である旨を記載すること。

- 10 「2 行使する発行会社の議決権の数量等」欄において、本届出の対象となる同意時点において行使する発行会社の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合を記載すること。本届出書受理日において確定していない場合には、その見込まれる最大の値を記載することができる。その場合、記入した値の後ろに「(最大)」と記載すること。また、本届出書受理日において届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権(対内直接投資等に関する政令(以下この記入要領において「令」という。)第2条第4項第2号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。)の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合を併記すること。本届出書受理日において届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合と本届出の対象となる同意時点において行使する発行会社の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合が異なる場合には異なる理由を記載すること。
- 11 「3 同意の内容」欄中「変更前」欄には、現行定款上の事業目的を、「変更後」欄には、変更後の定款案を記入するとともに、変更箇所に下線を付すこと。
- 12 「4 同意の時期」欄について、本届出書受理日から6カ月以内の日であって、当該受理日において予定している同意の時期がある場合は当該予定日を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。
- 13 「5 同意目的等」欄中「(1) 同意目的」欄には、「経営関与」等の同意の目的を記入すること。「(2) 同意に伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法を記入すること。「(3) 同意後の事業計画」欄には、同意後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「(4) 事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の取扱い」欄には、同意後の事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象である技術若しくは情報に係る事業の取扱いに関する事項を記入すること。なお、(2)から(4)までの欄は、「資産運用」及び「関係会社の設立又は資金調達の支援」の場合は記入を要しない。
- 14 「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等(租税特別措置法第66条の4の4第4項第5号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。)を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。
- また、届出者が特定組合等(外国為替及び外国貿易法(以下この記入要領において「法」という。)第26条第1項第4号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。)である場合は、その業務執行組員(同号に規定する業務執行組員をいう。)の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド(特定組合等を除く。)であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。
- 15 「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等(令第3条の2第1項第3号から第6号までに掲げるものをいう。)との資本関係その他の支配関係を記入すること。
- 16 「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「7 同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。
- 17 「7 同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、届出者と特別の関係にあるもの(令第2条第28項第1号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体(法第26条第1項第2号から第5号までに掲げるものに限る。)をいう。以下この記入要領において同じ。)が保有する発行会社の実質保有等議決権の数(議決権のうち届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。)及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。なお、同意時の「数量」及び「議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「議決権比率」を記入すること。
- 18 「8 国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第1項第4号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。
- 19 「9 その他の事項」欄中、届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している場合には、「届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している。」欄に印を付けること。
- 20 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格A4)

別紙様式第六の二を削る。

別紙様式第七を次のように改める。

年 月 日

(日本銀行経由)

届出者		氏名又は名称及び 代表者の氏名				
		住所又は主たる 事務所の所在地		国籍・設立国等		
		職業又は営んで いる事業の内容				
		資本金 (該当がある場合に記載)				
		ウェブページのリンク	☐ あり(リンク：) ☐ なし			
		届出者となる法的根拠 (該当分に○)	イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社 ニ 特定組合等 ホ イが役員の過半数を占める本邦法人等 ヘ 外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの 注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、 ③職業又は営んでいる事業の内容を記入（ ） 注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入 ()			
		対内直接投資等に関する政 令第３条の２第１項各号へ の該当性	☐ 第１号 ☐ 第２号 ☐ 第３号 ☐ 第４号 ☐ 第５号 ☐ 第６号 ☐ 上記のいずれにも該当しない 該当がある場合はその詳細（ ）			
		対内直接投資等に関する命 令第３条の２第５項各号へ の該当性	☐ 第１号 ☐ 第２号 ☐ 第３号 ☐ 上記のいずれにも該当しない 該当がある場合はその詳細（ ）			
	代理人		氏名又は名称及び 代表者の氏名			
		住所又は主たる 事務所の所在地				
	事務上の連絡先 (担当者氏名、電話番号及び 電子メールアドレス)					

下記のとおり届出します。

1	(1) 名 称	法人番号：		
	(2) 本 店 の 所 在 地			
	(3) 定 款 上 の 事 業 目 的			
	(4) 資 本 金	円（議決権の総数 個）		
	(5) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由			
	(6) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項			
	(7) 届出者が行った発行会社に係るこれまでの届出の受理年月日及び受理番号			
2	行使する発行会社の議決権の数量等	数 量 (届出時 議決権の総数に占める割合 (届出時	個 (個) % (%)	
		(届出時と同意時で議決権の数量等が異なる場合は異なる理由：)		
3	同 意 の 時 期	☐ ： 予定時期（ ） 予定（ただし、届出受理日から6カ月以内） ☐ ： 予定時期未定（届出受理日から6カ月以内）		
4	同意目的等	(1) 取締役又は監査役の別	イ 取締役 ロ 監査役	
		(2) 自己提案又は他者提案の別	イ 自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る同意 ロ イ以外の議案に係る同意	
		(3) 候補者の氏名、住所及び国籍等		
		(4) 候 補 者 の 任 期		
		(5) 候補者の経歴及び現職		
		(6) 届出者と候補者の関係		
		(7) 候補者の選任に係る議案に同意する目的		
		(8) 本届出書において届け出る同意に関する届出者と発行会社の間の連絡状況の有無	イ あり (ロ なし	(選任に対する発行会社の賛否 イ 賛成 ロ 反対)
		(9) 事前届出業種に属する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業への関与方針 ※複数該当する場合はすべてにチェック	☐ 事業方針その他事業の運営への関与 ☐ 非公開の技術情報の取得 ☐ 事業の一部又は全部の譲渡又は廃止への関与 ☐ 合併、廃業又は会社の解散への関与 ☐ 取締役会又は重要な意思決定の権限を有する委員会への出席 ☐ 期限を付して、発行会社の回答若しくは行動を要求すること ☐ 関与なし ☐ その他 () 上記についての具体的内容 ()	

(記入要領)

- 1 本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第3条第5項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第3条第4項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種又は別表第1から別表第3までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は発行会社若しくは連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第3条第2項及び第6項、第3条の2第4項、第4条第3項並びに第4条の3第3項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を選択すること。
- 2 「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 3 「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「5 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。
- 4 「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「5 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍・設立国等」欄及び「6 同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。
- 5 「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「5 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「6 同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。
- 6 「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点で届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日、受理番号及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。
- 7 「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 8 「1 発行会社」欄中「(1) 名称」欄には名称とともに「発行会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること（設立準備中等であって法人番号が不明な場合は、理由とともに不明である旨を記載すること。）。

「(5) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、発行会社が営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該業種に属する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種又は保有する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。
- 9 「1 発行会社」欄中「(6) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する法人である連結子会社等を発行会社とした場合に「1 発行会社」欄中「(1) 名称」欄から「(5) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「(3) 定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。
- 10 「2 行使する発行会社の議決権の数量等」欄において、本届出の対象となる同意時点において行使する発行会社の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合を記載すること。本届出書受理日において確定していない場合には、その見込まれる最大の値を記載することができる。その場合、記入した値の後ろに「（最大）」と記載すること。また、本届出書受理日において届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第2条第4項第2号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合を併記すること。本届出書受理日において届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合と本届出の対象となる同意時点において行使する発行会社の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合が異なる場合には異なる理由を記載すること。
- 11 「3 同意の時期」欄について、本届出書受理日から6カ月以内の日であって、当該受理日において予定している同意の予定日がある場合は当該予定日を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。

- 12 「4 同意目的等」欄中「(3) 候補者の氏名、住所及び国籍等」欄において、本名に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものがある場合には、氏名に併記すること。候補者の「住所」には国又は地域名も記入し、「国籍等」には国籍又はこれに類する地域を記載すること。
- 「(5) 候補者の経歴及び現職」欄において、候補者に兼職先がある場合にはそれらも含めて明記すること。また、候補者が令第3条の2第1項第3号から第5号までに規定するものの役員又は使用人その他の従業者（以下この記入要領において「政府関係者」という。）であった場合には、政府関係者であった期間及び当時の役職も併せて明記すること。
- 「(7) 候補者の選任に係る議案に同意する目的」欄において、「4 同意目的等」欄中「(2) 自己提案又は他者提案の別」欄において「イ 自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る同意」を選択した場合は、候補者として自ら又は自らの関係者（対内直接投資等に関する命令第2条第3項第2号に掲げるものをいう。）を選定した理由についても記載すること。
- 「(8) 本届出書において届け出る同意に関する届出者と発行会社との連絡状況の有無」欄は、「4 同意目的等」欄中「(2) 自己提案又は他者提案の別」欄において「イ 自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る同意」を選択した場合に記載すること。本届出書において届け出る同意に関して届出者と発行会社間に連絡があれば「イ あり」に印を付した上で、選任に対する発行会社の賛否、当該連絡の経緯及び当該同意に対する発行会社の意見について記載すること。
- 「(9) 事前届出業種に属する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業への関与方針」欄は、「4 同意目的等」欄中「(1) 取締役又は監査役の別」欄において「イ 取締役」を選択した場合に記載すること。届出者が候補者を通じて発行会社の営む事前届出業種又は事前届出対象である技術若しくは情報に属する事業について、該当する事項を選択するとともに、どのような関与を行う予定か記載すること。
- 13 「5 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の4の4第4項第5号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものとして、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。
- また、届出者が特定組合等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第1項第4号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものとして、その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。
- 14 「5 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第3条の2第1項第3号から第6号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。
- 15 「5 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「6 同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。
- 16 「6 同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等（法第26条第2項第1号に規定する上場会社等をいう。）である場合において記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を令第2条第28項第1号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第1項第2号から第5号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。なお、同意時の「数量」及び「議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「議決権比率」を記入すること。
- 17 「7 事前届出免除制度による発行会社の株式等の取得の有無」欄について、届出者が法第27条の2第1項又は法第28条の2第1項の規定により法第27条第1項又は法第28条第1項の規定による届出をせずに行った対内直接投資等又は特定取得により取得した発行会社の株式等を保有している場合、「イ あり」を選択の上、当該対内直接投資等又は特定取得から本届出受理日の間に、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準を定める件（告示）第2条第1号に掲げる基準又は財務大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準を定める件（告示）第2条第1号に掲げる基準を遵守しない行為を行うことを目的とすることとなった経済状況の変化その他相当の事由を記載すること。
- 18 「8 国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第1項第4号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。
- 19 届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している場合には、「9 その他の事項」欄に印を付けること。
- 20 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格A4）

別紙様式第七の二から別紙様式第七の四までを削る。

別紙様式第八を次のように改める。

年 月 日

財務大臣及び事業所管大臣 殿
うち、事前届出業種等を所管する大臣

- ☐ 内閣総理大臣（警察庁）
- ☐ 内閣総理大臣（金融庁）
- ☐ 総 務 大 臣
- ☐ 厚生労働大臣
- ☐ 農林水産大臣
- ☐ 経済産業大臣
- ☐ 国土交通大臣 殿

（日本銀行経由）

届 出 者	氏名又は名称及び代表者の氏名				
	住所又は主たる事務所の所在地		国籍・設立国等		
	職業又は営んでいる事業の内容				
	資本金 (該当がある場合に記載)				
	ウェブページのリンク		☐ あり（リンク： ） ☐ なし		
	届出者となる法的根拠 (該当分に○)		イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社 ニ 特定組合等 ホ イが役員の過半数を占める本邦法人等 ヘ 外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの		
			注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（ ）		
			注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入（ ）		
	代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名			
住所又は主たる事務所の所在地					
	事務上の連絡先 (担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス)				

下記のとおり届出します。

1	(1) 名 称	法人番号：	
	(2) 本 店 の 所 在 地		
	(3) 定 款 上 の 事 業 目 的		
	(4) 資 本 金	円（議決権の総数 個）	
	(5) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由		
	(6) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項		
	(7) 届出者が行った発行会社に係るこれまでの届出の受理年月日及び受理番号		
2	行 使 す る 発 行 会 社 の 議 決 権 の 数 量 等	数 量 個 （届出時 個） 議決権の総数に占める割合 % （届出時 %） （届出時と同意時で議決権の数量等が異なる場合は異なる理由： ）	
3	同 意 の 時 期	☐ ： 予定時期（ ） 予定（ただし、届出受理日から6カ月以内） ☐ ： 予定時期未定（届出受理日から6カ月以内）	
4	同意 目 的 等	(1) 同意の対象となる議案	イ 事業の全部の譲渡 ロ 事業の一部の譲渡 ハ 子会社株式の譲渡 ニ 吸収合併 ホ 新設合併 ヘ 吸収分割 ト 新設分割 チ 現物配当 リ 事業の廃止 ヌ 会社の解散
		(2) 譲渡等の対象の事業内容	
		(3) 譲渡等の対象の事業に含まれる事前届出業種又は事前届出対象の技術若しくは情報	
		(4) 譲渡等の議案に同意する理由	
		(5) 本届出書において届け出る同意に関する届出者と発行会社との連絡状況の有無	イ あり （ ） ロ なし
		(6) 事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の取扱い	

(記入要領)

- 1 本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第3条第5項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第3条第4項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種又は別表第1から別表第3までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は発行会社若しくは連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第3条第2項及び第6項、第3条の2第4項、第4条第3項並びに第4条の3第3項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を選択すること。
- 2 「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 3 「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「5 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。
- 4 「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「5 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍・設立国等」欄及び「6 同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。
- 5 「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「5 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「6 同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。
- 6 「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点で届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日、受理番号及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。
- 7 「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 8 「1 発行会社」欄中「(1) 名称」欄について、「発行会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること（設立準備中等であって法人番号が不明な場合は、理由とともに不明である旨を記載すること。）。

「(5) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該業種に該当する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の当該業種又は保有する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。
- 9 「1 発行会社」欄中「(6) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する法人である連結子会社等を発行会社とした場合に「1 発行会社」欄中「(1) 名称」欄から「(5) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「(3) 定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。
- 10 「2 行使する発行会社の議決権の数量等」欄において、本届出の対象となる同意時点において行使する発行会社の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合を記載すること。本届出書受理日において確定していない場合には、その見込まれる最大の値を記載することができる。その場合、記入した値の後ろに「（最大）」と記載すること。また、本届出書受理日において届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第2条第4項第2号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合を併記すること。本届出書受理日において届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合と本届出の対象となる同意時点において行使する発行会社の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合が異なる場合には異なる理由を記載すること。
- 11 「3 同意の時期」欄について、本届出書受理日から6カ月以内の日であって、当該受理日において予定している同意の予定日がある場合は当該予定日を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。

- 12 「4 同意目的等」欄中「(3) 譲渡等の対象の事業に含まれる事前届出業種又は事前届出対象の技術若しくは情報」欄は、「(1) 同意の対象となる議案」において「イ 事業の全部の譲渡」を選択した場合省略することができる。
- 「(4) 譲渡等の議案に同意する理由」欄において、自ら又は他の株主を通じて株主総会に事業の全部の譲渡等の議案を提案した理由についても記載すること。
- 「(5) 本届出書において届け出る同意に関する届出者と発行会社の間の連絡状況の有無」欄において、本届出書において届け出る同意に関して届出者と発行会社の間に連絡があれば「イ あり」に印を付した上で、当該連絡の経緯及び当該同意に対する発行会社の意見について記載すること。
- 「(6) 事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の取扱い」欄は、届出者が本届出で届け出る同意の対象となる事業の譲渡等の譲受者となる場合に記載すること。
- 13 「5 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の4の4第4項第5号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。
- また、届出者が特定組合等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第1項第4号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。
- 14 「5 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第3条の2第1項第3号から第6号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。
- 15 「5 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「6 同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。
- 16 「6 同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等（法第26条第2項第1号に規定する上場会社等をいう。）である場合において記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を令第2条第28項第1号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第1項第2号から第5号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。なお、同意時の「数量」及び「議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「議決権比率」を記入すること。
- 17 「7 事前届出免除制度による発行会社の株式等の取得の有無」欄について、届出者が法第27条の2第1項又は法第28条の2第1項の規定により法第27条第1項又は法第28条第1項の規定による届出をせずに行った対内直接投資等又は特定取得により取得した発行会社の株式等を保有している場合、「イ あり」を選択の上、当該対内直接投資等又は特定取得から本届出受理日の間に、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準を定める件（告示）第2条第2号に掲げる基準又は財務大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準を定める件（告示）第2条第2号に掲げる基準を遵守しない行為を行うことを目的とすることとなった経済状況の変化その他相当の事由を記載すること。
- 18 「8 国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第1項第4号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。
- 19 届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している場合には、「9 その他の事項」欄に印を付けること。
- 20 本届出書により届け出られる事業譲渡等にあたり、法以外の法令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を除く。）に基づく許認可等が必要になる場合であって、本届出書受理日において当該許認可等の申請をしている時又は当該許認可等を取得しているときはその旨「9 その他の事項」欄に記載すること。
- 21 本届出書により届け出られる事業譲渡等にあたり、一定期間において特定の商品又はサービスの提供を継続することを条件にしている等、審査にあたり有用な事項があれば、任意の事項として「9 その他の事項」欄に記載することができる。
- 22 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格A4）

別紙様式第八の二を削る。

別紙様式第九から別紙様式第十一までを次のように改める。

年 月 日

(日本銀行經由)

届 出 者	氏名又は名称及び代表者の氏名					
	住所又は主たる事務所の所在地		国籍・設立国等			
	職業又は営んでいる事業の内容					
	資本金 (該当がある場合に記載)					
	ウェブページのリンク		☐ あり（リンク： ） ☐ なし			
	届出者となる法的根拠 (該当分に○)		イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ 外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの			
			注:「ハ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入 ()			
	代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名				
		住所又は主たる事務所の所在地				
事務上の連絡先 (担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス)						

下記のとおり届出します。

1 支店等	(1) 名 称		
	(2) 所 在 地		
	(3) 種 類		
	(4) 事 業 目 的		
	(5) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由		
	(6) 設 置 予 定 時 期	☐ : 予定時期 () 予定 (ただし、届出受理日から6カ月以内) ☐ : 予定時期未定 (届出受理日から6カ月以内)	
	(7) 設 置 し よ う と す る 理 由		
	(8) 設置に伴い取得する不動産及びこれに関する権利の内容		
	(9) そ の 他 の 事 項		
2 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名		
	住所又は主たる事務所の所在地		
	国籍・設立国等		
	職業又は営んでいる事業の内容		
	ウェブページのリンク	☐ あり (リンク:) ☐ なし	
	国有企業等との関係		
	届出者との関係		
3 国の安全等に係る措置			
4 そ の 他 の 事 項			

届 出 受 理 年 月 日 及 び 受 理 番 号	
------------------------------	--

(記入要領)

- 1 本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、支店等が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第3条第4項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種又は別表第1から別表第3までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第3条第2項及び第6項、第3条の2第4項、第4条第3項並びに第4条の3第3項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）に関連する支店等が営む事業を所管する各事業所管大臣を選択すること。
- 2 「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 3 「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「2 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。
- 4 「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「2 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。
- 5 「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「2 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。
- 6 「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 7 「1 支店等」欄中「(3) 種類」には、「支店」、「工場」、「その他の事業所」の別を記入すること。
「(5) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、支店等が営む事前届出業種又は支店等が営む事業に関連する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。支店等の営む事前届出業種又は支店等の営む事業に関連する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、支店等の該当業種又はその事業に関連する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。
「(6) 設置予定時期」欄について、本届出書受理日から6カ月以内の日であって、当該受理日において予定している設置予定時期がある場合は当該設置予定時期を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。
「(8) 設置に伴い取得する不動産及びこれに関する権利の内容」欄は、次の例にならって記入すること。
(例：事務所 所在地〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇ビル〇階 延面積〇〇㎡を〇〇から賃借の予定、倉庫用建物 所在地〇〇市〇〇町〇〇番地 延面積〇〇㎡を〇〇から賃借の予定)
- 8 「2 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の4の4第4項第5号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。
- 9 「2 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（対内直接投資等に関する政令第3条の2第1項第3号から第6号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。
- 10 「2 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。
- 11 「3 国の安全等に係る措置」欄には、外国為替及び外国貿易法第27条第1項第4号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。
- 12 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格A4)

(宛先)

うち、事前届出業種等を所管する大臣

- 内閣総理大臣（警察庁）
- 内閣総理大臣（金融庁）
- 総 務 大 臣
- 厚生労働大臣
- 農林水産大臣
- 経済産業大臣
- 国土交通大臣

(日本銀行経由)

届 出 者	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名				
	住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地		国籍・ 設立国等		
	職 業 又 は 営 ん で い る 事 業 の 内 容				
	資 本 金 (該当がある場合に記載)				
	ウ ェ ブ ペ ー ジ の リ ン ク		☐ あり (リンク：) ☐ なし		
	届出者となる法的根拠 (該当分に○)		☐ イ 非居住者個人 ☐ ロ 外国法人等 ☐ ハ 外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの		
			注:「ハ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入 ()		
	代 理 人	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名			
住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地					
事 務 上 の 連 絡 先 (担当者氏名、電話番号及び電 子 メ ー ル ア ド レ ス)					

下記のとおり届出します。

1 支店等	(1) 名 称		
	(2) 所 在 地		
	(3) 設置の届出受理年月日及び受理番号		
	(4) 設 置 年 月 日		
	(5) 種 類	変 更 前	変 更 後
	(6) 事 業 目 的	変 更 前	変 更 後
	(7) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由		
	(8) 変 更 予 定 時 期	☐ : 予定時期 () 予定 (ただし、届出受理日から6カ月以内) ☐ : 予定時期未定 (届出受理日から6カ月以内)	
	(9) 変更しようとする理由		
(10) 変更に伴い取得する不動産及びこれに関する権利の内容			
(11) そ の 他 の 事 項			
2 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名		
	住所又は主たる事務所の所在地		
	国籍・設立国等		
	職業又は営んでいる事業の内容		
	ウェブページのリンク	☐ あり (リンク:) ☐ なし	
	国有企業等との関係		
	届出者との関係		
3 国の安全等に係る措置			
4 そ の 他 の 事 項			

届出受理年月日 及び受理番号	
-------------------	--

(記入要領)

- 1 本届出書は、支店等の種類又は事業目的の変更の別に記入すること（種類及び事業目的の変更を同時に行おうとするときは、この限りでない。）。この場合において、本届出書の頭書に記載の題名のうち本届出書により届け出る内容に印を付すこと。
- 2 本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、支店等が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第3条第4項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種又は別表第1から別表第3までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第3条第2項及び第6項、第3条の2第4項、第4条第3項並びに第4条の3第3項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）に関連する支店等が営む事業を所管する各事業所管大臣を選択すること。
- 3 「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 4 「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「2 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。
- 5 「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「2 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。
- 6 「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「2 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。
- 7 「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 8 「1 支店等」欄中「(3) 設置の届出受理年月日及び受理番号」欄は、本届出の対象となる支店等に関して過去に支店等の種類又は事業目的の変更に関する届出書を提出している場合には、当該届出書の届出受理年月日及び受理番号も記入すること。

「(5) 種類」は、次の例にならって記入すること。

(例：変更前 支店 / 変更後 支店兼工場)

「(6) 事業目的」中「変更後」には、変更案を記入するとともに、変更箇所に下線を付すこと。

「(7) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、支店等が営む事前届出業種又は支店等が営む事業に関連する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。支店等の営む事前届出業種又は支店等の営む事業に関連する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業又はその事業に関連する技術若しくは情報の詳細を記入しても差し支えない。なお、支店等の該当業種又はその事業に関連する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

「(8) 変更予定時期」欄について、本届出書受理日から6カ月以内の日であって、当該受理日において予定している変更の予定日がある場合は当該予定日を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。

「(10) 変更に伴い取得する不動産及びこれに関する権利の内容」欄は、次の例にならって記入すること。

(例：事務所 所在地〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇ビル〇階 延面積〇〇㎡を〇〇から賃借の予定、倉庫用建物 所在地〇〇市〇〇町〇〇番地 延面積〇〇㎡を〇〇から賃借の予定)
- 9 「2 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の4の4第4項第5号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。
- 10 「2 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（対内直接投資等に関する政令第3条の2第1項第3号から第6号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。
- 11 「2 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。
- 12 「3 国の安全等に係る措置」欄には、外国為替及び外国貿易法第27条第1項第4号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。
- 13 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格A4)

年 月 日

(日本銀行経由)

		氏名又は名称及び 代表者の氏名			
		住所又は主たる 事務所の所在地			国籍・ 設立国等
		職業又は営んで いる事業の内容			
		資本金 (該当がある場合に記載)			
		ウェブページのリンク	☐ あり（リンク： ） ☐ なし		
届 出 者		届出者となる法的根拠 (該当分に○)	イ 非居住者個人		
			ロ 外国法人等		
			ハ イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社		
			ニ 特定組合等		
	ホ イが役員の過半数を占める本邦法人等				
	ヘ 外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの				
			注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（ ）		
			注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入（ ）		
	代理人	氏名又は名称及び 代表者の氏名			
		住所又は主たる 事務所の所在地			
		事務上の連絡先 (担当者氏名、電話番号及 び電子メールアドレス)			

下記のとおり届出します。

1 債 務 者	(1) 名 称	法人番号：
	(2) 主たる事務所の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由	
	(5) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項	
2 譲 渡 人	(1) 氏名又は名称	注：本欄は貸付債権の取得の場合のみ記入すること。
	(2) 住所又は主たる事務所の所在地	注：本欄は貸付債権の取得の場合のみ記入すること。
3	金 額	債権金額： (貸付債権の取得の場合は取得価額：)
4	契 約 時 期	
5	貸付時期又は取得時期	☐ ： 予定時期 () 予定 (ただし、届出受理日から6カ月以内) ☐ ： 予定時期未定 (届出受理日から6カ月以内)
6 条 件	(1) 金 利	
	(2) 期 間	
	(3) 元本の回収方法 (該当分に○)	☐ 期日一括 ☐ 分割 (具体的に記入すること。)
7	貸 付 金 の 使 途	
8 貸 付 目 的 等	(1) 貸付目的又は取得目的	
	(2) 貸付け又は取得に伴う経営関与の方法	
	(3) 貸付け後又は取得後の事業計画	
	(4) 事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の取扱い	

(記入要領)

- 1 本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、金銭の貸付けの相手方又は取得する貸付債権の債務者（以下この記入要領において「債務者等」という。）及びその被支配会社等（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第2条第1項第2号に規定する被支配会社等をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第3条第5項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第3条第4項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種又は別表第1から別表第3までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は債務者等若しくはその連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第3条第2項及び第6項、第3条の2第4項、第4条第3項並びに第4条の3第3項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を選択すること。
- 2 「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 3 「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「9 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄及び「10 貸付時又は取得時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。
- 4 「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「9 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍・設立国等」欄及び「10 貸付時又は取得時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。
- 5 「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「9 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「10 貸付時又は取得時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。
- 6 「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を注1に記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日、受理番号及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。
- 7 「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 8 「1 債務者」欄中「(1) 名称」欄には名称とともに法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること。

「(4) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、債務者等の営む事前届出業種又は債務者等が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し当該告示の該当する条項を明記すること。債務者等の営む事前届出業種又は債務者等が保有する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該業種に属する事業又は当該技術若しくは情報の詳細を記入しても差し支えない。なお、債務者等の当該業種又は保有する技術若しくは情報に不明点がある場合は、その旨を記入すること。

「1 債務者」欄中「(5) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する法人である連結子会社等を債務者等とした場合に「1 債務者」欄中「(1) 名称」欄から「(4) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「(3) 定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び債務者等による出資比率を記入すること。

また、「2 譲渡人」欄には、貸付債権の譲渡人の氏名又は名称（及び代表者の氏名）、住所又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- 9 「4 契約時期」欄について、本届出書受理日において、契約時期が確定していない場合「届出受理日から6カ月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における契約の予定日を併記すること（未定であれば、その旨明記すること。）。
- 10 「5 貸付時期又は取得時期」欄について、本届出書受理日から6カ月以内の日であって、当該受理日において予定している貸付予定日又は取得予定日がある場合は当該予定日を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。
- 11 「6 条件」欄中「(3) 元本の回収方法」欄は、「ロ 分割」により回収する場合には、次の例にならって記入すること。

（例：〇年〇月を第1回とし、以降1年ごとに〇年〇月まで〇回〇〇円ずつ回収。）

- 12 「8 貸付目的等」欄中「(1) 貸付目的又は取得目的」欄には、「資産運用」、「経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内会社との合併会社の設立」等の貸付又は取得の目的（目的が複数ある場合はその全て）を記入すること。「(2) 貸付け又は取得に伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法をできる限り具体的に記入すること。「(3) 貸付け後又は取得後の事業計画」欄には、貸付け後又は取得後に債務者等の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「(4) 事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の取扱い」欄には、貸付け後又は取得後の事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象である技術若しくは情報に係る事業の取扱いに関する事項を記入すること。なお、(2)から(4)までの欄は、「資産運用」及び「関係会社の設立又は資金調達の支援」の場合は記入を要しない。
- 13 「9 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の4の4第4項第5号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。
- また、届出者が特定組合等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第1項第4号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組員（同号に規定する業務執行組員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。
- 14 「9 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第3条の2第1項第3号から第6号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。
- 15 「9 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「10 貸付時又は取得時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。
- 16 「10 貸付時又は取得時に届出者と特別の関係にあるもの」欄については、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を令第2条第28項第1号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第1項第2号から第5号までに掲げるものに限る。）をいう。）が当該債務者等に金銭の貸付け（法第26条第2項第7号に規定する金銭の貸付けをいう。）を行っているとき、当該債務者等を債務者とする貸付債権（令第2条第25項第7号に規定する貸付債権をいう。）を所有しているとき、又は当該債務者等が発行する社債（令第2条第25項第8号に規定する社債をいう。）を所有しているときに記入すること。なお、貸付時又は取得時の「特別の関係にあるもの」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「特別の関係にあるもの」を記入すること。
- 17 「11 国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第1項第4号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。
- 18 届出者が貸付けの相手方の株式又は持分のすべてを所有している場合には、「12 その他の事項」欄に印を付けること。
- 19 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記入欄（外国為替及び外国貿易法第17条（第17条の3又は第17条の4第1項において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

為替取引又は電子決済手段等の移転等を行った年月日	金 額	銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等確認欄

（日本産業規格A4）

別紙様式第十一の二を削る。

別紙様式第十二から別紙様式第十六までを次のように改める。

年 月 日

(日本銀行經由)

届 出 者	氏名又は名称及び代表者の氏名				
	住所又は主たる事務所の所在地			国籍・ 設立国等	
	職業又は営んでいる事業の内容				
	資本金 (該当がある場合に記載)				
	ウェブページのリンク		☐ あり(リンク：) ☐ なし		
	届出者となる法的根拠 (該当分に○)		イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社 ニ 特定組合等 ホ イが役員の過半数を占める本邦法人等 ヘ 外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの		
			注1: 「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、 ③職業又は営んでいる事業の内容を記入 ()		
			注2: 「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入 ()		
代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名				
	住所又は主たる事務所の所在地				
事務上の連絡先 (担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス)					

下記のとおり届出します。

1	発 行 会 社	(1) 名 称	法人番号：				
		(2) 主たる事務所の所在地					
		(3) 定款上の事業目的					
		(4) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由					
		(5) 出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項					
2	す 取 得 社 債 よ う と	銘 柄 (発行日、記号等)	額面総額	取得価額	利 率	償還日及び 元利の支払方法	同一銘柄の 発行総額
3	取 得 の 時 期	☐ ： 予定時期（ ） 予定（ただし、届出受理日から6カ月以内） ☐ ： 予定時期未定（届出受理日から6カ月以内）					
4	支 払 の 時 期						
5	取 得 目 的 等	(1) 取 得 目 的					
		(2) 取得に伴う経営関与の方法					
		(3) 取得後の事業計画					
		(4) 事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の取扱い					
6	届出者の事業方針等に 影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び 代表者の氏名					
		住所又は主たる 事務所の所在地					
		国籍・設立国等					
		職業又は営んでいる 事業の内容					
		ウェブページのリンク	☐ あり（リンク： ） ☐ なし				
		国有企業等との関係					
		届出者との関係					

(記入要領)

- 1 本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第3条第5項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第3条第4項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種又は別表第1から別表第3までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は発行会社若しくは連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第3条第2項及び第6項、第3条の2第4項、第4条第3項並びに第4条の3第3項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を選択すること。
- 2 「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 3 「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。
- 4 「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。
- 5 「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「7 取得時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。
- 6 「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を注1に記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。
- 7 「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 8 「1 発行会社」欄中「(1) 名称」欄には名称とともに「発行会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること（設立準備中等であって法人番号が不明な場合は、理由とともに不明である旨を記載すること。）。

「(4) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し当該告示の該当する条項を明記すること。発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該業種に属する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種又は保有する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。
- 9 「1 発行会社」欄中「(5) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する法人である連結子会社等を発行会社とした場合に「1 発行会社」欄中「(1) 名称」欄から「(4) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「(3) 定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。
- 10 取得しようとする社債が転換社債及び新株引受権付社債の場合は、「2 取得しようとする社債」欄の「銘柄」欄にその旨記入すること。また、「償還日及び元金の支払方法」欄は、次の例にならって記入すること。

（例：償還日は○年○月○日、元利金は本邦において円価で支払う。）
- 11 「3 取得の時期」欄について、本届出書受理日から6カ月以内の日であって、当該受理日において予定している取得の予定日がある場合は当該予定日を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。
- 12 「4 支払の時期」欄について、本届出書受理日における支払の予定日を記載すること（なお、具体的時期が未定の場合はその旨を記載すること。）。
- 13 「5 取得目的等」欄中「(1) 取得目的」欄には、「資産運用」、「経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内会社との合併会社の設立」等の取得目的（目的が複数ある場合はその全て）を記入すること。「(2) 取得に伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法をできる限り具体的に記入すること。「(3) 取得後の事業計画」欄には、取得後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「(4) 事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の取扱い」欄には、取得後の事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象である技術若しくは情報に係る事業の取扱いに関する事項を記入すること。なお、(2)から(4)までの欄は、「資産運用」及び「関係会社の設立又は資金調達の支援」の場合は記入を要しない。

- 14 「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の4の4第4項第5号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。
- また、届出者が特定組合等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第1項第4号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組員（同号に規定する業務執行組員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。
- 15 「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第3条の2第1項第3号から第6号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。
- 16 「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「7 取得時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。
- 17 「7 取得時に届出者と特別の関係にあるもの」欄については、届出者が本届出書により社債（令第2条第25項第8号に規定する社債をいう。）を取得しようとする場合において、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を令第2条第28項第1号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第1項第2号から第5号までに掲げるものに限る。）をいう。）が当該社債を所有しているとき、当該社債の発行会社に対して金銭の貸付け（法第26条第2項第7号に規定する金銭の貸付けをいう。）を行っているとき、又は当該社債の発行会社を債務者とする貸付債権（令第2条第25項第7号に規定する貸付債権をいう。）を所有しているときに記入すること。なお、取得時における社債の所有状況、金銭の貸付状況、又は貸付債権の所有状況の把握が困難な場合は、届出時において判明している状況に基づいて記入すること。
- 18 「8 国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第1項第4号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。
- 19 届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している場合には、「9 その他の事項」欄に印を付けること。
- 20 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記入欄（外国為替及び外国貿易法第17条（第17条の3又は第17条の4第1項において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

為替取引又は電子決済手段等の移転等を行った年月日	金 額	銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等確認欄

（日本産業規格A4）

年 月 日

(日本銀行経由)

		氏名又は名称及び 代表者の氏名			
		住所又は主たる 事務所の所在地			国籍・ 設立国等
		職業又は営んで いる事業の内容			
		資本金 (該当がある場合に記載)			
		ウェブページのリンク	☐ あり（リンク： ） ☐ なし		
届 出 者		届出者となる法的根拠 (該当分に○)	イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社 ニ 特定組合等 ホ イが役員の過半数を占める本邦法人等 ヘ 外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの		
			注1:「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、 ③職業又は営んでいる事業の内容を記入（ ）		
			注2:「へ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入 ()		
	代理人	氏名又は名称及び 代表者の氏名			
		住所又は主たる 事務所の所在地			
		事務上の連絡先 (担当者氏名、電話番号及び 電子メールアドレス)			

下記のとおり届出します。

1 対 象 会 社	(1) 名 称	法人番号：	
	(2) 本 店 の 所 在 地		
	(3) 定 款 上 の 事 業 目 的		
	(4) 資 本 金	円	
2	承 継 の 時 期	☐ ：予定時期（ ） 予定（ただし、届出受理日から6カ月以内） ☐ ：予定時期未定（届出受理日から6カ月以内）	
3	支 払 の 時 期		
4	承 継 の 対 価		
5 承 継 目 的 等	(1) 承 継 の 方 法	☐ 事業の全部の譲受け ☐ 事業の一部の譲受け ☐ 吸収分割 ☐ 合併	
	(2) 承 継 対 象 の 事 業 内 容		
	(3) 承継対象の事業に含まれる事前届出業種又は事前届出対象の技術若しくは情報		
	(4) 承 継 の 目 的		
	(5) 届出者と対象会社の関係		
	(6) 事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の取扱い		
6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名		
	住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地		
	国 籍 ・ 設 立 国 等		
	職 業 又 は 営 ん で い る 事 業 の 内 容		
	ウェブページのリンク	☐ あり（リンク： ） ☐ なし	
	国 有 企 業 等 と の 関 係		
	届 出 者 と の 関 係		

(記入要領)

- 1 本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、承継対象の事業に含まれる事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第3条第4項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種又は別表第1から別表第3までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は承継対象の事業に含まれる事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第3条第2項及び第6項、第3条の2第4項、第4条第3項並びに第4条の3第3項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）に係る事業を所管する各事業所管大臣を選択すること。
- 2 「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 3 「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。
- 4 「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍・設立国等」欄及び「7 承継時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。
- 5 「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「7 承継時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。
- 6 「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を注1に記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日、受理番号及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。
- 7 「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 8 「1 対象会社」欄中「(1) 名称」欄には、「対象会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。）も記入すること。
- 9 「2 承継の時期」欄について、本届出書受理日から6カ月以内の日であって、当該受理日において予定している承継の予定日がある場合は当該予定日を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。
- 10 「3 支払の時期」欄について、本届出書受理日における支払の予定日を記載すること（なお、具体的時期が未定の場合はその旨記載すること。）。
- 11 「5 承継目的等」欄について、「(3) 承継対象の事業に含まれる事前届出業種又は事前届出対象の技術若しくは情報」欄には、承継対象の事業に含まれる事前届出業種又は事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。承継対象の事業に含まれる事前届出業種又は事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該業種に該当する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、承継対象の事業の当該業種又は承継対象に含まれる技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。
- 12 「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の4の4第4項第5号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

また、届出者が特定組合等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第1項第4号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。
- 13 「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第3条の2第1項第3号から第6号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。
- 14 「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「7 承継時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

- 15 「7 承継時に届出者と特別の関係にあるもの」欄には、届出者を令第2条第28項第1号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第1項第2号から第5号までに掲げるものに限る。）のうち、「1 対象会社」欄に記入した会社の株式、持分若しくは議決権を有するものを記入すること。なお、承継時における特別の関係にあるものの有する株式、持分若しくは議決権の把握が困難な場合は、届出時において判明している保有等の状況に基づいて記入すること。
- 16 「8 国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第1項第4号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。
- 17 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格A4）

年 月 日

- 内閣総理大臣（警察庁）
- 内閣総理大臣（金融庁）
- 総務大臣
- 厚生労働大臣
- 農林水産大臣
- 経済産業大臣
- 国土交通大臣

届 出 者	氏名又は名称及び 代 表 者 の 氏 名				
	住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地				国籍・ 設立国等
	職 業 又 は 営 ん で い る 事 業 の 内 容				
	資本金（該当がある場合に 記載）				
	ウ ェ ブ ペ ー ジ の リ ン ク	☐ あり（リンク： _____） ☐ なし			
	届出者となる法的根拠 （該当分に○）	☐ イ 非居住者個人 ☐ ロ 外国法人等 ☐ ハ イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社 ☐ ニ 特定組合等 ☐ ホ イが役員の過半数を占める本邦法人等 ☐ ヘ 外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの			
		注1:「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、 ③職業又は営んでいる事業の内容を記入（ _____ ）			
		注2:「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入 （ _____ ）			
	対内直接投資等に関する政 令第3条の2第1項各号へ の該当性	☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号 ☐ 第5号 ☐ 第6号 ☐ 上記のいずれにも該当しない 該当がある場合はその詳細（ _____ ）			
	代 理 人	氏名又は名称及び 代 表 者 の 氏 名			
住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地					
事 務 上 の 連 絡 先 （担当者氏名、電話番号及 び電子メールアドレス）					

下記のとおり届出します。

1 取得しようとする外国法人等 議決権等に係る	(1) 名 称			
	(2) 本 店 の 所 在 地			
	(3) 事 業 の 内 容			
	(4) 直接保有法人等との関係（直接保有法人等の外国議決権等の取得以外の場合）			
2 取得しようとする外国議決権等	(1) 取 得 の 態 様 （ 該 当 分 に ○ ）	イ 新株発行等による議決権の取得 ロ 旧株等の譲受による議決権の取得 ハ その他 （ ）		
	(2) 数 量 、 取 得 価 額 等	数 量 株 式 等 株（ロ） 議 決 権 個 取得価額 円 取得後の議決権比率 % （取得前の比率 %）		
	(3) 取 得 の 時 期	☐ ： 予定時期（ ） 予定（ただし、届出受理日から6カ月以内） ☐ ： 予定時期未定（届出受理日から6カ月以内）		
	(4) 支 払 の 時 期			
	(5) 取 得 の 相 手 方	氏 名 又 は 名 称		
		住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地		
		譲 渡 数 量		

3 直 接 保 有 法 人 等	(1) 名 称		
	☐ : 特定組合類似団体に該当する。		
	(2) 代 表 者		
	(3) 本 店 の 所 在 地		
	(4) 事 業 の 内 容		
	(5) 取得後に届出者が保有 をする直接保有法人等 の外国議決権の数量等	数 量	議決権 個
		議 決 権 比 率	%
	(6) 取得後に届出者と株式 の所有関係等に基づく 永続的な経済関係にあ るものが保有する直接 保有法人等の外国議決 権の数量等	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名	
		住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地	
		国 籍 ・ 設 立 国 等	
		職 業 又 は 営 ん で い る 事 業 の 内 容	
		ウ ェ ブ ペ ー ジ の リ ン ク	☐ あり（リンク： _____） ☐ なし
		届 出 者 と の 関 係	
		数 量	議決権 個
		議 決 権 比 率	%
	(7) 直接保有法人等（特定 組合類似団体に該当す るものに限る。）の業 務執行組合員の数	業 務 執 行 組 合 員 の 総 数	
		届 出 者 の 関 係 者 の 数	
	(8) 直接保有法人等（特定 組合類似団体に該当す るものに限る。）の業 務執行組合員	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名	
		住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地	
		国 籍 ・ 設 立 国 等	
職 業 又 は 営 ん で い る 事 業 の 内 容			
ウ ェ ブ ペ ー ジ の リ ン ク		☐ あり（リンク： _____） ☐ なし	
届 出 者 と の 関 係			

4 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等	(1) 名 称	法人番号：			
	(2) 本 店 の 所 在 地				
	(3) 定 款 上 の 事 業 目 的				
	(4) 資 本 金 総 議 決 権	円（株（口）） 個			
	(5) 外 資 比 率	%			
	(6) 上場、非上場等の区分 （該当分に○）	☐ 上場銘柄 ☐ 店頭売買銘柄 ☐ その他			
	事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由				
	事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項				
	(9) 直接保有法人等との関係	直接保有法人等が保有する数量等		株 式 議決権	株 個
		取得後に	氏名又は名称及び代表者の氏名		
		直接保有法人等と	住所又は主たる事務所の所在地		
		特別な関係にある	国籍・設立国等		
		ものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等	職業又は営んでいる事業の内容		
			ウェブページのリンク	あり（リンク：） なし	
			直接保有法人等との関係		
			数 量	株 式 議決権	株 個
			出 資 比 率 議 決 権 比 率	% %	
			届出時までの直接保有法人等による経営関与の方法 (不明な場合は「不明」と記載)		
	(10) 株式及び議決権の数量等	数 量	株 式 議決権	株 個	
		出 資 比 率 議 決 権 比 率	% %		
	(11) 取得後に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名			
		住所又は主たる事務所の所在地			
		国籍・設立国等			
		職業又は営んでいる事業の内容			
		ウェブページのリンク		☐ あり（リンク：） ☐ なし	
届出者との関係					
数 量		株 式 議決権	株 個		
出 資 比 率 議 決 権 比 率		% %			

5	取得の目的等	(1) 取得目的 (該当分に○)	イ 資産運用 ロ 直接保有法人等への経営関与 ハ 国内の会社等への経営関与 ニ 資金調達の支援 ホ その他 () 取得しようとする外国議決権等に係る外国法人等への投資目的の詳細：	
		(2) 直接保有法人等の経営への関与の方法		
		(3) 国内の会社等の経営への関与の方法	経営関与の方法	
事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の譲渡、廃止又は縮小に関する提案の可能性	イ あり ロ なし			
	① 「あり」の場合、国内の会社等に対する下記事項の提案の予定の有無（ある場合には該当分に○を付し、それぞれ詳細を記載すること。） イ 国内の会社等の事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の譲渡、廃止又は縮小の提案 ロ 取締役又は監査役の選任又は解任の提案 ハ 非公開情報の届出者に対する開示の提案（当然にアクセスする予定がある場合を含む。） ニ 非公開情報の第三者に対する開示の提案 ホ 非公開情報の管理に関する国内の会社等々の社内規則、取決め、契約その他これらに準ずるもの変更の提案 へ 期限を付して、国内の会社等の回答又は行動を求める提案			
	② 国内の会社等の取締役会又は重要な意思決定の権限を有する委員会に届出者又は届出者が指定する者が出席する可能性の有無（ある場合には詳細を記載すること。） (詳細：)			
6	届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名		
		住所又は主たる事務所の所在地		
		国籍・設立国等		
		職業又は営んでいる事業の内容		
		ウェブページのリンク	☐ あり（リンク： ） ☐ なし	
		国有企業等との関係		
		届出者との関係		
7	令第2条第25項第12号に規定する同意を要する対象 (同号の取得に該当する場合のみ記入)	☐ 役員の選解任 ☐ 事業目的の変更 ☐ 解散 ☐ その他 ()		
8	国の安全等に係る措置			
9	その他の事項			

届出受理年月日 及び受理番号	
-------------------	--

(記入要領)

- 1 本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、直接保有法人等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第5項に規定する直接保有法人等をいい、対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第2条第25項第9号に規定する出資証券所有法人等を含む。以下この記入要領において同じ。）が株式等を保有する国内の会社等（以下この記入要領において「国内の会社等」という。）及びその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第3条第5項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第3条第4項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種又は別表第1から別表第3までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は当該国内の会社等若しくは連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第3条第2項及び第6項、第3条の2第4項、第4条第3項並びに第4条の3第3項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を明記すること。
- 2 「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 3 「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。
- 4 「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「3 直接保有法人等」欄中「国籍・設立国等」欄、「4 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「国籍・設立国等」及び「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。
- 5 「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「3 直接保有法人等」欄中「ウェブページのリンク」欄、「4 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。
- 6 「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を注1に記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点で届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。
- 7 「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 8 「1 取得しようとする外国議決権等に係る外国法人等」欄中「(1) 名称」欄について、外国法人等（外国法令に基づいて設立された法人その他の団体をいう。以下この記入要領において同じ。）が設立準備中の場合には、外国法人等の名称にその旨併記すること。
- 9 「2 取得しようとする外国議決権等」欄中「(2) 数量、取得価額等」欄中「数量」、「取得価額」及び「取得後の議決権比率」について、本届出書受理日において確定していない場合には、その見込まれる最大の値を記載することができる。その場合、記入した値の後ろに「（最大）」と記載すること。
「(2) 数量、取得価額等」欄中「取得価額」について、外国法人等が証券取引所に上場している場合においては、本届出書受理日の前営業日における任意の証券取引所における終値を記載することができる。
「(2) 数量、取得価額等」欄中「取得後の議決権比率」については、届出者が本届出書において届け出る取得の後ににおいて保有することとなる外国法人等の実質保有等外国議決権（令第2条第25項第11号に規定する実質保有等外国議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の外国法人等の議決権の総数に占める割合を記入すること。
「(3) 取得の時期」欄について、本届出書受理日から6カ月以内の日であって、当該受理日において予定している取得の時期がある場合は当該取得の時期を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。
「(4) 支払の時期」欄について、本届出書受理日において予定している支払の時期がある場合は当該支払の時期を記載すること。なお、具体的時期が未定の場合はその旨を記載することができる。
「(5) 取得の相手方」欄は、届出者が相対による方法により取得をしようとする場合において記入すること。
- 10 「3 直接保有法人等」欄中「(1) 名称」欄において、直接保有法人等が、特定組合類似団体（法第26条第1項第4号に規定する特定組合類似団体をいう。以下この記入要領において同じ。）に該当する場合は、「特定組合類似団体に該当する。」欄に印を付すこと。
- 11 「3 直接保有法人等」欄中「届出者との関係」欄、「4 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「直接保有法人等との関係」欄、「4 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「届出者との関係」欄、「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。
- 12 「3 直接保有法人等」欄中「(6) 取得後に届出者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが保有する直接保有法人等の外国議決権の数量等」欄において、届出者を令第2条第17項第1号に規定する間接取得者とした場合に同項各号に規定するものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体に関する情報を記載すること。取得後又は一任運用後の「数量」及び「議決権比率」については、これらのものが保有する直接保有法人等の実質保有等外国議決権の数を記載すること。その把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「議決権比率」を記入すること。
- 13 直接保有法人等が特定組合類似団体である場合は、「3 直接保有法人等」欄中「(5) 取得後に届出者が保有をする直接保有法人等の外国議決権の数量等」及び「(6) 取得後に届出者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが保有する直接保有法人等の外国議決権の数量等」欄に代えて、「(7) 直接保有法人等（特定組合類似団体に該当するものに限る。）の業務執行組合員の数」欄中「業務執行組合員の総数」欄に当該直接保有法人等の業務執行組合員（法第26条第2項第4号に規定する業務執行組合員をいう。以下この記入要領において同じ。）を、「届出者の関係者の数」欄に、届出者を令第2条第17項第1号に規定する間接取得者とした場合に同項各号に規定するものに該当することとなる非居住者である個人若しくは法人その他の団体又はこれらの役員若しくは使用人その他の従業者で、当該直接保有法人等の業務執行組合員であるものの数を記載すること。また、「(8) 直接保有法人等（特定組合類似団体に該当するものに限る。）の業務執行組合員」欄に、これらの業務執行組合員であるものに関する情報を記載すること。
- 14 「3 直接保有法人等」欄中「(1) 名称」欄には、国内の会社等の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。）も記入すること。
- 15 「4 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「(4) 資本金 総議決権」欄には、国内の会社等の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数をういて差し支えない。なお、国内の会社等の総株主の議決権が分からず、また、国内の会社等有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「4 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中、国内の会社等の議決権比率の記載が必要な箇所について、国内の会社等の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。なお、「2 取得をしようとする外国議決権等」欄、及び「3 直接保有法人等」欄中、議決権比率の記載が必要な箇所について、議決権の総数が分からない場合には、外国法令に基づく有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に相当する書類に記載された議決権の総数を用いて差し支えない。

- 16 「４ 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「(7) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、国内の会社等が営む事前届出業種又は国内の会社等が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が、対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し当該告示の該当する条項を明記すること。国内の会社等の営む事前届出業種又は国内の会社等が保有する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該業種に属する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、国内の会社等の該当業種又は保有する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。
- 17 「４ 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「(8) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する連結子会社等を国内の会社等とした場合に「４ 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「(1) 名称」欄から「(7) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「(3) 定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び国内の会社等による出資比率を記入すること。
- 18 「４ 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「(9) 直接保有法人等との関係」欄中「取得後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄及び「(11) 取得後に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については、国内の会社等が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、「(9) 直接保有法人等との関係」欄中「取得後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については直接保有法人等と、「(11) 取得後に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については届出者と、それぞれ特別の関係にあるもの（これらのものを令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体をいう。）に関する情報を記載すること。これらの欄において、取得後の「数量」及び「出資比率・議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「出資比率・議決権比率」を記入すること。
- 19 「４ 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「(9) 直接保有法人等との関係」欄中「届出時までの直接保有法人等による経営関与の方法」欄には、不明である場合は、「不明」と記入して差し支えない。
- 20 「５ 取得の目的等」欄中「(1) 取得目的」欄には、「資産運用」、「直接保有法人等への経営関与」、「国内の会社等への経営関与」、「資金調達の支援」等の取得の目的（目的が複数ある場合はその全て）を記入すること。なお、直接保有法人等又は国内の会社等へ経営関与する可能性がある場合は、取得の目的として「直接保有法人等への経営関与」又は「国内の会社等への経営関与」と記入すること。また、「取得しようとする外国議決権等に係る外国法人等への投資目的の詳細」欄には、該当する内容の詳細を記載すること。「(2) 直接保有法人等の経営への関与の方法」欄には、予定される経営関与の方法を詳細に記載し、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法をできる限り具体的に記入すること。「(3) 国内の会社等の経営への関与の方法」欄内「事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の譲渡、廃止又は縮小に関する提案の可能性」欄において、該当する者に○を付す（該当が複数ある場合はその全て）とともに、「イ アリ」を選択した場合、提案する可能性がある事項の詳細について記入すること。なお、(2)及び(3)の欄は、取得の目的に経営関与が含まれない場合は記入を要しない。
- 21 「６ 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。
- また、届出者が特定組合等（法第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。
- 22 「６ 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。
- 23 令第２条第25項第12号に規定する行為（外国法人等の株式又はこれに類するものであって、当該外国法人等の株主総会等において決議すべき事項の決定についてその所有者の同意を要するものの取得）をしようとするときは、「７ 令第２条第25項第12号に規定する同意を要する対象（同号の取得に該当する場合のみ記入）」欄においてその同意を要することとされている対象事項について記入すること。
- 24 「８ 国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。
- 25 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記入欄（外国為替及び外国貿易法第17条（第17条の３又は第17条の４第１項において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

為替取引又は電子決済手段等の移転等を行った年月日	金 額	銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等確認欄

（日本産業規格Ａ４）

直接保有法人等の外国議決権の共同行使同意取得に関する届出書（令第2条第25項第13号）

年 月 日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣 殿
うち、事前届出業種等を所管する大臣
☐ 内閣総理大臣（警察庁）
☐ 内閣総理大臣（金融庁）
☐ 総 務 大臣
☐ 厚生労働大臣
☐ 農林水産大臣
☐ 経済産業大臣
☐ 国土交通大臣 殿
（日本銀行経由）

届 出 者	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名					
	住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地				国籍・ 設立国等	
	職 業 又 は 営 ん で い る 事 業 の 内 容					
	資 本 金 (該当がある場合に記載)					
	ウェブページのリンク		☐ あり（リンク ☐ なし			
	届出者となる法的根拠 (該当分に○)		イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社 ニ 特定組合等 ホ イが役員の過半数を占める本邦法人等 ヘ 外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの			
			注1：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、 ③職業又は営んでいる事業の内容を記入 ()			
			注2：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入 ()			
	対内直接投資等に関する 政令第3条の2第1項各 号 へ の 該 当 性		☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号 ☐ 第5号 ☐ 第6号 ☐ 上記のいずれにも該当しない 該当がある場合はその詳細 ()			
	代 理 人	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名				
住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地						
事 務 上 の 連 絡 先 (担当者氏名、電話番号及び 電 子 メ ー ル ア ド レ ス)						

下記のとおり届出します。

1 直接保有法人等	(1) 名 称			
	(2) 代 表 者			
	(3) 本 店 の 所 在 地			
	(4) 事 業 の 内 容			
	(5) 届出者が保有をする直接保有法人等の外国議決権の数量等	数 量	議決権 個	
		議 決 権 比 率	%	
	(6) 同意取得時に届出者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが保有する直接保有法人等の外国議決権の数量等	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名		
		住所又は主たる事務所の所在地		
		国 籍 ・ 設 立 国 等		
		職 業 又 は 営 ん で い る 事 業 の 内 容		
		ウ ェ ブ ペ ー ジ の リ ン ク	☐ あり（リンク： ） ☐ なし	
		届 出 者 と の 関 係		
		数 量	議決権 個	
		議 決 権 比 率	%	
2 同意取得しようとする外国議決権	(1) 同 意 数 量	議 決 権 個		
	(2) 同 意 取 得 の 内 容 (該 当 分 に ○)			
	(3) 同 意 取 得 の 時 期	☐ ： 予定時期（ ） 予定（ただし、届出受理日から6カ月以内） ☐ ： 予定時期未定（届出受理日から6カ月以内）		
	(4) 共 同 行 使 の 時 期	年 月 日		
	(5) 同 意 取 得 の 相 手 方	氏 名 又 は 名 称		
		住所又は主たる事務所の所在地		
	(6) 同 意 取 得 後 の 事 業 計 画	直接保有法人等に係る事業計画		
国内の会社等に係る事業計画				

3 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等	(1) 名 称	法人番号：			
	(2) 本 店 の 所 在 地				
	(3) 定 款 上 の 事 業 目 的				
	(4) 資 本 金 総 議 決 権	円（ 株（口）） 個			
	(5) 外 資 比 率	%			
	(6) 上 場、非 上 場 等 の 区 分 （ 該 当 分 に ○ ）	☐ 上場銘柄 ☐ 店頭売買銘柄 ☐ その他			
	(7) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由				
	(8) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項				
	(9) 直接保有法人等との関係	直接保有法人等が保有する数量等		株 式 議決権	株 個
			氏名又は名称及び代表者の氏名		
			住所又は主たる事務所の所在地		
			国籍・設立国等		
			職業又は営んでいる事業の内容		
			ウェブページのリンク	☐ あり（リンク： ） ☐ なし	
			直接保有法人等との関係		
数 量			株 式 議決権	株 個	
出 資 比 率 議 決 権 比 率			 % %		
	届出時までの直接保有法人等による経営関与の方法（不明な場合は「不明」と記載）				
(10) 届出者が所有等をする株式及び議決権の数量等	数 量		株 式 議決権	株 個	
	出 資 比 率		%		
	議 決 権 比 率		%		

(記入要領)

- 1 本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、直接保有法人等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第5項に規定する直接保有法人等をいい、対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第2条第25項第9号に規定する出資証券所有法人等を含む。以下この記入要領において同じ。）が株式等を保有する国内の会社等（以下この記入要領において「国内の会社等」という。）及びその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第3条第5項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第3条第4項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種又は別表第1から別表第3までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は当該国内の会社等若しくは連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第3条第2項及び第6項、第3条の2第4項、第4条第3項並びに第4条の3第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を明記すること。
- 2 「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 3 「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「4 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。
- 4 「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「1 直接保有法人等」欄中「国籍・設立国等」欄、「3 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「国籍・設立国等」欄及び「4 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。
- 5 「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「1 直接保有法人等」欄中「ウェブページのリンク」欄、「3 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「4 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。
- 6 「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を注1に記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。
- 7 「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 8 「1 直接保有法人等」欄中「(1) 名称」欄について、直接保有法人等が設立準備中の場合には、直接保有法人等の名称にその旨併記すること。
「1 直接保有法人等」欄中「(6) 同意取得時に届出者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが保有する直接保有法人等の外国議決権の数量等」欄において、届出者を令第2条第17項第1号に規定する間接取得者とした場合に同項第2号に規定するものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体に関する情報を記載すること。同意取得時の「数量」及び「議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「議決権比率」を記入すること。
- 9 「1 直接保有法人等」欄中「届出者との関係」欄、「3 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「(11) 同意取得時に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄の「届出者との関係」欄及び「4 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。
- 10 「2 同意取得しようとする外国議決権」欄中「(1) 同意数量」欄においては、同意取得の相手方が保有する直接保有法人等の議決権に加えて、当該相手方を令第2条第17項第1号に規定する間接取得者とした場合に同項第2号イからニまでに掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体が保有する直接保有法人等の議決権を加えた議決権の数を記載すること。「(2) 同意取得の内容」欄には、共同して議決権を行使することの同意を得た対象事項等の同意の内容について記載すること。「(3) 同意取得の時期」欄について、本届出書受理日から6カ月以内の日であって、当該受理日において予定している同意取得の予定日がある場合は当該予定日を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。
- 11 「3 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「(1) 名称」欄には、国内の会社等の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。）も記入すること。
- 12 「3 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「(4) 資本金 総議決権」欄には、国内の会社等の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数をういて差し支えない。なお、国内の会社等の総株主の議決権が分からず、また、国内会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「3 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中、国内の会社等の議決権比率の記載が必要な箇所について、国内の会社等の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。「1 直接保有法人等」欄、及び「2 同意取得しようとする外国議決権」欄中、議決権比率の記載が必要な箇所について、議決権の総数が分からない場合には、外国法令に基づく有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に相当する書類に記載された議決権の総数をういて差し支えない。

- 13 「3 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「(7) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、国内の会社等が営む事前届出業種又は国内の会社等が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が、対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し当該告示の該当する条項を明記すること。国内の会社等の営む事前届出業種又は国内の会社等が保有する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該業種に属する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、国内の会社等の該当業種又は保有する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。
- 14 「3 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「(8) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する連結子会社等を国内の会社等とした場合に「3 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「(1) 名称」欄から「(7) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「(3) 定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び国内の会社等による出資比率を記入すること。
- 15 「3 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「(9) 直接保有法人等との関係」欄中「同意取得時に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄及び「(11) 同意取得時に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については、国内の会社等が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、「(9) 直接保有法人等との関係」欄中「同意取得時に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については直接保有法人等と、「(11) 同意取得時に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については届出者と、それぞれ特別の関係にあるもの（これらのものを令第2条第28項第1号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体をいう。）に関する情報を記載すること。これらの欄において、同意取得時の「数量」及び「出資比率・議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「出資比率・議決権比率」を記入すること。
- 「3 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「(9) 直接保有法人等との関係」欄中「届出時までの直接保有法人等による経営関与の方法」欄には、不明である場合は、「不明」と記入して差し支えない。
- 16 「4 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の4の4第4項第5号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。
- また、届出者が特定組合等（法第26条第1項第4号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組員（同号に規定する業務執行組員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。
- 17 「4 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第3条の2第1項第3号から第6号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。
- 18 「5 国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第1項第4号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。
- 19 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格A4）

年 月 日

(日本銀行経由)

届 出 者	氏名又は名称及び代表者の氏名							
	住所又は主たる事務所の所在地					国籍・設立国等		
	職業又は営んでいる事業の内容							
	資本金 (該当がある場合に記載)							
	ウェブページのリンク		☐ あり（リンク： ） ☐ なし					
	届出者となる法的根拠 (該 当 分 に ○)		☒ イ 非居住者個人 ☐ ロ 外国法人等 ☐ ハ イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社 ☐ ニ 特定組合等 ☐ ホ イが役員の過半数を占める本邦法人等 ☐ ヘ 外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの					
			注1：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（ ）					
			注2：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入（ ）					
	対内直接投資等に関する政令第3条の2第1項各号への該当性		☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号 ☐ 第5号 ☐ 第6号 ☐ 上記のいずれにも該当しない 該当がある場合はその詳細（ ）					
代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名							
	住所又は主たる事務所の所在地							
事務上の連絡先 (担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス)								

下記のとおり届出します。

1 役員 の 選 任 に 係 る 外 国 法 人 等	(1) 名 称	
	(2) 本 店 の 所 在 地	
	(3) 事 業 の 内 容	
	(4) 直接保有法人等との 関係（直接保有法人 等の議決権の行使以 外 の 場 合 ）	
2	行使する外国法人等の 議 決 権 の 数 量 等	数 量 個 (届出時 個) 議決権の総数に占める割合 % (届出時 %) (届出時と行使時で議決権の数量等が異なる場合は異なる理由：)
3	行 使 の 時 期	☐ ：予定時期（ ） 予定（ただし、届出受理日から6カ月以内） ☐ ：予定時期未定（届出受理日から6カ月以内）
4 行使 の 目 的 等	(1) 選任される役職及び 権 限 の 内 容	
	(2) 役員及び代表権を有 する 役 員 の 総 数	役員の総数：
		代表権を有する役員の総数：
	(3) 候 補 者 の 氏 名 、 住 所 及 び 国 籍 等	
	(4) 候 補 者 の 任 期	
	(5) 候 補 者 の 経 歴 及 び 現 職	
	(6) 届 出 者 と 候 補 者 の 関 係	
	(7) 候補者の選任に係る議 決権行使をする目的 (直接保有法人等の経 営関与に関する方針を 含む。)	
(8) 国内の会社等の事前届 出業種に属する事業及 び事前届出対象の技術 若しくは情報に係る事 業への関与方針 ※複数該当する場合はすべて にチェック	☐ 事業方針その他事業の運営への関与 ☐ 非公開の技術情報の取得 ☐ 事業の一部又は全部の譲渡又は廃止への関与 ☐ 合併、廃業又は会社の解散への関与 ☐ 取締役会又は重要な意思決定の権限を有する委員会への出席 ☐ 期限を付して、発行会社の回答若しくは行動を要求すること ☐ 関与なし ☐ その他 () 上記についての具体的内容 ()	

5	直接保有法人等	(1) 名 称			
		(2) 代 表 者			
		(3) 本 店 の 所 在 地			
		(4) 事 業 の 内 容			
		(5) 届出者が所有等する直接保有法人等の外国議決権の数量等	数 量	議決権 個	
			議 決 権 比 率 等	%	
		(6) 行使後に届出者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが所有等をする直接保有法人等の外国議決権の数量等	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名		
			住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地		
			国 籍 ・ 設 立 国 等		
			職 業 又 は 営 ん で い る 事 業 の 内 容		
ウ ェ ブ ペ ー ジ の リ ン ク	☐ あり（リンク： ） ☐ なし				
届 出 者 と の 関 係					
数 量	議決権		個		
	議 決 権 比 率	%			

6	(1) 名 称	法人番号：			
	(2) 本 店 の 所 在 地				
	(3) 定 款 上 の 事 業 目 的				
	(4) 総 議 決 権	個			
	(5) 外 資 比 率	%			
	(6) 上 場、非 上 場 等 の 区 分 (該 当 分 に ○)	☐ 上場 ☐ 非上場 ☐ その他			
	(7) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由				
	(8) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項				
	(9) 直接保有法人等との関係	直接保有法人等が保有する株式等の数		株	
		行使後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数等	氏名又は名称及び代表者の氏名		
住所又は主たる事務所の所在地					
国籍・設立国等					
職業又は営んでいる事業の内容					
ウェブページのリンク			☐ あり（リンク：） ☐ なし		
直接保有法人等との関係					
数 量			株 式 議決権	株 個	
出 資 比 率		%			
議 決 権 比 率		%			
届出時までの直接保有法人等による経営関与の方法		(不明な場合は「不明」と記載)			
(10) 届出者が保有する株式及び議決権の数等	数 量		株 式 議決権	株 個	
	出 資 比 率		%		
	議 決 権 比 率		%		

直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等

(記入要領)

- 1 本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、直接保有法人等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第5項に規定する直接保有法人等をいい、対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第2条第25項第9号に規定する出資証券所有法人等を含む。以下この記入要領において同じ。）が株式等を保有する国内の会社等（以下この記入要領において「国内の会社等」という。）及びその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第3条第5項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第3条第4項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種又は別表第1から別表第3までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は当該国内の会社等若しくは連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第3条第2項及び第6項、第3条の2第4項、第4条第3項並びに第4条の3第3項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を明記すること。なお、宛先の「事前届出業種等を所管する大臣」には、事前届出の対象となる業種又は技術若しくは情報を保有する法人を所管する大臣を選択すること。
- 2 「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 3 「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「7 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。
- 4 「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「5 直接保有法人等」欄中「国籍・設立国等」欄、「6 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「国籍・設立国等」欄及び「7 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。
- 5 「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「5 直接保有法人等」欄中「ウェブページのリンク」欄、「6 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「7 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。
- 6 「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を注1に記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点で届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。
- 7 「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 8 「1 役員の選任に係る外国法人等」欄中、外国法人等（外国法令に基づいて設立された法人その他の団体をいう。以下この記入要領において同じ。）が設立準備中の場合には、「(1) 名称」欄にその旨併記すること。
- 9 「2 行使する外国法人等の議決権の数量等」欄において、本届出の対象となる行使において行使する外国法人等の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合を記載すること。本届出書受理日において確定していない場合には、その見込まれる最大の値を記載することができる。その場合、記入した値の後ろに「（最大）」と記載すること。また、本届出書受理日において届出者が保有する外国法人等の実質保有等外国議決権（令第2条第25項第11号に規定する実質保有等外国議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数及び当該実質保有等外国議決権の数の当該外国法人等の議決権の総数に占める割合を併記すること。本届出書受理日において届出者が保有する当該外国法人等の実質保有等外国議決権の数及び当該実質保有等外国議決権の数の当該外国法人等の議決権の総数に占める割合と本届出の対象となる行使時点において行使する当該外国法人等の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合が異なる場合には異なる理由を記載すること。
- 10 「3 行使の時期」欄について、本届出書受理日から6カ月以内の日であって、当該受理日において予定している行使の時期がある場合は当該行使の時期を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。
- 11 「4 行使の目的等」欄中「(3) 候補者の氏名、住所及び国籍等」欄において、本名に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものがある場合には、氏名に併記すること。

「(5) 候補者の経歴及び現職」欄において、候補者が令第3条の2第1項第3号から第5号までに規定するものの役員又は使用人その他の従業者（以下この記入要領において「政府関係者」という。）であった場合、政府関係者であった期間及び当時の役職を明記すること。

「(7) 候補者の選任に係る議決権行使をする目的（直接保有法人等の経営関与に関する方針を含む。）」欄において、候補者として自ら又は自らの関係者（令第2条第22項各号に掲げるものをいう。）を選定した理由についても記載すること。

「(8) 国内の会社等の事前届出業種に属する事業及び事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業への関与方針」欄は、届出者が候補者を通じて国内の会社等の営む事前届出業種に属する事業及び事前届出対象である技術若しくは情報に係る事業について、該当する事項を選択するとともに、どのような関与を行う予定か記載すること。

- 12 「５ 直接保有法人等」欄中「届出者との関係」欄、「６ 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「(9) 直接保有法人等との関係」欄及び「７ 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

「５ 直接保有法人等」欄中「(6) 行使後に届出者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが所有等をする直接保有法人等の外国議決権の数量等」欄において、届出者を令第２条第17項第１号に規定する間接取得者とした場合に同項各号に規定するものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体に関する情報を記載すること。行使後の「数量」及び「議決権比率」については、これらのものが保有する直接保有法人等の実質保有等外国議決権の数を記載すること。その把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「議決権比率」を記入すること。

- 13 「６ 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「(1) 名称」欄には国内の会社等の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）も記入すること。

「６ 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「(7) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、国内の会社等が営む事前届出業種又は国内の会社等が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し当該告示の該当する条項を明記すること。国内の会社等の営む事前届出業種又は国内の会社等が保有する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該業種に属する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、国内の会社等の当該業種又は保有する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

- 14 「６ 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「(8) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する連結子会社等を国内の会社等とした場合に「６ 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「(1) 名称」欄から「(7) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「(3) 定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び国内の会社等による出資比率を記入すること。

- 15 「６ 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「(9) 直接保有法人等との関係」欄中「行使後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄及び「(11) 行使後に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については、国内の会社等が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、「(9) 直接保有法人等との関係」欄中「行使後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については直接保有法人等と、「(11) 行使後に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については届出者と、それぞれ特別の関係にあるもの（これらのものを令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体をいう。）に関する情報を記載すること。行使後の「数量」及び「出資比率・議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「出資比率・議決権比率」を記入すること。

- 16 「７ 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

また、届出者が特定組合等（法第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組員（同号に規定する業務執行組員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

- 17 「７ 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

- 18 「８ 国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

- 19 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第十六の二を削る。

別紙様式第十七を次のように改める。

特定組合類似団体である直接保有法人等の業務執行役員への就任に関する届出書（令第2条第25項第15号）

年 月 日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣 殿
うち、事前届出業種等を所管する大臣
☐ 内閣総理大臣（警察庁）
☐ 内閣総理大臣（金融庁）
☐ 総 務 大臣
☐ 厚生労働大臣
☐ 農林水産大臣
☐ 経済産業大臣
☐ 国土交通大臣 殿
（日本銀行経由）

届 出 者	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名				
	住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地				国籍・ 設立国等
	経歴、職業及び営んで い る 事 業 の 内 容				
	資 本 金 （ 該 当 が あ る 場 合 に 記 載 ）				
	ウ ェ ブ ペ ー ジ の リ ン ク		☐ あり（リンク ☐ なし		
	届 出 者 と な る 法 的 根 拠 （ 該 当 分 に ○ ）		イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社 ニ 特定組合等 ホ イが役員の過半数を占める本邦法人等 ヘ 外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの		
			注1：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、 ③職業又は営んでいる事業の内容を記入 ()		
			注2：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入 ()		
	対内直接投資等に関する 政令第3条の2第1項各 号 へ の 該 当 性		☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号 ☐ 第5号 ☐ 第6号 ☐ 上記のいずれにも該当しない 該当がある場合はその詳細 ()		
	代 理 人	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名			
住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地					
事 務 上 の 連 絡 先 (担当者氏名、電話番号及び 電 子 メ ー ル ア ド レ ス)					

下記のとおり届出します。

1 就 任 の 時 期		☐ : 予定時期 () 予定 (ただし、届出受理日から6カ月以内) ☐ : 予定時期未定 (届出受理日から6カ月以内)		
2 就 任 の 目 的	(1) 特定組合類似団体の名称等	名称： 主たる事務所の所在地：		
	(2) 直接保有法人等への経営への関与方針			
	(3) 国内の会社等の事前届出業種に関する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業への関与方針			
	(4) 業務執行組合員の総数			
	(5) 届出者の関係者である他の業務執行組合員	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名		
		住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地		
		国 籍 ・ 設 立 国 等		
		職 業 又 は 営 ん で い る 事 業 の 内 容		
		ウ ェ ブ ペ ー ジ の リ ン ク	☐ あり (リンク：) ☐ なし	
		届 出 者 と の 関 係		
(6) 特定組合類似団体と直接保有法人等との関係 (直接保有法人等の業務執行役員への就任以外の場合)				
3 直 接 保 有 法 人 等	(1) 名 称			
	(2) 代 表 者			
	(3) 本 店 の 所 在 地			
	(4) 事 業 の 内 容			
	届出者が保有する直接保有法人等の外国議決権の	数 量	議決権 個	
		(5) 数量等 (直接保有法人等の業務執行役員への就任以外の場合に限る。)	議 決 権 比 率	%
	(6) 就任後に届出者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが保有する直接保有法人等の外国議決権の数量等 (直接保有法人等の業務執行役員への就任以外の場合に限る。)	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名		
		住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地		
		国 籍 ・ 設 立 国 等		
		職 業 又 は 営 ん で い る 事 業 の 内 容		
		ウ ェ ブ ペ ー ジ の リ ン ク	☐ あり (リンク：) ☐ なし	
		届 出 者 と の 関 係		
		数 量	議決権 個	
議 決 権 比 率		%		

4 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等	(1) 名 称	法人番号：			
	(2) 本 店 の 所 在 地				
	(3) 定 款 上 の 事 業 目 的				
	(4) 資本金 総議決権	円（株（口）） 個			
	(5) 外 資 比 率	外資比率 %			
	(6) 上 場、非 上 場 等 の 区 分 (該 当 分 に ○)	☐ 上場銘柄 ☐ 店頭売買銘柄 ☐ その他			
	(7) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由				
	(8) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項				
	(9) 直接保有法人等との関係	直接保有法人等が保有する数量等		株 式 議決権	株 個
		就任後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名		
			住所又は主たる事務所の所在地		
			国籍・設立国等		
			職業又は営んでいる事業の内容		
			ウェブページのリンク	☐ あり（リンク：） ☐ なし	
直接保有法人等との関係					
数 量			株 式 議決権	株 個	
出 資 比 率 議 決 権 比 率			% %		
		届出時までの直接保有法人等による 経 営 関 与 の 方 法		(不明な場合は「不明」と記載)	
(10) 届出者が所有等をする株式及び議決権の数量等	数 量		株 式 議決権	株 個	
	出 資 比 率		%		
	議 決 権 比 率		%		

(記入要領)

- 1 本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、直接保有法人等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第5項に規定する直接保有法人等をいい、対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第2条第25項第9号に規定する出資証券所有法人等を含む。以下この記入要領において同じ。）が株式等を保有する国内の会社等（以下この記入要領において「国内の会社等」という。）及びその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第3条第5項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第3条第4項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種又は別表第1から別表第3までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は当該国内の会社等若しくは連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第3条第2項及び第6項、第3条の2第4項、第4条第3項並びに第4条の3第3項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を明記すること。
- 2 「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 3 「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「5 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。
- 4 「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「2 就任の目的」欄中「国籍・設立国等」欄、「3 直接保有法人等」欄中「国籍・設立国等」欄、「4 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「国籍・設立国等」及び「5 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。
- 5 「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「2 就任の目的」欄中「ウェブページのリンク」欄、「3 直接保有法人等」欄中「ウェブページのリンク」欄、「4 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「5 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。
- 6 「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を注1に記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。
- 7 「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 8 「1 就任の時期」欄について、本届出書受理日から6カ月以内の日であって、当該受理日において予定している就任の時期がある場合は当該就任の時期を記載すること。なお、具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択することができる。
- 9 「2 就任の目的」欄中「(5) 届出者の関係者である他の業務執行組員」欄に、届出者を令第2条第17項第1号に規定する間接取得者とした場合に同項各号に規定するものに該当することとなる非居住者である個人若しくは法人その他の団体又はこれらの役員若しくは使用人その他の従業者で、特定組合類似団体（法第26条第2項第4号に規定する特定組合類似団体をいう。）の業務執行組員であるものに関する情報を記載すること。
- 10 「3 直接保有法人等」欄中「届出者との関係」欄、「4 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「(9) 直接保有法人等との関係」欄の「届出者との関係」欄及び「5 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

「3 直接保有法人等」欄中「(6) 就任後に届出者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが保有する直接保有法人等の外国議決権の数量等（直接保有法人等の業務執行役員への就任以外の場合に限る。）」欄において、届出者を令第2条第17項第1号に規定する間接取得者とした場合に同項各号に規定するものに該当することとなる非居住者である個人若しくは法人その他の団体に関する情報を記載すること。就任後の「数量」及び「議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「議決権比率」を記入すること。
- 11 「4 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「(1) 名称」欄には、国内の会社等の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。）も記入すること。
- 12 「4 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「(4) 資本金 総議決権」欄には、国内の会社等の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）有価証券報告書（同法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、国内の会社等の総株主の議決権が分からず、また、国内の会社等有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「4 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中、国内の会社等の議決権比率の記載が必要な箇所について、国内の会社等の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。なお「3 直接保有法人等」欄中、議決権比率の記載が必要な箇所について、議決権の総数が分からない場合には、外国法令に基づく有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に相当する書類に記載された議決権の総数を用いて差し支えない。

- 13 「4 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「(7) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、国内の会社等が営む事前届出業種又は国内の会社等が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が、対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し当該告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、国内の会社等の該当業種又は保有する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。
- 14 「4 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「(8) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等を国内の会社等とした場合に「4 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「(1) 名称」欄から「(7) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「(3) 定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び国内の会社等による出資比率を記入すること。
- 15 「4 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「(9) 直接保有法人等との関係」欄中「就任後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄及び「(11) 就任後に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については、国内の会社等が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、「(9) 直接保有法人等との関係」欄中「就任後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については直接保有法人等と、「(11) 就任後に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については届出者と、それぞれ特別の関係にあるもの（これらのものを令第2条第28項第1号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体をいう。）に関する情報を記載すること。これらの欄において、就任後の「数量」及び「出資比率・議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「出資比率・議決権比率」を記入すること。
- 「4 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「(9) 直接保有法人等との関係」欄中「届出時までの直接保有法人等による経営関与の方法」欄には、不明である場合は、「不明」と記入して差し支えない。
- 16 「5 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の4の4第4項第5号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。
- また、届出者が特定組合等（法第26条第1項第4号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組員（同号に規定する業務執行組員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。
- 17 「5 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第3条の2第1項第3号から第6号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。
- 18 「6 国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第1項第4号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。
- 19 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格A4）

別紙様式第十七の二から別紙様式第十七の四までを削る。

別紙様式第十八及び別紙様式第十九を次のように改める。

勸告の応諾に関する通知書
年 月 日

殿
(日本銀行経由)

氏名又は名称及び 代表者の氏名			
住所又は所在地			
職業又は業種	担当者の 連絡先		
代理人の氏名又は 名称及び代表者の 氏名			
代理人の住所又は 所在地			
代理人の連絡先			

外国為替及び外国貿易法第27条第7項の規定（同法第27条の4第2項において準用する場合を含む。）により、

年 月 日付 第 号をもって送付された対内直接投資等の

- ☐ 内容の変更
- ☐ 中止
- ☐ 国の安全等に係る措置の修正
- ☐ 国の安全等に係る措置の変更の中止

の勧告について、下記の通り通知します。

記

1 諾 否 の 別 （ 該 当 分 に ○ ）	イ 応諾する。	ロ 応諾しない。	
2 対 内 直 接 投 資 等 の 内 容			
3 届 出 受 理 年 月 日		4 届 出 受 理 番 号	

（記入要領）

- 1 本通知書は、内容の変更、中止、国の安全等に係る措置の修正又は国の安全等に係る措置の変更の中止の別に記入すること。この場合において、該当する□欄に印を付すこと。
- 2 代理人が通知する場合には、「担当者の連絡先」欄の記載を省略することができる。

（日本産業規格 A 4）

年 月 日

□ 国土交通大臣 殿

届 出 者	氏名又は名称及び代表者の氏名				
	住所又は主たる事務所の所在地		国籍・ 設立国等		
	職業又は営んでいる事業の内容				
	ウェブページのリンク		☐ あり（リンク： ） ☐ なし		
	届出者となる法的根拠 （該当分に○）		イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社 ニ 特定組合等 ホ イが役員の過半数を占める本邦法人等 ヘ 外国為替及び外国貿易法第27条第14項又は第28条第9項の規定により外国投資家とみなされるもの		
			注1:「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、 ③職業又は営んでいる事業の内容を記入（ ）		
			注2:「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入 （ ）		
	代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名			
住所又は主たる事務所の所在地					
事務上の連絡先 （担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）					

下記のとおり届出します。

1	修正届出と変更届出の別	☐ 修正届出	☐ 変更届出
2	本届出書の前提となる修正前又は変更前の届出書の受理年月日及び受理番号		
3 発 行 会 社	(1) 名 称	法人番号：	
	(2) 本 店 の 所 在 地		
4	国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置	修 正 前・変 更 前	修 正 後・変 更 後
5	変 更 の 時 期 (変更の場合のみ記載)	☐ ：予定時期（ ）予定（ただし、届出受理日から6カ月以内） ☐ ：予定時期未定（届出受理日から6カ月以内）	
6	そ の 他 の 事 項		

届出受理年月日	
及 び 受 理 番 号	

(記入要領)

- 1 本届出書は、国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置の修正又は変更を行う場合に、修正前又は変更前と修正後又は変更後の当該措置の内容を記載すること。この場合において、本届出書の頭書に記載の題名のうち本届出書により届け出る内容に印を付すこと。
- 2 本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社等が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第3条第4項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種又は別表第1から別表第3までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は発行会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第3条第2項及び第6項、第3条の2第4項、第4条第3項並びに第4条の3第3項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を選択すること。
- 3 「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 4 「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。
- 5 「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。
- 6 「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。
- 7 「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 8 「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。
- 9 「3 発行会社」欄中「(1) 名称」欄について、「発行会社」が設立準備中の場合には、会社の名称にその旨併記すること。また「発行会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること。
- 10 「4 国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置」欄には、外国為替及び外国貿易法第27条第1項第4号に規定する「国の安全等に係る措置」又は同法第28条第1項第4号に規定する「国の安全に係る措置」の修正又は変更を行う場合に、当該修正又は変更の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。
- 11 「5 変更の時期」欄について、本届出書受理日から6カ月以内の日であって、当該受理日において予定している変更の予定日がある場合は当該予定日を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。
- 12 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格A4)

別紙様式第十九の二を削る。

別紙様式第二十から別紙様式第二十二までを次のように改める。

勸告の応諾に関する通知書
年 月 日

殿
(日本銀行経由)

氏名又は名称及び
代表者の氏名

住所又は所在地

職業又は業種
担当者の
連絡先

代理人の氏名又は
名称及び代理人の
氏名

代理人の住所又は
所在地

代理人の連絡先

外国為替及び外国貿易法第28条第7項（同法第28条の4第2項において準用する場合を含む。）において準用する同法第27条第7項の規定により、

年 月 日付第 号をもって送付された特定取得の

- ☐ 内容の変更
- ☐ 中止
- ☐ 国の安全に係る措置の修正
- ☐ 国の安全に係る措置の変更の中止

の勧告について、下記の通り通知します。

記

1 諾 否 の 別 （ 該 当 分 に ○ ）	イ 応諾する。	ロ 応諾しない。	
2 特 定 取 得 の 内 容			
3 届 出 受 理 年 月 日		4 届 出 受 理 番 号	

(記入要領)

- 1 本通知書は、内容の変更、中止、国の安全に係る措置の修正又は国の安全に係る措置の変更の中止の別に記入すること。この場合において、該当する□欄に印を付すこと。
- 2 代理人が通知する場合には、「担当者の連絡先」欄の記載を省略することができる。

(日本産業規格 A 4)

勸告の応諾に関する通知書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び
代表者の氏名

住所又は所在地

職業又は業種

担当者
の連絡先

代理人の氏名又は名称
及び代表者の氏名

代理人の住所又は
所在地

代理人の連絡先

外国為替及び外国貿易法第29条の2第3項の規定により、 年 月 日付第 号をもって送付された

- ☐ 対内直接投資等
の
☐ 特定取得

☐ 株式又は持分の全部の処分
☐ 株式又は持分の一部の処分
☐ その他必要な措置

の勧告について、下記の通り通知します。

記

1 諾否の別（該当分に○）	イ 応諾する。	ロ 応諾しない。	
2 対内直接投資等 又は特定取得の内容			
3 届出受理年月日		4 届出受理番号	

(記入要領)

- 1 本通知書は、対内直接投資等又は特定取得の別に、また勧告の内容の別に記入すること。この場合において、該当する□欄に印を付すこと。
- 2 代理人が通知する場合には、「担当者の連絡先」欄の記載を省略することができる。

(日本産業規格 A 4)

締 結
技術導入契約の に関する届出書
変 更
年 月 日

殿

(日本銀行経由)

届 出 者	氏名又は名称及び代表者の氏名			
	住所又は主たる事務所の所在地		担当者の連絡先	
	職業又は営んでいる事業の内容		資本金	
	契約の相手方との資本関係（該当分に○）	イ 届出者は契約の相手方が直接に議決権の50%以上を保有している会社 ロ 届出者は上記イに該当しない		

下記のとおり届出します。

1 相 契 手 約 方 の	氏 名 又 は 名 称			
	住所又は主たる事務所の所在地		国籍・設立国等	
	職業又は営んでいる事業の内容		資本金	
2	技 術 の 種 類			
3	契 約 期 間 (始 期 及 び 終 期)			
4	技 術 導 入 の 対 価			
5 契 約 条 項 の 概 要	イ 現在届出者が既に所有する技術を契約の相手方に提供		(該当分に○)	
	ロ 特許権、実用新案権、意匠権の譲渡		有	無
	ハ 特許権、実用新案権、意匠権の実施権の設定		有	無
	ニ 商標権の譲渡又は使用権の設定		有	無
	ホ 技術情報の提供又は使用権の設定		有	無
	ヘ 日本国内における独占的製造権又は販売権		有	無
	ト 届出者の再実施権		有	無
	6	技 術 の 内 容		
7 (該 当 分 に ○)	イ 契約期間の変更			
	ロ 技術の追加			
	ハ 対価の変更			
	ニ その他			
8 変 更 内 容	項目番号・項目名	変 更 前	変 更 後	
9	技術導入契約の締結等の時期			
10	技術導入契約の締結等をしようとする理由			
11	そ の 他 の 事 項			

届 出 受 理 年 月 日 及 び 受 理 番 号	
------------------------------	--

(記入要領)

- 1 本届出書は、技術導入契約の締結又は変更の別に記入すること。この場合において、締結にあつては様式中「変更」の字句を、変更にあつては様式中「締結」の字句を消すこと。
- 2 届出に係る技術導入契約の変更に関する届出書にあつては、原届出受理証(写)を添付し、「1 契約の相手方」、「7 変更の種類」、「8 変更内容」、「9 技術導入契約の締結等の時期」、「10 技術導入契約の締結等をしようとする理由」及び「11 その他の事項」欄のみ記入し、「8 変更内容」欄には、変更項目番号及び項目名ごとに詳細に記入するとともに、変更箇所の下線を付すこと。
- 3 報告に係る技術導入契約の変更に関する届出書にあつては、変更後の契約に基づきすべての項目欄を記入し、「8 変更内容」欄には、変更項目番号及び項目名ごとに詳細に記入するとともに、変更箇所の下線を付すこと。
- 4 「1 契約の相手方」欄中「国籍・設立国等」欄には、契約の相手方が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、契約の相手方が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。
- 5 「2 技術の種類」欄には、導入しようとする技術の種類を簡潔に記入すること(例:飛行機 の速度計の製造技術)。
- 6 「4 技術導入の対価」欄には、イニシャル・ペイメント、ロイヤリティ(ミニマム・ペイメントがある場合には、ミニマム・ペイメントを別書すること。)及びその他の費用(図面代等)を、それぞれ別書すること。
- 7 「5 契約条項の概要」の別紙として「対価に関する条項」、「再実施権に関する許諾条項」及び「秘密保持に関する条項」を添付すること。
- 8 「6 技術の内容」欄には、技術の範囲、原理、効果及び当該技術による製品の用途等について、必要に応じ図面、図解、写真等を利用してできるだけ具体的に記入すること。特許権又は実用新案権の譲渡又は実施権の設定を伴う場合には、これらの権利のうち主なものの範囲等を記入すること。また、登録済商標権の場合は当該商標の名称又は図形及び使用商品名等を記入すること。
- 9 地位の承継の場合には、「9 技術導入契約の締結等の時期」欄に承継日を記入するとともに、「10 技術導入契約の締結等をしようとする理由」欄に、「報告済又は○年○月○日○○第○○号にて届出済の○○社との契約について、○年○月○日に吸収合併(又は契約の譲渡)があり、交渉の結果、新たに指定技術の追加を含む契約を締結することで合意しましたので届出します。」等と記入すること。
- 10 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格 A 4 の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第二十二の二及び別紙様式第二十二の三を削る。

別紙様式第二十三を次のように改める。

勸告の応諾に関する通知書
年 月 日

殿
(日本銀行経由)

氏名又は名称及び
代表者の氏名

住所又は所在地

職業又は業種
担当者
の連絡先

外国為替及び外国貿易法第30条第7項において準用する同法第27条第7項の規定により、 年 月 日付

第 号をもって送付された技術導入契約の締結等の 内容変更
中止 の勧告について、下記のとおり通知します。

記

1 諾 否 の 別 （ 該 当 分 に ○ ）	イ 応諾する。	ロ 応諾しない。	
2 技術導入契約の締結等の内容			
3 届 出 受 理 年 月 日		4 届 出 受 理 番 号	

別紙様式第二十三の次に別紙様式第二十四から別紙様式第四十六までを加える。

株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは出資証券の取得又は株式への一任運用に関する報告書

年 月 日

(宛先)
財務大臣及び事業所管大臣 殿
(日本銀行経由)

報 告 者	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名					
	住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地		国籍・ 設立国等			
	職 業 又 は 営 ん で い る 事 業 の 内 容					
	ウ ェ ブ ペ ー ジ の リ ン ク		☐ あり（リンク： _____） ☐ なし			
	報 告 者 と な る 法 的 根 拠 （該 当 分 に ○）		イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社 ニ 特定組合等 ホ イが役員の過半数を占める本邦法人等 ヘ 外国為替及び外国貿易法第55条の5 第3項の規定により外国投資家とみなされるもの			
			注1：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（ _____ ）			
			注2：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入（ _____ ）			
	代 理 人	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名				
		住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地				
	事 務 上 の 連 絡 先 （ 担 当 者 氏 名 、 電 話 番 号 及 び 電 子 メ ー ル ア ド レ ス ）					

下記のとおり報告します。

1 発行会社	(1) 名 称	法人番号：	
	(2) 本 店 の 所 在 地		
	(3) 定 款 上 の 事 業 目 的		
	(4) 資 本 金 総 議 決 権	取得前又は一任運用前	円 (株 (口))
		取得後又は一任運用後	円 (株 (口))
取得前又は一任運用前		個	
取得後又は一任運用後		個	
(5) 外 資 比 率	取得後又は一任運用後の外資比率 (取得前又は一任運用前	% (%)	
2 取得又は一任運用をした株式等	(1) 上 場、非 上 場 等 の 区 分 (該 当 分 に ○)	☐ 上場銘柄 ☐ 店頭売買銘柄 ☐ その他	
	(2) 取得又は一任運用の態様 (該 当 分 に ○)	☐ 設立新株等の取得 ☐ 増資新株等の取得 ☐ 旧株等の譲受による取得 ☐ 設立新株等への一任運用 ☐ 増資新株等への一任運用 ☐ 旧株等の譲受による一任運用 ☐ その他 ()	
	(3) 数量、取得・一任運用価額等	数量 株 (口) 取得価額又は一任運用価額 円 (一株 (口) 当たり 円) 取得後又は一任運用後の出資比率 % (取得前又は一任運用前の比率 %) 取得後又は一任運用後の議決権比率 % (取得前又は一任運用前の比率 %)	
3	取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等	数 量 株式 株 議決権 個 出資比率 % 議決権比率 %	
4 運用取得相手は方一任	(1) 氏 名 又 は 名 称		
	(2) 住所又は主たる事務所の所在地		
	(3) 譲 渡 数 量		
5	取 得 年 月 日		
6	支 払 年 月 日		
7	そ の 他 の 事 項	☐ 発行会社及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っておらず、事前届出対象の技術又情報を保有していない。	

(記入要領)

- 1 報告者が、外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第27条の2第1項の規定により、法第27条第1項の規定による届出をせずに行った対内直接投資等については、本報告書で報告することはできない。
- 2 本報告書は、株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは出資証券の取得又は株式への一任運用の別に記入すること。この場合において、本報告書の頭書に記載の題名のうち本報告書により報告する内容に印を付すこと。
- 3 「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 4 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。
- 5 「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。
- 6 「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。
- 7 「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、以前に届出又は報告を行っている場合において当該届出又は報告の内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び受理番号又は報告を行った年月日並びに前回届出又は報告を行った時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。
- 8 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 9 「1 発行会社」欄中「(1) 名称」欄には、国内の会社等の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。）も記入すること。また「(4) 資本金 総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数をういて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が発行有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「2 取得又は一任運用をした株式等」欄中「(3) 数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」及び「3 取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。
- 10 「1 発行会社」欄中「(5) 外資比率」欄には、外国投資家（法第26条第1項に規定する外国投資家をいう。）が所有する発行会社の株式の数の発行会社の発行済み株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社の外資比率がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載された外国法人等の所有株式数の割合をういて差し支えない。
- 11 「(3) 数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」については、報告者が本報告書により発行会社の株式の取得又は発行会社の株式への一任運用を報告する場合であって、発行会社が上場会社等（法第26条第2項第1号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）であるときは、報告者が本報告書において報告する取得又は一任運用の後に所有する発行会社の所有等株式（法第26条第2項第3号に規定する所有等株式をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式又は持分の取得を報告する場合であって、発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後に所有する発行会社の株式又は持分の数の発行会社の発行済株式の総数又は総出資額に占める割合を記入すること。

「(3) 数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」については、報告者が本報告書により発行会社の株式、議決権若しくは議決権行使等権限の取得又は発行会社の株式への一任運用を報告する場合であって、発行会社が上場会社等であるときは、報告者が本報告書において報告する取得又は一任運用の後に所有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第2条第4項第2号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式又は持分の取得を報告する場合であって、発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後に所有することとなる発行会社の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。

- 12 「3 取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄、「出資比率」及び「議決権比率」欄については、報告者と特別の関係にあるもの（報告者を令第2条第28項第1号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第1項第2号から第5号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が所有する同一発行会社の所有等株式の数（所有等株式のうち報告者が所有する発行会社の所有等株式（すなわち、「2 取得又は一任運用をした株式等」欄中「(3) 数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」の対象とする所有等株式）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該報告者と特別の関係にあるものが保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち報告者が保有する発行会社の実質保有等議決権（すなわち、「2 取得又は一任運用をした株式等」欄中「(3) 数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする実質保有等議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）並びに当該株式の数及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入すること。
- 13 「4 取得又は一任運用の相手方」欄は、報告者が相対による方法により取得又は一任運用をした場合において記入すること。この場合において、一任運用の相手方とは、一任運用をした際のその取引の相手方をいう。
- 14 対内直接投資等に関する令第7条第2項の規定に基づき本報告を行う場合は、下記に従い作成すること。
- (1) 「2 取得又は一任運用をした株式等」欄中「(2) 取得又は一任運用の態様」欄には「引受けに係る取得」と記入すること。
- (2) 「2 取得又は一任運用をした株式等」欄中「(3) 数量、取得・一任運用価額等」欄中「数量」には対内直接投資等に関する令第3条第3項第21号又は第4条第1項第3号に掲げる行為により取得した株式及び議決権のうち、当該行為を行った日の翌日において所有している株式の数及び実質保有等議決権の数を記入し、また、「取得後又は一任運用後の出資比率」には、当該行為を行った日の翌日における出資比率を、「取得後又は一任運用後の議決権比率」には、当該行為を行った日の翌日における議決権比率（当該実質保有等議決権の数の総議決権に占める割合）を記入すること。
- (3) 当該報告の対象となった上場会社等の株式の取得が令第3条第2項各号に掲げる対内直接投資等に該当する場合は、「7 その他の事項」欄に、その理由（同項第1号に掲げる対内直接投資等に該当するものである場合は、発行会社が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する令第3条第4項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種又は別表第1から別表第3までのいずれにも掲げられていない業種をいう。以下この記入要領において同じ。）並びに発行会社に事前届出業種に該当する連結子会社等（発行会社の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）及び対内直接投資等に関する令第3条第5項に規定する他の会社をいう。以下この記入要領において同じ。）がある場合における当該連結子会社等の名称、本店の所在地及び事前届出業種。令第3条第2項第2号に掲げる対内直接投資等に該当するものである場合は、発行会社が保有する事前届出対象である技術又は情報（対内直接投資等に関する令第3条第2項及び第6項、第3条の2第4項、第4条第3項並びに第4条の3第3項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。）並びに発行会社に事前届出対象である技術又は情報を保有する連結子会社等がある場合における当該連結子会社等の名称、本店の所在地及び保有している事前届出対象である技術又は情報。）を記入すること。
- 15 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。
- (日本産業規格A4)

株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは共同議決権行使同意の取得又は株式への一任運用に関する報告書

年 月 日

☐ 本報告書で報告する内容は特定取得に該当します。

(宛先)

財務大臣及び事業所管大臣 殿

うち、事前届出業種等を所管する大臣

- ☐ 内閣総理大臣（警察庁）
- ☐ 内閣総理大臣（金融庁）
- ☐ 総 務 大臣
- ☐ 厚生労働大臣
- ☐ 農林水産大臣
- ☐ 経済産業大臣
- ☐ 国土交通大臣 殿

(日本銀行経由)

報 告 者	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名					
	住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地		国籍・ 設立国等			
	職 業 又 は 営 ん で い る 事 業 の 内 容					
	ウ ェ ブ ペ ー ジ の リ ン ク		☐ あり（リンク： _____） ☐ なし			
	報 告 者 と な る 法 的 根 拠 （ 該 当 分 に ○ ）		イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ 及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社 ニ 特定組合等 ホ イが役員の過半数を占める本邦法人等 ヘ 外国為替及び外国貿易法第55条の5第3項の規定により外国投資家とみなされるもの			
			注1：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、 ③職業又は営んでいる事業の内容を記入（ _____ ）			
			注2：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入 （ _____ ）			
	代 理 人	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名				
		住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地				
	事 務 上 の 連 絡 先 （ 担 当 者 氏 名 、 電 話 番 号 及 び 電 子 メ ー ル ア ド レ ス ）					

下記のとおり報告します。

1 発 行 会 社	(1) 名 称 、 証 券 コ ー ド 及 び 法 人 番 号	法人番号：	
	(2) 本 店 の 所 在 地		
	(3) 定 款 上 の 事 業 目 的		
	(4) 資 本 金	取得前又は一任運用前 取得後又は一任運用後	円（株（口）） 円（株（口））
	(5) 事前届出業種に該当する 理由又は事前届出対象の 技術若しくは情報を保有 する法人に該当する理由	☐ 前回報告時点（ 年 月 日）と同一のため記載を省略します。	
	(6) 事前届出業種に該当する 連結子会社等又は事前届 出対象の技術若しくは情 報を保有する連結子会社 等があるときは、当該連 結子会社等に関する事項	☐ 前回報告時点（ 年 月 日）と同一のため記載を省略します。	
	(7) 基準遵守状況の確認に 係る事項	☐ 財務大臣又は事業所管大臣が、外国為替及び外国貿易法第27条の2第1項又は第28条の2第1項に規定する基準（以下この様式において「基準」という。）の遵守状況を適切に把握するために必要と認めた場合に、発行会社に対して、届出に係る対内直接投資等又は特定取得に関する調査、情報提供の依頼その他必要な確認をすることに同意します。	
2 取 得 又 は 一 任 運 用 を し た 株 式 （ 持 分 ）	(1) 取得後又は一任運用後の 出資比率及び議決権比率 等	取得後又は一任運用後の出資比率	%
		（取得前又は一任運用前の比率	%）
	(2) 取得等時に報告者と特別 の関係にあるものが所有 又は一任運用をする同一 発行会社の出資比率等	取得後又は一任運用後の議決権比率	%
		（取得前又は一任運用前の比率	%）
(3) 取 得 年 月 日	出資比率	%	
	議決権比率	%	

3	報告者は、基準告示に定める以下の基準のうち印を付けたものを、本報告書において報告する株式等の取得日から本報告書受理日までにおいて遵守しており、同日以降において遵守することを誓約します。 ☐ 基準告示第2条第1号 ☐ 同第2条第2号 ☐ 同第2条第3号
基準の遵守等に関する誓約	（発行会社（外国為替及び外国貿易法第26条第2項第1号に規定する上場会社等に限る。）が、対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種を営む会社の場合であって、かつ、報告者が許認可等金融機関等以外の場合） 報告者は下記の印を付けた基準を、本報告書において報告する株式等の取得日から本報告書受理日までにおいて遵守しており、同日以降において遵守することを誓約します。 ☐ 基準告示第2条第4号 （発行会社（外国為替及び外国貿易法第26条第2項第1号に規定する上場会社等に限る。）が、対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種を営む会社の場合であって、かつ、報告者が対内直接投資等に関する命令第3条の2第4項各号に規定する外国投資家である場合） 報告者は下記の印を付けた基準を、本報告書において報告する株式等の取得日から本報告書受理日までにおいて遵守しており、同日以降において遵守することを誓約します。 ☐ 基準告示第2条第5号 ☐ 同第2条第6号
4 に 関 報 告 す 者 の 事 項 属 性	☐ 報告者の属性及び許認可等金融機関等の属性については、別紙のとおりです。 ☐ 「6 報告者の属性」及び「7 許認可等金融機関等の属性」に記載の事項については、前回報告時点（ 年 月 日 付）から変更がないため、別紙を省略します。
5 の 事 項 そ の 他	

6 報告者の属性	(1) 報告者の事業方針等に影 響を及ぼすもの	氏名又は名称及び 代表者の氏名				
		住所又は主たる 事務所の所在地				
		国籍・設立国等				
		職業又は営んでいる 事業の内容				
		ウェブページのリンク		☐ あり（リンク： ☐ なし)		
		国有企業等との関係				
		報告者との関係				
	(2) 特定株主等 (複数ある場合は別紙を 添付して差し支えない)	議決権比率		%		
		氏名又は名称				
		代表者の氏名				
		住所又は主たる 事務所の所在地				
		国籍・設立国等				
		職業又は営んでいる 事業の内容				
		ウェブページのリンク				
		国有企業等との関係				
		その他				
	(3) 役員構成	氏名	職業	住所	国籍等	代表権限
	(4) 要件該当性	☐ 本報告書で報告する発行会社の株式等の取得時点において、対内直接投資等に関する政令第3条の2第1項各号又は第4条の3第1項各号に規定するものに該当しません。				
		☐ 本報告書で報告する発行会社の株式等の取得時点において、対内直接投資等に関する政令第3条の2第1項第3号、第4号又は第5号イから二までに掲げるものが報告者の議決権の行使について指図を行う権限を有していません。				
		☐ 本報告書で報告する発行会社の株式等の取得時点において、対内直接投資等に関する命令第3条の2第4項各号に規定するものに該当しません。				

7 許 認 可 等 金 融 機 関 等 の 属 性	(1) 許認可等金融機関等の種類等	☐ 対内直接投資等に関する政令第3条の2第3項第3号イ又は対内直接投資等に関する命令第3条の2第7項第1号（第一種金融商品取引業者） ☐ 同項第2号（運用会社） ☐ 同項第3号（投資法人） ☐ 同項第4号（銀行） ☐ 同項第5号（保険会社） ☐ 同項第6号（運用型信託会社） ☐ 同項第7号（高速取引行為者） ☐ 投資銀行業務等を行っています。
	監督を受けている監督官 (2) 庁の所在国及び監督官庁の名称（英語表記）	所在国： 監督官庁：
	(3) 許認可等の根拠となる法令の名称（英語表記）	

(記入要領)

- 1 本報告書は、株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは共同議決権行使同意の取得又は株式への一任運用の別に記入すること。この場合において、本報告書の頭書に記載の題名のうち本報告書により報告する内容に印を付すこと。
- 2 本報告書により報告する内容が特定取得に該当する場合、本報告書の頭書に記載の「本報告書で報告する内容は特定取得に該当します。」欄に印を付すこと。
- 3 発行会社が上場会社等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第2項第1号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合において、「2 取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(1) 取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄に記載された「取得後又は一任運用後の出資比率」又は「取得後又は一任運用後の議決権比率」と「(2) 取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の出資比率等」欄に記載された出資比率又は議決権比率の合計のいずれもが10%未満となるときは、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とすること。
発行会社が上場会社等である場合において出資比率又は議決権比率のいずれかが10%以上となるとき又は発行会社が上場会社等以外の会社である場合は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第3条第5項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第3条第4項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種又は別表第1から別表第3までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものを、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第3条第1項及び第4条第2項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は発行会社若しくは連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第3条第2項及び第6項、第3条の2第4項、第4条第3項並びに第4条の3第3項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を選択すること。
- 4 「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 5 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「6 報告者の属性」欄中「(1) 報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。
- 6 「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「6 報告者の属性」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。
- 7 「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「6 報告者の属性」欄中「(1) 報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。
- 8 「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、以前に届出又は報告を行っている場合において当該届出又は報告の内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び受理番号又は報告を行った年月日並びに前回届出又は報告を行った時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。
- 9 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 10 「1 発行会社」欄中「(1) 名称、証券コード及び法人番号」欄について、「発行会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。）も記入すること。なお、発行会社が上場会社等である場合において、「2 取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(1) 取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄に記載された「取得後又は一任運用後の出資比率」又は「取得後又は一任運用後の議決権比率」と「(2) 取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の出資比率等」欄に記載された出資比率又は議決権比率の合計のいずれもが10%未満となるときは、証券コードを記載することで、「1 発行会社」欄中「(2) 本店の所在地」から「(6) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」までの記載を省略することができる。
- 11 「1 発行会社」欄中「(5) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が、対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第4条の3第2項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記しそれらの告示の該当する条項を明記すること。発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該業種に該当する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種又は保有する技術若しくは情報に不明点がある場合は、その旨を記入すること。

- 12 「1 発行会社」欄中「(6) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む発行会社の連結子会社等又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する連結子会社等を発行会社とした場合に「1 発行会社」欄中「(1) 名称、証券コード及び法人番号」欄から「(5) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「(3) 定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。
- 13 「2 取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(1) 取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄の「取得後又は一任運用後の出資比率」については、報告者が本報告書により発行会社の株式の取得又は発行会社の株式への一任運用を報告する場合であって、発行会社が上場会社等であるときは、報告者が本報告書において報告する取得又は一任運用の後において所有する発行会社の所有等株式（法第26条第2項第3号に規定する所有等株式をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式又は持分の取得を報告する場合であって、発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において所有する発行会社の株式又は持分の数の発行会社の発行済株式の総数又は総出資額に占める割合を記入すること。
- 「(1) 取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」については、報告者が本報告書により発行会社の株式、議決権、議決権行使等権限又は共同議決権行使同意の取得又は発行会社の株式への一任運用を報告する場合であって、発行会社が上場会社等であるときは、報告者が本報告書において報告する取得又は一任運用の後において保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第2条第4項第2号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式又は持分の取得を報告する場合であって、発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において保有することとなる発行会社の議決権数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。
- 14 「2 取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(2) 取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の出資比率等」欄は、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、同欄中「出資比率」及び「議決権比率」欄については、報告者と特別の関係にあるもの（報告者を令第2条第28項第1号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第1項第2号から第5号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が所有する同一発行会社の所有等株式の数（所有等株式のうち報告者が所有する発行会社の所有等株式（すなわち、「2 取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(1) 取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」の対象とする所有等株式）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該保有者と特別の関係にあるものが保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち保有者が保有する発行会社の実質保有等議決権（すなわち、「2 取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(1) 取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする実質保有等議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入すること。
- 15 「3 基準の遵守等に関する誓約」では、報告者が基準告示（対内直接投資等の場合には法第27条の2第1項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準を定める件（告示）、特定取得の場合には法第28条の2第1項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準を定める件（告示）をいう。以下この記入要領において同じ。）に定める基準を遵守することを誓約する場合に、基準告示第2条第1号から第3号までの各事項に印を付すこと。また、発行会社が上場会社等の場合で、かつ、対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種を営む会社の場合において、報告者が許認可等金融機関等（令第3条の2第3項第3号イ及び対内直接投資等に関する命令第3条の2第7項各号に掲げるものをいう。）以外の場合は、基準告示第2条第4号についても印を付けて誓約すること。また、発行会社が上場会社等の場合で、かつ、対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種を営む会社の場合において、報告者が対内直接投資等に関する命令第3条の2第5項各号に規定する外国投資家である場合は、基準告示第2条第5号及び第6号についても印を付けて誓約すること。
- 16 「6 報告者の属性」欄中「(1) 報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、報告者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の4の4第4項第5号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、報告者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。
- また、報告者が特定組合等（法第26条第1項第4号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。報告者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。
- 17 「6 報告者の属性」欄中「(1) 報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、報告者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第3条の2第1項第3号から第6号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。
- 18 「6 報告者の属性」欄中「(1) 報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「報告者との関係」欄において、必要がある場合には本報告書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

- 19 「6 報告者の属性」欄中「(2) 特定株主等」欄では、報告者の直接の株主（出資比率又は議決権比率が10%以上となるもの又は会社法第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式又はこれに相当するものを所有しているものに限る。）又は報告者による議決権の行使について指図を行うことができる権限を有しているもの（「6 報告者の属性」欄中「(1) 報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄に記載するものを除く。）（以下この記入要領において「特定株主等」という。）について、当該株主ごとに議決権比率、氏名又は名称及び代表者の氏名、住所又は主たる事務所の所在地、国籍・設立国等、職業又は営んでいる事業の内容、ウェブページのリンク及び国有企業等との関係を記載すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は当該場所、会社法第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式又はこれに相当するものを所有している場合はその旨、議決権の行使について指図を行うことができる権限を有している場合はその旨も併記すること。
- 20 「6 報告者の属性」欄中「(3) 役員構成」欄では、報告者の役員（法第26条第1項第5号に規定するものをいう。）の氏名、現在の職業、住所及び国籍等を記載すること。役員で代表する権限を有するものである場合は、その旨明記すること。
- 21 「7 許認可等金融機関等の属性」欄中「(1) 許認可等金融機関等の種類等」欄では、報告者が令第3条の2第3項第3号イ又は対内直接投資等に関する命令第3条の2第7項各号に掲げるものに該当する場合に該当する箇所に印を付けるほか、同項第1号又は第4号に掲げるものに該当する場合において、投資銀行業務等（金融商品取引法第28条第1項第3号若しくは第35条第1項第11号及び第12号に掲げる業務又はこれらに相当する業務をいう。）を行う場合には、「投資銀行業務等を行っています。」欄に印を付けること。
- 22 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格A4）

株式
持分

の譲渡に関する報告書

年 月 日

財務大臣及び事業所管大臣 殿
(日本銀行経由)

報告者	氏名			
	住所		国籍等	
	職業			
	代理人	氏名又は名称及び 代表者の氏名		
		住所又は主たる 事務所の所在地		
	事務上の連絡先（担当者氏 名、電話番号及び電子メー ルアドレス）			

下記のとおり報告します。

1 発行会社	(1) 名称	法人番号：		
	(2) 本店の所在地			
	(3) 定款上の事業目的			
	(4) 資本金	円（株（口））		
2	譲渡した株式（持分）の数 量、譲渡価額等	数量 譲渡価額 譲渡後の出資比率	株（口） 円（一株（口）当たり ％	円
3 相手方	(1) 氏名又は名称			
	(2) 住所又は主たる 事務所の所在地		(3) 国籍・ 設立国等	
	(4) 職業又は営んで いる事業の内容			
	(5) 譲受数量		(6) 譲受後の出資比率	
4	譲渡年月日			
5	支払の受領年月日			
6	その他の事項	☐ 発行会社及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っておらず、事前届出対象の技術又は情報を保有していない。		

(記入要領)

- 1 本報告書は、株式又は持分の譲渡の別に記入すること。この場合において、本報告書の頭書に記載の題名のうち本報告書により報告する内容に印を付すこと。
- 2 「報告者」欄中「氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 3 「報告者」欄中「住所」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 4 「報告者」欄中「国籍等」欄には、国籍又はこれに類する地域を記載すること。
- 5 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 6 「1 発行会社」欄中「(1) 名称」欄には、「発行会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。）も記入すること。
- 7 「3 相手方」欄中「(2) 住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。
- 8 「3 相手方」欄中「(3) 国籍・設立国等」欄には、相手方が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、相手方が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。
- 9 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格A4)

議決権代理行使委任に関する報告書

年 月 日

財務大臣及び事業所管大臣 殿
(日本銀行経由)

報告者	氏 名			
	住 所		国籍等	
	職 業			
	代理人	氏名又は名称及び 代表者の氏名		
		住所又は主たる 事務所の所在地		
	事務上の連絡先（担当者氏 名、電話番号及び電子メール アドレス）			

下記のとおり報告します。

1 発行会社	(1) 名 称	法人番号：		
	(2) 本店の所在地			
	(3) 定款上の事業目的			
	(4) 総 議 決 権	個		
2	委任した議決権の数量等	数 量 委任後の議決権比率	個 %	
3 委任の相手方	(1) 氏 名 又 は 名 称			
	(2) 住所又は主たる事務所の 所 在 地		(3) 国籍・ 設立国等	
	(4) 職業又は営んでいる事 業 の 内 容			
4	委 任 年 月 日			
5	そ の 他 の 事 項	☐ 発行会社及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っておらず、事前届出対象の技術又は情報を保有していない。		

(記入要領)

- 1 「報告者」欄中「氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 2 「報告者」欄中「住所」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 3 「報告者」欄中「国籍等」欄には、国籍又はこれに類する地域を記載すること。
- 4 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 5 「1 発行会社」欄中「(1) 名称」欄には「発行会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること。「(4) 総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直前に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「2 委任した議決権の数量等」欄中「委任後の議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。
- 6 「2 委任した議決権の数量等」欄中「委任後の議決権比率」については、報告者が本報告書において報告する当該議決権代理行使委任の後における報告者が保有することとなる発行会社の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。
- 7 「3 委任の相手方」欄中「(2) 住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「3 委任の相手方」欄に記載の内容が不明の場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。
- 8 「3 委任の相手方」欄中「(3) 国籍・設立国等」欄には、委任の相手方が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、委任の相手方が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。
- 9 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格A4)

年 月 日

(日本銀行經由)

報 告 者	氏名又は名称及び 代表者の氏名					
	住所又は主たる 事務所の所在地				国籍・ 設立国等	
	職業又は営んで いる事業の内容					
	ウェブページのリンク		☐ あり（リンク： ） ☐ なし			
	報告者となる法的根拠 （該当分に○）		イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社 ニ 特定組合等 ホ イが役員の過半数を占める本邦法人等 ヘ 外国為替及び外国貿易法第55条の5第3項の規定により外国投資家とみなされるもの			
			注1：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（ ）			
			注2：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入（ ）			
代理人	氏名又は名称及び 代表者の氏名					
	住所又は主たる 事務所の所在地					
事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）						

下記のとおり報告します。

1 発行会社	(1) 名 称	法人番号：
	(2) 本 店 の 所 在 地	
	(3) 定 款 上 の 事 業 目 的	
	(4) 総 議 決 権	個
	(5) 外 資 比 率	%
	(6) 上 場、非 上 場 等 の 区 分 (該 当 分 に ○)	イ 上場銘柄 ロ 店頭売買銘柄 ハ その他
2 議 決 権 受 任 し た	(1) 数 量 等	数 量 個 受任後の議決権比率 % (受任前の比率 %)
	(2) 受 任 の 内 容	
3	受任時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等	数 量 個 議決権比率 %
4 手 受 方 任 の 相	(1) 氏 名 又 は 名 称	
	(2) 住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	
	(3) 委 任 数 量	個
5	受 任 年 月 日	
6	そ の 他 の 事 項	☐ 発行会社及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っておらず、事前届出対象の技術又は情報を保有していない。

(記入要領)

- 1 「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 2 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。
- 3 「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。
- 4 「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。
- 5 「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、以前に届出又は報告を行っている場合において当該届出又は報告の内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び受理番号又は報告を行った年月日並びに前回届出又は報告を行った時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。
- 6 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 7 「1 発行会社」欄中「(1) 名称」欄には法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること。また「(4) 総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「2 受任した議決権」欄中「(1) 数量等」欄中「受任後の議決権比率」及び「3 受任時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。
- 8 「1 発行会社」欄中「(5) 外資比率」欄には、外国投資家（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第1項に規定する外国投資家をいう。）が所有する発行会社の株式の数の発行会社の発行済み株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社の外資比率がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載された外国法人等の所有株式数の割合を用いて差し支えない。
- 9 「2 受任した議決権」欄中「(1) 数量等」欄中「受任後の議決権比率」については、発行会社が上場会社等（法第26条第2項第1号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合において、当該議決権代理行使受任の後における報告者が保有等をする発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第2条第4項第2号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する当該議決権代理行使受任の後における報告者が保有することとなる発行会社の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。
「(2) 受任の内容」欄には、受任によって得た権限を用いて議決権行使を行おうとする又は行った議案について、可能な限り記入すること。
- 10 「3 受任時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、報告者と特別の関係にあるもの（報告者を令第2条第28項第1号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第1項第2号から第5号までに掲げるものに限る。）をいう。）の保有等議決権数量（議決権のうち報告者が保有等をする議決権（すなわち、「2 受任した議決権」欄中「(1) 数量等」欄中「受任後の議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。
- 11 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格A4)

年 月 日

(日本銀行經由)

報 告 者	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名					
	住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地				国籍・ 設立国等	
	職 業 又 は 営 ん で い る 事 業 の 内 容					
	ウ ェ ブ ペ ー ジ の リ ン ク		☐ あり（リンク： _____） ☐ なし			
	報告者となる法的根拠 （該当分に○）		イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社 ニ 特定組合等 ホ イが役員の過半数を占める本邦法人等 ヘ 外国為替及び外国貿易法第55条の5第3項の規定により外国投資家とみなされるもの			
			注1：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、 ③職業又は営んでいる事業の内容を記入（ _____ ）			
			注2：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入 （ _____ ）			
代 理 人	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名					
	住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地					
事務上の連絡先（担当者氏 名、電話番号及び電子メー ル ア ド レ ス ）						

下記のとおり報告します。

1 発 行 会 社	(1) 名 称	法人番号：
	(2) 本 店 の 所 在 地	
	(3) 定 款 上 の 事 業 目 的	
	(4) 総 議 決 権	個
	(5) 外 資 比 率	%
2 同 意 取 得 し た 議 決 権	(1) 数 量 等	数 量 個 同意取得後の議決権比率 % (同意取得前の比率 %)
	(2) 同 意 取 得 の 内 容	
3	同意取得時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等	数 量 個 議決権比率 %
	同意取得時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等	数 量 個 議決権比率 %
得 5 の 相 同 手 意 方 取	(1) 氏 名 又 は 名 称	
	(2) 住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	
	(3) 同 意 数 量	
6	同 意 取 得 年 月 日	
7	そ の 他 の 事 項	☐ 発行会社及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っておらず、事前届出対象の技術又は情報を保有していない。

(記入要領)

- 1 「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 2 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。
- 3 「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。
- 4 「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。
- 5 「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、以前に届出又は報告を行っている場合において当該届出又は報告の内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び受理番号又は報告を行った年月日並びに前回届出又は報告を行った時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。
- 6 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 7 「1 発行会社」欄中「(1) 名称」欄には法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。また「(4) 総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「2 同意取得した議決権」欄中「(1) 数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」、「3 同意取得時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」及び「4 同意取得時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。
- 8 「1 発行会社」欄中「(5) 外資比率」欄には、外国投資家（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第1項に規定する外国投資家をいう。）が所有する発行会社の株式の数の発行会社の発行済み株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社の外資比率がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載された外国法人等の所有株式数の割合を用いて差し支えない。
- 9 「2 同意取得した議決権」欄中「(1) 数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」については、報告者が保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第2条第4項第2号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数と当該共同議決権行使同意取得に係る議決権の数とを合計した議決権の数の総議決権に占める割合を記入すること。「(2) 同意取得の内容」欄には、同意に基づき、共同で議決権を行使しようとする議案について、可能な限り記入すること。
- 10 「3 同意取得時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、報告者と特別の関係にあるもの（報告者を令第2条第28項第1号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第1項第2号から第5号までに掲げるものに限る。）をいう。）が保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち報告者が保有する実質保有等議決権及び当該共同議決権行使同意取得に係る議決権（すなわち、「2 同意取得した議決権」欄中「(1) 数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。
- 11 「4 同意取得時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、同意取得の相手方と特別の関係にあるもの（同意取得の相手方を令第2条第28項第1号に規定する株式取得者等とした場合に同項第1号から第8号まで、第11号及び第12号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第1項第2号から第5号までに掲げるものに限る。）をいう。）の実質保有等議決権の数（議決権のうち報告者が保有する実質保有等議決権、当該共同議決権行使同意取得に係る議決権及び報告者と特別の関係にあるものが保有する実質保有等議決権（すなわち、「2 同意取得した議決権」欄中「(1) 数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」及び「3 同意取得時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。
- 12 「5 同意取得の相手方」欄は、報告者が相対による方法により同意取得した場合において記入すること。
- 13 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格A4)

年 月 日

(日本銀行經由)

報 告 者		氏名又は名称及び代表者の氏名				
		住所又は主たる事務所の所在地		国籍・ 設立国等		
		職業又は営んでいる事業の内容				
		ウェブページのリンク	☐ あり（リンク： ） ☐ なし			
		報告者となる法的根拠 （該当分に○）	イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社 ニ 特定組合等 ホ イが役員の過半数を占める本邦法人等 ヘ 外国為替及び外国貿易法第55条の5第3項の規定により外国投資家とみなされるもの			
			注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（ ）			
			注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入 （ ）			
		代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名			
	住所又は主たる事務所の所在地					
	事務上の連絡先 （担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）					

下記のとおり報告します。

債 務 者	(1) 名 称	法人番号：
	(2) 主たる事務所の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
2	金 額	債権金額： (貸付債権の取得の場合は取得価額：)
3	契 約 年 月 日	
4	貸 付 又 は 取 得 年 月 日	
条 件	(1) 金 利	
	(2) 期 間	
	(3) 元本の回収方法 (該当分に○)	イ 期日一括 ロ 分割 (具体的に記入すること。)
6	そ の 他 の 事 項	☐ 債務者は事前届出業種に属する事業を行っておらず、事前届出対象の技術又は情報を保有していない。

(記入要領)

- 「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。
- 「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。
- 「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。
- 「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、以前に届出又は報告を行っている場合において当該届出又は報告の内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び受理番号又は報告を行った年月日並びに前回届出又は報告を行った時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。
- 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 「1 債務者」欄中「(1) 名称」欄には「債務者」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること（法人番号が不明な場合は、理由とともに不明である旨を記載すること。）。
- 「5 条件」欄中「(3) 元本の回収方法」欄は、「ロ 分割」により回収する場合には、次の例にならって記入すること。
(例：○年○月を第1回とし、以降1年ごとに○年○月まで○回○○円ずつ回収。)
- 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格A4)

年 月 日

報 告 者	氏名又は名称及び代表者の氏名				
	住所又は主たる事務所の所在地			国籍・ 設立国等	
	職業又は営んでいる事業の内容				
	ウェブページのリンク		☐ あり（リンク： ） ☐ なし		
	報告者となる法的根拠 （該当分に○）		イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社 ニ 特定組合等 ホ イが役員の過半数を占める本邦法人等 ヘ 外国為替及び外国貿易法第55条の5第3項の規定により外国投資家とみなされるもの		
			注1:「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、		
			③職業又は営んでいる事業の内容を記入（ ）		
			注2:「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入（ ）		
代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名				
	住所又は主たる事務所の所在地				
事務上の連絡先 （担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）					

1 発行会社	(1) 名 称	法人番号：				
	(2) 主たる事務所の所在地					
	(3) 定款上の事業目的					
2 取得した社債	銘 柄 (発行日、記号等)	額面総額	取得価額	利 率	償還日及び 元金の支払方法	同一銘柄の 発行総額
3	取 得 年 月 日					
4	支 払 年 月 日					
5	そ の 他 の 事 項	☐ 発行会社及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っておらず、事前届出対象の技術又は情報を保有していない。				

(記入要領)

- 1 「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 2 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。
- 3 「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。
- 4 「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。
- 5 「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、以前に届出又は報告を行っている場合において当該届出又は報告の内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び受理番号又は報告を行った年月日並びに前回届出又は報告を行った時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。
- 6 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 7 「1 発行会社」欄中「(1) 名称」欄について、「発行会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。）も記入すること。
- 8 取得した社債が新株予約権付社債等の場合は、「2 取得した社債」欄の「銘柄」欄にその旨記入すること。また、「償還日及び元金の支払方法」欄は、次の例にならって記入すること。
(例：償還日は○年○月○日、元金は本邦において円価で支払う。)
- 9 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格A4)

年 月 日

(日本銀行経由)

報 告 者	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名					
	住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地				国籍・ 設立国等	
	職 業 又 は 営 ん で い る 事 業 の 内 容					
	ウェブページのリンク		☐ あり（リンク： _____） ☐ なし			
	報告者となる法的根拠 （該当分に○）		イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社 ニ 特定組合等 ホ イが役員の過半数を占める本邦法人等 ヘ 外国為替及び外国貿易法第55条の5第3項の規定により外国投資家とみなされるもの			
			注1：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（ _____ ）			
			注2：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入（ _____ ）			
	代 理 人	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名				
住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地						
事 務 上 の 連 絡 先 （担当者氏名、電話番号及び 電 子 メ ー ル ア ド レ ス）						

下記のとおり報告します。

1 対 象 会 社	(1) 名 称	法人番号：
	(2) 本 店 の 所 在 地	
	(3) 定 款 上 の 事 業 目 的	
	(4) 資 本 金	
2	承 継 年 月 日	
3	承 継 の 対 価	
4 承 継 方 法 等	(1) 承 継 の 方 法	☐ 事業の一部の譲受け ☐ 事業の全部の譲受け ☐ 吸収分割 ☐ 合併
	(2) 承 継 対 象 の 事 業 内 容	
	(3) 報 告 者 と 対 象 会 社 の 関 係	
5	そ の 他 の 事 項	☐ 承継対象の事業に事前届出業種に属する事業又は事前届出対象の技術又は情報に係る事業は含まれていない。

(記入要領)

- 「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。
- 「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。
- 「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。
- 「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、以前に届出又は報告を行っている場合において当該届出又は報告の内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び受理番号又は報告を行った年月日並びに前回届出又は報告を行った時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。
- 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 「1 対象会社」欄中「(1) 名称」欄には「対象会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。）も記入すること。
- 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格A4)

外国法令に基づいて設立された法人その他の団体の議決権等の取得（法第26条第2項第9号、令第2条第25項第9号、同項第12号又は同項第14号）又は外国議決権行使等権限の取得（令第2条第25項第11号）に関する報告書

年 月 日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣 殿
（日本銀行経由）

報 告 者	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名					
	住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地		国籍・ 設立国等			
	職 業 又 は 営 ん で い る 事 業 の 内 容					
	ウ ェ ブ ペ ー ジ の リ ン ク		☐ あり（リンク ☐ なし			
	報告者となる法的根拠 （該当分に○）		イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社 ニ 特定組合等 ホ イが役員の過半数を占める本邦法人等 ヘ 外国為替及び外国貿易法第55条の5第3項の規定により外国投資家とみなされるもの			
			注1：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、 ③職業又は営んでいる事業の内容を記入 （ ）			
			注2：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入 （ ）			
	代 理 人	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名				
		住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地				
	事 務 上 の 連 絡 先 （担当者氏名、電話番号及び 電 子 メ ー ル ア ド レ ス）					

下記のとおりに報告します。

権 1 等 に 取 係 得 る し た 外 国 外 法 国 人 議 決 権	(1) 名 称			
	(2) 本 店 の 所 在 地			
	(3) 事 業 の 内 容			
2 取 得 し た 外 国 議 決 権 等	(1) 取得の態様 (該当分に○)	イ 新株発行等による議決権の取得 ロ 旧株等の譲受による議決権の取得 ハ その他 ()		
	(2) 数 量 、 取 得 価 額 等	数 量 株 式 等 議 決 権 取得価額 円 取得後の議決権比率 % (取得前の比率 %)		
	(3) 取 得 年 月 日	年 月 日		
	(4) 支 払 年 月 日	年 月 日		
	(5) 取 得 の 相 手 方	氏 名 又 は 名 称		
		住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地		
		譲 渡 数 量		
3 直 接 保 有 法 人 等	(1) 名 称	ロ 特定組合類似団体に該当する。		
	(2) 代 表 者			
	(3) 本 店 の 所 在 地			
	(4) 事 業 の 内 容			
	(5) 取得後に報告者が保有を する直接保有法人等の外 国議決権の数量等	数 量	議決権 個	
		議 決 権 比 率	%	
	(6) 取得後に報告者と株式 の所有関係等に基づく 永続的な経済関係にあ るものが保有をする直 接保有法人等の外国議 決権の数量等	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名		
		住所又は主たる事務所の所在地		
		国 籍 ・ 設 立 国 等		
		職 業 又 は 営 ん で い る 事 業 の 内 容		
		ウ ェ ブ ペ ー ジ の リ ン ク	□ あり（リンク： ） □ なし	
		報 告 者 と の 関 係		
		数 量	議決権 個	
議 決 権 比 率		%		

4 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等	(1) 名 称	法人番号：			
	(2) 本 店 の 所 在 地				
	(3) 定款上の事業目的				
	(4) 資本金 総議決権	円（株（口）） 個			
	(5) 外 資 比 率	%			
	(6) 上 場、非 上 場 等 の 区 分 (該 当 分 に ○)	☐ 上場銘柄 ☐ 店頭売買銘柄 ☐ その他			
	(7) 直接保有法人等との関係	直接保有法人等が保有する数量等		株 式 議決権	株 個
		取得後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び 代 表 者 の 氏 名		
			住所又は主たる 事 務 所 の 所 在 地		
			国 籍 ・ 設 立 国 等		
			職業又は営んでいる事業の内容		
			ウェブページのリンク	☐ あり（リンク：） ☐ なし	
			直接保有法人等との 関 係		
			数 量	株 式 議決権	株 個
			出 資 比 率 議 決 権 比 率	 % %	
		取得時までの直接保有法人等による 経 営 関 与 の 方 法			
	(8) 報告者が所有等をする株式及び議決権の数量等	数 量	株 式 議決権	株 個	
		出 資 比 率	%		
		議 決 権 比 率	%		
	(9) 取得後に報告者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名			
住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地					
国 籍 ・ 設 立 国 等					
職業又は営んでいる事業の内容					
ウ ェ ブ ペ ー ジ の リ ン ク		☐ あり（リンク：） ☐ なし			
報 告 者 と の 関 係					
数 量		株 式 議決権	株 個		
出 資 比 率 議 決 権 比 率		 % %			
5		令第2条第25項第12号に規定する同意を要する対象（同号の取得に該当する場合のみ記入）	☐ 役員の選解任 ☐ 事業目的の変更 ☐ 解散 ☐ その他（ ）		
6	そ の 他 の 事 項	☐ 国内の会社等及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っておらず、事前届出対象の技術又は情報を保有していない。			

(記入要領)

- 1 「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 2 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。
- 3 「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「3 直接保有法人等」欄中「国籍・設立国等」欄及び「4 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。
- 4 「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「3 直接保有法人等」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「4 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。
- 5 「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を注1に記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、以前に届出又は報告を行っている場合において当該届出又は報告の内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び受理番号又は報告を行った年月日並びに前回届出又は報告を行った時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。
- 6 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 7 「2 取得した外国議決権等」欄の「(2) 数量、取得価額等」欄中「取得後の議決権比率」については、報告者が本報告書において報告する取得の後において保有することとなる外国法人等（外国法令に基づいて設立された法人その他の団体をいう。以下この記入要領において同じ。）の実質保有等外国議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第2条第25項第11号に規定する実質保有等外国議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の外国法人等の議決権の総数に占める割合を記入すること。
- 8 「2 取得した外国議決権等」欄の「(5) 取得の相手方」欄は、報告者が相対による方法により取得した場合において記入すること。
- 9 「3 直接保有法人等」欄中「報告者との関係」欄、「4 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「直接保有法人等との関係」欄及び「4 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「報告者との関係」欄において、必要がある場合には本報告書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。
- 10 「4 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「(1) 名称」欄には国内の会社等の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。）も記入すること。
- 11 「4 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「(4) 資本金 総議決権」欄には、国内の会社等の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数をを用いて差し支えない。なお、国内の会社等の総株主の議決権が分からず、また、国内会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「4 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中、国内の会社等の議決権比率の記載が必要な箇所について、国内の会社等の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。なお、「2 取得した外国議決権等」欄、及び「3 直接保有法人等」欄中、議決権比率の記載が必要な箇所について、議決権の総数が分からない場合には、外国法令に基づく有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に相当する書類に記載された議決権の総数を用いて差し支えない。
- 12 「4 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「(7) 直接保有法人等との関係」欄中「取得後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄及び「(9) 取得後に報告者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については、国内の会社等が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、「(7) 直接保有法人等との関係」欄中「取得後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については直接保有法人等と、「(9) 取得後に報告者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については報告者と、それぞれ特別の関係にあるもの（これらのものを令第2条第28項第1号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体をいう。）に関する情報を記載すること。
- 13 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格A4)

直接保有法人等の外国議決権の共同行使同意取得に関する報告書（令第2条第25項第13号）

年 月 日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣 殿
（日本銀行経由）

報 告 者	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名					
	住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地		国籍・ 設立国等			
	職 業 又 は 営 ん で い る 事 業 の 内 容					
	ウェブページのリンク		☐ あり（リンク ☐ なし			
	報告者となる法的根拠 （該当分に○）		イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社 ニ 特定組合等 ホ イが役員の過半数を占める本邦法人等 ヘ 外国為替及び外国貿易法第55条の5第3項の規定により外国投資家とみなされるもの			
			注1：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、 ③職業又は営んでいる事業の内容を記入 ()			
			注2：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入 ()			
	代 理 人	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名				
		住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地				
事 務 上 の 連 絡 先 （担当者氏名、電話番号及び 電 子 メ ー ル ア ド レ ス）						

下記のとおり報告します。

1 直接保有法人等	(1) 名 称			
	(2) 代 表 者			
	(3) 本 店 の 所 在 地			
	(4) 事 業 の 内 容			
	(5) 報告者が保有をする直接保有法人等の外国議決権の数量等	数 量	議決権 個	
		議 決 権 比 率	%	
	(6) 同意取得時に報告者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが所有等をする直接保有法人等の外国議決権の数量等	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名		
		住所又は主たる事務所の所在地		
		国 籍 ・ 設 立 国 等		
		職 業 又 は 営 ん で い る 事 業 の 内 容		
		ウ ェ ブ ペ ー ジ の リ ン ク	☐ あり（リンク： ） ☐ なし	
		報 告 者 と の 関 係		
		数 量	議決権 個	
議 決 権 比 率		%		
2 同意取得した外国議決権	(1) 同 意 数 量 等	議 決 権 個		
	(2) 同 意 取 得 の 内 容 (該 当 分 に ○)			
	(3) 同 意 取 得 年 月 日	年 月 日		
	(4) 共 同 行 使 の 時 期	年 月 日		
	(5) 同 意 取 得 の 相 手 方	氏 名 又 は 名 称		
		住所又は主たる事務所の所在地		
		同 意 数 量		
	(6) 同意取得後の事業計画	直接保有法人等に係る事業計画		
国内の会社等に係る事業計画				

3 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等	(1) 名 称	法人番号：			
	(2) 本 店 の 所 在 地				
	(3) 定 款 上 の 事 業 目 的				
	(4) 総 議 決 権	個			
	(5) 外 資 比 率	%			
	(6) 上 場、非上場等の区分 (該 当 分 に ○)	☐ 上場銘柄 ☐ 店頭売買銘柄 ☐ その他			
	(7) 直接保有法人等との関係	直接保有法人等が保有する数量等		株 式 議決権	株 個
		同意取得時に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名		
			住所又は主たる事務所の所在地		
			国籍・設立国等		
			職業又は営んでいる事業の内容		
			ウェブページのリンク	☐ あり（リンク： ） ☐ なし	
			直接保有法人等との関係		
			数 量	株 式 議決権	株 個
			出 資 比 率 議 決 権 比 率	% %	
		同意取得時までの直接保有法人等による経営関与の方法			
	(8) 報告者が所有等をする株式及び議決権の数量等	数 量		株 式 議決権	株 個
		出 資 比 率		%	
		議 決 権 比 率		%	
	(9) 同意取得時に報告者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名			
		住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地			
		国 籍 ・ 設 立 国 等			
		職業又は営んでいる事業の内容			
ウェブページのリンク		☐ あり（リンク： ） ☐ なし			
報 告 者 と の 関 係					
数 量		株 式 議決権	株 個		
出 資 比 率		%			
議 決 権 比 率		%			
4	そ の 他 の 事 項	☐ 国内の会社等及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っておらず、事前届出対象の技術又は情報を保有していない。			

(記入要領)

- 1 「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 2 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。
- 3 「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「1 直接保有法人等」欄中「国籍・設立国等」欄及び「3 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。
- 4 「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「1 直接保有法人等」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「3 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。
- 5 「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を注1に記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、以前に届出又は報告を行っている場合において当該届出又は報告の内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び受理番号又は報告を行った年月日並びに前回届出又は報告を行った時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。
- 6 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 7 「1 直接保有法人等」欄中「(6) 同意取得時に報告者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが所有等をする直接保有法人等の外国議決権の数量等」欄において、報告者を対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第2条第17項第1号に規定する間接取得者とした場合に同項第2号に規定するものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体に関する情報を記載すること。
- 8 「1 直接保有法人等」欄中「報告者との関係」欄及び「3 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「直接保有法人等との関係」欄の「報告者との関係」欄において、必要がある場合には本報告書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。
- 9 「2 同意取得した外国議決権」欄中「(1) 同意数量」欄においては、同意取得の相手方が保有する直接保有法人等の議決権に加えて、当該相手方を令第2条第17項第1号に規定する間接取得者とした場合に同項第2号イからニまでに掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体が保有する直接保有法人等の議決権を加えた議決権の数を記載すること。
- 10 「2 同意取得した外国議決権」欄中「(2) 同意取得の内容」欄には、共同して議決権を行使することの同意を得た対象事項等の同意の内容について記載すること。
- 11 「3 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「(1) 名称」欄には、国内の会社等の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。）も記入すること。
- 12 「3 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「(4) 総議決権」欄には、国内の会社等の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数をを用いて差し支えない。なお、国内の会社等の総株主の議決権が分からず、また、国内会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「3 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中、国内の会社等の議決権比率の記載が必要な箇所について国内の会社等の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。「1 直接保有法人等」欄中、議決権比率の記載が必要な箇所について、議決権の総数が分からない場合には、外国法令に基づく有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に相当する書類に記載された議決権の総数を用いて差し支えない。
- 13 「3 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「(7) 直接保有法人等との関係」欄中「同意取得時に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄及び「(9) 同意取得時に報告者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については、国内の会社等が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、「(7) 直接保有法人等との関係」欄中「同意取得時に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については直接保有法人等と、「(9) 同意取得時に報告者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については報告者と、それぞれ特別の関係にあるもの（これらのものを令第2条第28項第1号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体をいう。）に関する情報を記載すること。
「3 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「(7) 直接保有法人等との関係」欄中「同意取得時までの直接保有法人等による経営関与の方法」欄には、不明である場合は、「不明」と記入して差し支えない。
- 14 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格A4)

外国法令に基づいて設立された法人その他の団体の役員の選任に関する報告書（法第26条第2項第10号又は令第2条第25項第10号）

年 月 日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣 殿
（日本銀行経由）

報 告 者	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名					
	住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地				国籍・設立国等	
	職 業 又 は 営 ん で い る 事 業 の 内 容					
	ウ ェ ブ ペ ー ジ の リ ン ク		☐ あり（リンク ☐ なし			
	報 告 者 と な る 法 的 根 拠 （該当分に○）		イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社 ニ 特定組合等 ホ イが役員の過半数を占める本邦法人等 ヘ 外国為替及び外国貿易法第55条の5第3項の規定により外国投資家とみなされるもの			
			注1：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、 ③職業又は営んでいる事業の内容を記入 （ ）			
			注2：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入 （ ）			
	代 理 人	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名				
		住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地				
	事 務 上 の 連 絡 先 （担当者氏名、電話番号及び 電 子 メ ー ル ア ド レ ス）					

下記のとおりに報告します。

1 役員 の 選 任 に 係 る 外 国 法 人 等	(1) 名 称			
	(2) 本 店 の 所 在 地			
	(3) 事 業 の 内 容			
	直接保有法人等との関係 (4) (直接保有法人等の議決権の行使以外の場合)			
2	行使した外国法人等の議決権の数量等	数 量 議決権の総数に占める割合	個 %	
3	行 使 年 月 日	年 月 日		
4 直 接 保 有 法 人 等	(1) 名 称			
	(2) 代 表 者			
	(3) 本 店 の 所 在 地			
	(4) 事 業 の 内 容			
	報告者が所有等をする直 (5) 接保有法人等の外国議決権の数量等	数 量	議決権 個	
		議 決 権 比 率 等	%	
	(6) 行使後に報告者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが所有等をする直接保有法人等の外国議決権の数量等	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名		
		住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地		
		国 籍 ・ 設 立 国 等		
		職 業 又 は 営 ん で い る 事 業 の 内 容		
		ウ ェ ブ ペ ー ジ の リ ン ク	☐ あり（リンク： ） ☐ なし	
		報 告 者 と の 関 係		
		数 量	議決権 個	
		議 決 権 比 率	%	

5 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等	(1) 名 称	法人番号：			
	(2) 本 店 の 所 在 地				
	(3) 定 款 上 の 事 業 目 的				
	(4) 総 議 決 権	個			
	(5) 外 資 比 率	%			
	(6) 上 場、非 上 場 等 の 区 分 (該 当 分 に ○)	☐ 上 場 ☐ 非 上 場 ☐ その他			
	(7) 直接保有法人等との関係	直接保有法人等が保有する株式等の数		株	
		行使後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び		
			住所又は主たる事務所の所在地		
			国籍・設立国等		
			職業又は営んでいる事業の内容		
			ウェブページのリンク	☐ あり (リンク：) ☐ なし	
			直接保有法人等との関係		
			数 量	株 式 議決権	株 個
		出 資 比 率 議 決 権 比 率	% %		
			行使時までの直接保有法人等による経営関与の方法		
	(8) 報告者が保有する株式及び議決権の数量等	数 量		株 式 議決権	株 個
		出 資 比 率 議 決 権 比 率		% %	
	(9) 行使後に報告者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名			
		住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地			
		国 籍 ・ 設 立 国 等			
		職 業 又 は 営 ん で い る 事 業 の 内 容			
ウ ェ ブ ペ ー ジ の リ ン ク		☐ あり (リンク：) ☐ なし			
報 告 者 と の 関 係					
数 量		株 式 議決権	株 個		
出 資 比 率		%			
議 決 権 比 率		%			
6	そ の 他 の 事 項	☐ 国内の会社等及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っておらず、事前届出対象の技術又は情報を保有していない。			

(記入要領)

- 1 「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記(正式な日本語表記がない場合はふりがな)と英語表記(正式な英語表記がない場合は省略)を併記すること。
- 2 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。
- 3 「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「4 直接保有法人等」欄中「国籍・設立国等」欄及び「5 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。
- 4 「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「4 直接保有法人等」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「5 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。
- 5 「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を注1に記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、以前に届出又は報告を行っている場合において当該届出又は報告の内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び受理番号又は報告を行った年月日並びに前回届出又は報告を行った時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。
- 6 「報告者」欄中「事務上の連絡先(担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス)」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 7 「1 役員の選任に係る外国法人等」欄中、「外国法人等」(外国法令に基づいて設立された法人その他の団体をいう。以下この記入要領において同じ。)が設立準備中の場合には、外国法人等の名称にその旨併記すること。
- 8 「2 行使した外国法人等の議決権の数量等」欄において、本報告の対象となる行使において行使した外国法人等の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合を記載すること。
- 9 「4 直接保有法人等」欄中「報告者との関係」欄及び「5 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「直接保有法人等との関係」欄において、必要がある場合には本報告書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。
「4 直接保有法人等」欄中「(6) 行使後に報告者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが所有等をする直接保有法人等の外国議決権の数量等」欄において、報告者を対内直接投資等に関する政令(以下この記入要領において「令」という。)第2条第17項第1号に規定する間接取得者とした場合に同項各号に規定するものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体に関する情報を記載すること。「議決権比率」については、これらのものが保有する直接保有法人等の実質保有等外国議決権(令第2条第25項第11号に規定する実質保有等外国議決権をいう。)の数の外国法人等の議決権の総数に占める割合を記入すること。
- 10 「5 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「(1) 名称」欄には国内の会社等の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。)も記入すること。
- 11 「5 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「(4) 総議決権」欄には、国内の会社等の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書(金融商品取引法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。)、有価証券報告書(同法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。)又は半期報告書(同法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。)に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、国内の会社等の総株主の議決権が分からず、また、国内会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「5 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「(7) 直接保有法人等との関係」欄中「行使後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄中「出資比率 議決権比率」欄、「5 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「(8) 報告者が保有する株式及び議決権の数量等」欄中「出資比率 議決権比率」欄、及び「5 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「(9) 行使後に報告者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄中「出資比率 議決権比率」欄の算定に当たって、会社又は上場会社等の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。なお、「4 直接保有法人等」欄中、議決権比率の記載が必要な箇所について、議決権の総数が分からない場合には、外国法令に基づく有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に相当する書類に記載された議決権の総数を用いて差し支えない。
- 12 「5 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「(7) 直接保有法人等との関係」欄中「行使後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄及び「(9) 行使後に報告者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については、国内の会社等が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、「(7) 直接保有法人等との関係」欄中「行使後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については直接保有法人等と、「(9) 行使後に報告者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については報告者と、それぞれ特別の関係にあるもの(これらのものを令第2条第28項第1号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体をいう。)に関する情報を記載すること。
- 13 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格A4)

特定組合類似団体である直接保有法人等の業務執行役員への就任に関する報告書（令第2条第25項第15号）

年 月 日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣 殿
（日本銀行経由）

報 告 者	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名					
	住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地		国籍・ 設立国等			
	経 歴、 職 業 及 び 営 ん で い る 事 業 の 内 容					
	資本金 (該当がある場合に記載)					
	ウ ェ ブ ペ ー ジ の リ ン ク		☐ あり（リンク ☐ なし			
	報告者となる法的根拠 (該当分に○)		イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社 ニ 特定組合等 ホ イが役員の過半数を占める本邦法人等 ヘ 外国為替及び外国貿易法第55条の5第3項の規定により外国投資家とみなされるもの			
			注1：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、 ③職業又は営んでいる事業の内容を記入 ()			
			注2：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入 ()			
	代 理 人	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名				
		住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地				
事 務 上 の 連 絡 先 (担当者氏名、電話番号及び 電 子 メ ー ル ア ド レ ス)						

下記のとおり報告します。

1	就任年月日				
2 就任の目的	(1) 特定組合類似団体の名称	名称： 主たる事務所の所在地：			
	(2) 直接保有法人等への経営への関与方針				
	(3) 国内の会社等の事前届出業種に関する事業及び事前届出技術等に係る事業への関与方針				
	(4) 業務執行組合員の総数				
	(5) 報告者の関係者である他の業務執行組合員	氏名又は名称及び代表者の氏名			
		住所又は主たる事務所の所在地			
		国籍・設立国等			
		職業又は営んでいる事業の内容			
		ウェブページのリンク	☐ あり（リンク： ） ☐ なし		
報告者との関係					
(6) 特定組合類似団体と直接保有法人等との関係（直接保有法人等の業務執行役員への就任以外の場合）					
3 直接保有法人等	(1) 名称				
	(2) 代表者				
	(3) 本店の所在地				
	(4) 事業の内容				
	(5) 報告者が保有する直接保有法人等の外国議決権の数量等（直接保有法人等の業務執行役員への就任以外の場合に限る。）	数	量	議決権	個
		議決権比率		%	
	(6) 就任後に報告者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが保有する直接保有法人等の外国議決権の数量等（直接保有法人等の業務執行役員への就任以外の場合に限る。）	氏名又は名称及び代表者の氏名			
		住所又は主たる事務所の所在地			
		国籍・設立国等			
		職業又は営んでいる事業の内容			
ウェブページのリンク		☐ あり（リンク： ） ☐ なし			
報告者との関係					
数		量	議決権	個	
議決権比率		%			

4 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等	(1) 名 称	法人番号：			
	(2) 本 店 の 所 在 地				
	(3) 定款上の事業目的				
	(4) 資本金 総議決権	円（株（口）） 個			
	(5) 外 資 比 率	%			
	(6) 上 場、非 上 場 等 の 区 分 (該 当 分 に ○)	☐ 上場銘柄 ☐ 店頭売買銘柄 ☐ その他			
	(7) 直接保有法人等との関係	直接保有法人等が保有する数量等		株 式	株
				議決権	個
		就任後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名		
			住所又は主たる事務所の所在地		
			国籍・設立国等		
			職業又は営んでいる事業の内容		
			ウェブページのリンク	☐ あり（リンク： ） ☐ なし	
			直接保有法人等との関係		
			数 量	株 式	株
			出 資 比 率	議決権	個
		議 決 権 比 率	%	%	
	(8) 報告者が所有等をする株式及び議決権の数量等	数 量		株 式	株
		出 資 比 率		議決権	個
		議 決 権 比 率		%	%
(9) 就任後に報告者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名				
	住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地				
	国 籍 ・ 設 立 国 等				
	職業又は営んでいる事業の内容				
	ウェブページのリンク		☐ あり（リンク： ） ☐ なし		
	報 告 者 と の 関 係				
	数 量		株 式	株	
	出 資 比 率		議決権	個	
		議 決 権 比 率	%	%	
5	そ の 他 の 事 項	☐ 国内の会社等及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っておらず、事前届出対象の技術又は情報を保有していない。			

(記入要領)

- 1 「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 2 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。
- 3 「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「2 就任の目的」欄中「国籍・設立国等」欄、「3 直接保有法人等」欄中「国籍・設立国等」欄及び「4 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。
- 4 「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「2 就任の目的」欄中「ウェブページのリンク」欄、「3 直接保有法人等」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「4 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。
- 5 「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を注1に記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、以前に届出又は報告を行っている場合において当該届出又は報告の内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び受理番号又は報告を行った年月日並びに前回届出又は報告を行った時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。
- 6 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 7 「2 就任の目的」欄中「(5) 報告者の関係者である他の業務執行組合員」欄に、報告者を対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第2条第17項第1号に規定する間接取得者とした場合に同項各号に規定するものに該当することとなる非居住者である個人若しくは法人その他の団体又はこれらの役員若しくは使用人その他の従業者で、特定組合類似団体（外国為替及び外国貿易法第26条第2項第4号に規定する特定組合類似団体をいう。）の業務執行組合員であるものの数を記載すること。
- 8 「3 直接保有法人等」欄中「報告者との関係」欄及び「4 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「直接保有法人等との関係」欄の「報告者との関係」欄において、必要がある場合には本報告書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。
「3 直接保有法人等」欄中「(6) 就任後に報告者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが保有する直接保有法人等の外国議決権の数量等（直接保有法人等の業務執行役員への就任以外の場合に限る。）」欄において、報告者を令第2条第17項第1号に規定する間接取得者とした場合に同項各号に規定するものに該当することとなる非居住者である個人若しくは法人その他の団体に関する情報を記載すること。
- 9 「4 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「(1) 名称」欄には国内の会社等の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。）も記入すること。
- 10 「4 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「(4) 資本金 総議決権」欄には、国内の会社等の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）有価証券報告書（同法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数をを用いて差し支えない。なお、国内の会社等の総株主の議決権が分からず、また、国内の会社等が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「4 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中、国内の会社等の議決権比率の記載が必要な箇所について、国内の会社の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。なお、「3 直接保有法人等」欄中、議決権比率の記載が必要な箇所について、議決権の総数が分からない場合には、外国法令に基づく有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に相当する書類に記載された議決権の総数を用いて差し支えない。
- 11 「4 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「(7) 直接保有法人等との関係」欄中「就任後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄及び「(9) 就任後に報告者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については、国内の会社等が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、「(7) 直接保有法人等との関係」欄中「就任後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については直接保有法人等と、「(9) 就任後に報告者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については報告者と、それぞれ特別の関係にあるもの（これらのものを令第2条第28項第1号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体をいう。）に関する情報を記載すること。
- 12 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格A4)

締 結
技術導入契約の に関する報告書
変 更
年 月 日

殿
(日本銀行経由)

報 告 者	氏名又は名称及び代表者の氏名			
	住所又は主たる事務所の所在地		担当者の連絡先	
	職業又は営んでいる事業の内容		資本金	
	契約の相手方との資本関係 (該当分に○)	イ 報告者は契約の相手方が直接に議決権の50%以上を保有している会社 ロ 報告者は上記イに該当しない		

下記のとおり報告します。

相 契 手 約 方 の	1 氏 名 又 は 名 称			
	住所又は主たる事務所の所在地		国籍・設立国等	
	職業又は営んでいる事業の内容		資本金	
2	契約締結年月日又は 変更契約締結年月日			
3	技 術 の 種 類			
4	契 約 期 間 (始 期 及 び 終 期)			
5	技 術 導 入 の 対 価			
6 契 約 条 項 の 概 要	(該当分に○)			
	イ 現在報告者が既に所有する技術を契約の相手方に提供		有	無
	ロ 特許権、実用新案権、意匠権の譲渡		有	無
	ハ 特許権、実用新案権、意匠権の実施権の設定		有	無
	ニ 商標権の譲渡又は使用权の設定		有	無
	ホ 技術情報の提供又は使用权の設定		有	無
	ヘ 日本国内における独占的製造権又は販売権		有	無
	ト 報告者の再実施権		有	無

7	技 術 の 内 容		
8	変 更 の 種 類 (該 当 分 に ○)	イ 契約期間の変更 ロ 技術の追加 ハ 対価の変更 ニ その他	
9	項目番号・項目名	変 更 前	変 更 後
	変更内容		
10	そ の 他 の 事 項		

(記入要領)

- 1 本報告書は、技術導入契約の締結又は変更の別に記入すること。この場合において、締結にあつては様式中「変更」の字句を、変更にあつては様式中「締結」の字句を消すこと。
- 2 届出に係る技術導入契約の変更に関する報告書にあつては、原届出受理証(写)を添付し、「1 契約の相手方」、「2 契約締結年月日又は変更契約締結年月日」、「8 変更の種類」、「9 変更内容」及び「10 その他の事項」欄のみ記入し、「9 変更内容」欄には、変更項目番号及び項目名ごとに詳細に記入するとともに、変更箇所の下線を付すこと。
- 3 報告に係る技術導入契約の変更に関する報告書にあつては、変更後の契約に基づきすべての項目欄を記入し、「9 変更内容」欄には、変更項目番号及び項目名ごとに詳細に記入するとともに、変更箇所の下線を付すこと。
- 4 「1 契約の相手方」欄中「国籍・設立国等」欄には、契約の相手方が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、契約の相手方が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。
- 5 「2 契約締結年月日又は変更契約締結年月日」欄は、地位の承継の場合には、承継日を記入すること。
- 6 「3 技術の種類」欄には、導入する技術の種類を簡潔に記入すること(例：自動梱包機の搬送装置の製造技術及び商標権の使用許諾)。
- 7 「5 技術導入の対価」欄には、イニシャル・ペイメント、ロイヤリティ(ミニマム・ペイメントがある場合には、ミニマム・ペイメントを別書すること。)及びその他の費用(図面代等)を、それぞれ別書すること。
- 8 「7 技術の内容」欄には、技術の範囲、原理、効果及び当該技術による製品の用途等について、必要に応じ図面、図解、写真等を利用してできるだけ具体的に記入すること。特許権又は実用新案権の譲渡又は実施権の設定を伴う場合には、これらの権利のうち主なものの範囲等を記入すること。また、登録済商標権の場合は当該商標の名称又は図形及び使用商品名等を記入すること。
- 9 地位の承継の場合には、「10 その他の事項」欄に、「報告済又は○年○月○日○○第○○号にて届出済の○○社が○○社に吸収合併(又は契約譲渡)されたことによる。」等と記入すること。
- 10 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格A4)

株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは出資証券の取得又は株式への一任運用に関する実行報告書

年 月 日

財務大臣及び事業所管大臣 殿
(日本銀行経由)

報告者	氏名又は名称及び代表者の氏名					
	住所又は主たる事務所の所在地				国籍・ 設立国等	
	代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名				
		住所又は主たる事務所の所在地				
	事務上の連絡先 (担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス)					

下記のとおり報告します。

1	本報告書の前提となる事前届出の受理年月日及び受理番号						
2	発行会社の名称	法人番号：					
3	上場、非上場等の区分 (該当分に○)	イ 上場銘柄 ロ 店頭売買銘柄 ハ その他					
4	取得、一任運用又は処分の内容	実行年月日	取得対象の別	数量	単価	取得、一任運用又は処分の別	取得、一任運用又は処分の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
5	出資比率	取得前、一任運用前又は処分前		%			
		取得後、一任運用後又は処分後		%			
6	議決権比率	取得前、一任運用前又は処分前		%			
		取得後、一任運用後又は処分後		%			
7	その他の事項						

(記入要領)

- 1 本報告書は、発行会社の別に記入し、株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは出資証券の取得及び取得した株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは出資証券の処分又は株式への一任運用及び一任運用に係る株式の処分の別に記入すること。
- 2 「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 3 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。
- 4 「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。
- 5 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 6 「2 発行会社の名称」欄には発行会社の名称とともに発行会社の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること。
- 7 「4 取得、一任運用又は処分の内容」欄中「実行年月日」欄には、設立新株の取得又は設立新株への一任運用の場合は会社設立登記の日、増資新株の取得又は増資新株への一任運用の場合は金銭の払込み等（金銭以外の財産の出資を含む。以下この記入要領において同じ。）の期日を定めたときは当該期日、金銭の払込み等の期間を定めたときは出資の履行をした日、旧株（旧持分を含む。以下この記入要領において同じ。）の譲受による取得又は旧株の譲受による当該旧株への一任運用の場合は株式の引渡しを受けた日、新設合併による新株の取得又は当該新株への一任運用の場合は合併登記の日、吸収合併による新株の取得又は当該新株への一任運用の場合は合併契約において定められた効力発生日、株式又は持分の処分の場合は当該株式又は持分を処分した日をそれぞれ記入すること。なお、旧株の譲受による取得又は旧株の譲受による当該旧株への一任運用及び株式又は持分の処分の場合には、当該譲受又は処分に係る契約をした日を記入しても差し支えなく、この場合において、その旨を「7 その他の事項」欄に記入すること。
- 8 「4 取得、一任運用又は処分の内容」欄中「単価」欄には、実際の取引単価を記入すること。
- 9 「4 取得、一任運用又は処分の内容」欄中「取得、一任運用又は処分の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地」欄は、報告者が相対による方法により取得、一任運用又は処分をした場合において記入すること。この場合において、一任運用の相手方とは、一任運用をした際のその取引の相手方をいう。
- 10 「5 出資比率」欄については、発行会社が上場会社等（外国為替及び外国貿易法第26条第2項第1号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合においては、報告者が所有する発行会社の株式の数及び報告者が投資一任契約その他の契約に基づき他のものから委任を受けて株式の運用（その指図をすることを含み、対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第2条第7項で定める要件を満たすものに限る。）をする場合におけるその対象となる発行会社の株式の数を合計した株式（以下この記入要領において「所有等株式」という。）の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外である場合においては、報告者が所有する発行会社の株式又は持分の数の発行会社の発行済株式の総数又は総出資額に占める割合を記入すること。
「取得前、一任運用前又は処分前」欄には、本報告書で報告される直前の割合を記入し、「取得後、一任運用後又は処分後」欄には、「4 取得、一任運用又は処分の内容」欄で報告される事項を加減した割合を記入すること。
- 11 「6 議決権比率」欄については、発行会社が上場会社等である場合においては、報告者が保有する発行会社の実質保有等議決権（令第2条第4項第2号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の総議決権に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外である場合においては、報告者が保有する発行会社の議決権数の総議決権に占める割合を記入すること。
「取得前、一任運用前又は処分前」欄には、本報告書で報告される直前の割合を記入し、「取得後、一任運用後又は処分後」欄には、「取得前、一任運用前又は処分前」欄の比率に「4 取得、一任運用又は処分の内容」欄で報告される事項を加減した割合を記入すること。
「6 議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直前に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数をういて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。
- 12 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券の取得又は処分の場合は、「4 取得、一任運用又は処分の内容」欄中「取得対象の別」欄に「出資証券」と記入すること。議決権又は議決権行使等権限の取得又は処分の場合は、「4 取得、一任運用又は処分の内容」欄中「取得対象の別」欄に「議決権」又は「議決権行使等権限」と記入すること。
- 13 対内直接投資等に関する命令第7条第3項の規定に基づき本報告を行う場合は、下記に従い記入すること。
 - (1) 「4 取得、一任運用又は処分の内容」欄、「5 出資比率」欄及び「6 議決権比率」欄に、報告の対象となった事実の内容（その事実の直接の要因となった株式の処分の内容）について記入すること。
 - (2) 報告の対象となった事実の内容が、株式の処分以外のものである場合には、「7 その他の事項」欄にその内容について記入すること。
- 14 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。
別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格A4)

金銭の貸付け、貸付債権の取得又は社債の取得等に関する実行報告書

年 月 日

財務大臣及び事業所管大臣 殿
(日本銀行経由)

報告者	氏名又は名称及び 代表者の氏名				
	住所又は主たる 事務所の所在地				国籍・ 設立国等
	代理人	氏名又は名称及び 代表者の氏名			
		住所又は主たる 事務所の所在地			
	事務上の連絡先 (担当者氏名、電話番号及び 電子メールアドレス)				

下記のとおり報告します。

1	本報告書の前提となる事前届 出の受理年月日及び受理番号			
2	金銭の貸付けの相手方、貸付 債権の債務者又は発行会社の 名称			
3	金銭の貸付け、貸付けの返 済、貸付債権の取得、貸付債 権の返済、社債の取得又は償 還の内容	実行年月日	金額	金銭の貸付け、貸付けの返済、貸付債 権の取得、貸付債権の返済、社債の取 得又は償還の別
4	その他の事項			

(記入要領)

- 1 本報告書は、金銭の貸付けの相手方、貸付債権の債務者又は社債の発行会社の別に記入すること。
- 2 「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 3 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。
- 4 「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。
- 5 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 6 金銭の貸付けの返済及び貸付債権の返済には期限前返済、社債の償還には期限前償還がそれぞれ含まれる。
- 7 「3 金銭の貸付け、貸付けの返済、貸付債権の取得、貸付債権の返済、社債の取得又は償還の内容」欄中「金額」欄には、金銭の貸付けの場合は貸付金額、貸付けの返済の受入れの場合は返済金額、貸付債権の取得の場合は債権金額、貸付債権の返済の受入れの場合は返済金額、社債の取得の場合は額面総額及び取得価額、社債の償還の受入れの場合は償還価額をそれぞれ記入すること。
- 8 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格 A 4 の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格 A 4)

支店等の 設置の中止
廃止 実行報告書

年 月 日

財務大臣及び事業所管大臣 殿
(日本銀行経由)

報告者	氏名又は名称及び代表者の氏名					
	住所又は主たる事務所の所在地		国籍・設立国等			
	代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名				
		住所又は主たる事務所の所在地				
	事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）					

下記のとおり報告します。

1	本報告書の前提となる事前届出の受理年月日及び受理番号				
支店等	(1)	名称			
	(2)	所在地			
	(3)	種類			
	(4)	設置年月日			
	(5)	設置の中止又は廃止年月日			
3	その他の事項				

(記入要領)

- 1 本報告書は、支店等の設置の中止又は廃止の別に記入すること。この場合において、本報告書の頭書に記載の題名のうち本報告書により報告する内容に印を付すこと。
- 2 「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 3 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。
- 4 「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。
- 5 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 6 「2 支店等」欄中「(3) 種類」欄には、「支店」、「工場」、「その他の事業所」の別を記入すること。
- 7 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格 A 4 の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格 A 4)

共同議決権行使同意取得等に関する実行報告書

年 月 日

財務大臣及び事業所管大臣 殿
(日本銀行経由)

報告者		氏名又は名称及び代表者の氏名			
		住所又は主たる事務所の所在地			国籍・ 設立国等
	代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名			
		住所又は主たる事務所の所在地			
		事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）			

下記のとおり報告します。

1	本報告書の前提となる事前届出の受理年月日及び受理番号				
2	発行会社の名称	法人番号：			
3	同意取得又はその解除の内容	実行年月日	議決権の数量	同意取得又はその解除の別	同意取得又はその解除の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
4	議決権比率	同意取得前又はその解除前	%	同意取得後又はその解除後	%
5	その他の事項				

(記入要領)

- 1 本報告書は、発行会社の別に記入し、共同議決権行使同意取得又は共同議決権行使同意取得の解除の別に記入すること。
- 2 「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 3 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。
- 4 「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。
- 5 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 6 「2 発行会社の名称」欄には発行会社の名称とともに発行会社の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること。
- 7 「3 同意取得又はその解除の内容」欄中「実行年月日」欄には、共同議決権行使同意取得の場合は同意取得の日、共同議決権行使同意取得の解除の場合は解除の日をそれぞれ記入すること。
- 8 「3 同意取得又はその解除の内容」欄中「同意取得又はその解除の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地」欄は、報告者が相対による方法により同意取得又はその解除をした場合において記入すること。
- 9 「4 議決権比率」欄については、報告者が保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令第2条第4項第2号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数と共同議決権行使同意取得に係る議決権の数とを合計した議決権の数の総議決権に占める割合を記入すること。
「同意取得前又はその解除前」欄には、本報告書で報告される直前の発行会社に対する報告者の議決権比率を記入し、「同意取得後又はその解除後」欄には、「3 同意取得又はその解除の内容」欄で報告される事項を加減した議決権比率を記入すること。
「4 議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。
- 10 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格A4)

事業の承継に関する実行報告書

年 月 日

財務大臣及び事業所管大臣 殿
(日本銀行経由)

報告者	報	氏名又は名称及び 代表者の氏名					
		住所又は主たる 事務所の所在地		国籍・ 設立国等			
		職業又は営んで いる事業の内容					
	告	代 理 人	氏名又は名称及び 代表者の氏名				
			住所又は主たる 事務所の所在地				
		事務上の連絡先 (担当者氏名、電話番号及 び電子メールアドレス)					

下記のとおり報告します。

1 本報告書の前提となる事前 届出の受理年月日及び受理 番号		
2 承継又は処分の別		
3 承継又は処分年月日		
4 承継又は処分の対価		
5 承 継 又 は 処 分 方 法 等	(1) 承継又は処分の方法	事業の全部の譲受け 事業の一部の譲受け 吸収分割 合併 その他 ()
	(2) 承継又は処分対象の事 業内容	
6 そ の 他 の 事 項		

(記入要領)

- 1 「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 2 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。
- 3 「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。
- 4 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 5 「5 承継又は処分方法等」欄中「(2) 承継又は処分対象の事業内容」欄は、「1 本報告書の前提となる事前届出の受理年月日及び受理番号」欄において特定した事前届出において承継対象の事業内容とされたものと同一である場合は、その旨記載することで詳細の記載を省略することができる。
- 6 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格 A 4 の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格 A 4)

直接保有法人等の外国議決権の取得等（法第26条第2項第9号、令第2条第25項第9号、同項第12号又は同項第14号）、外国議決権行使等権限の取得（令第2条第25項第11号）又は外国議決権の共同行使同意取得（令第2条第25項第13号）に関する実行報告書

年 月 日

財務大臣及び事業所管大臣 殿
(日本銀行経由)

報告者	氏名又は名称及び代表者の氏名					
	住所又は主たる事務所の所在地				国籍・ 設立国等	
	代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名				
		住所又は主たる事務所の所在地				
	事務上の連絡先（担当者 氏名、電話番号及び電子 メールアドレス）					

下記のとおり報告します。

1	本報告書の前提となる事前届出の受理年月日及び受理番号						
2	直接保有法人等の名称						
3	取得若しくは処分又は同意 取得若しくはその解除の内容	実行年月日	取得対象の別	数量	単価	取得若しくは処分又は同意 取得若しくはその解除の別	取得若しくは処分又は同意 取得若しくはその解除の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
4	議決権比率	取得前又は処分前			%		
		取得後又は処分後			%		
5	国内の会社等の名称						
6	その他の事項						

(記入要領)

- 1 本報告書は、外国法令に基づいて設立された法人その他の団体の議決権の取得等（外国為替及び外国貿易法第26条第2項第9号、対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第2条第25項第9号、同項第12号又は同項第14号）、外国議決権行使等権限の取得（令第2条第25項第11号）及び処分又は直接保有法人等の共同議決権行使の同意取得（令第2条第25項第13号）及びその解除の別に記入すること。
- 2 「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 3 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。
- 4 「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。
- 5 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 6 「3 取得若しくは処分又は同意取得若しくはその解除の内容」欄中「単価」欄には、実際の取引単価を記入すること。
- 7 「3 取得若しくは処分又は同意取得若しくはその解除の内容」欄中「取得若しくは処分又は同意取得若しくはその解除の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地」欄は、報告者が共同行使同意取得若しくはその解除をした場合、又は相対による方法により取得又は処分をした場合において記入すること。
- 8 「4 議決権比率」欄については、報告者が保有する直接保有法人等の実質保有等外国議決権（令第2条第25項第11号に規定する実質保有等外国議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数（報告者を令第2条第17項第1号に規定する間接取得者とした場合に同項第2号各号に掲げるものが保有する数を含む。）の議決権の総数に占める割合を記入すること。
「4 議決権比率」の算定に当たって、直接保有法人等の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に相当する外国の法令に基づく書類に記載された総株主の議決権の数をを用いて差し支えない。なお、直接保有法人等の総株主の議決権が分からず、また、直接保有法人等が当該書類を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。
- 9 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。
別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格A4)

株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは共同議決権行使同意の取得又は株式への一任運用に関する変更報告書

年 月 日

(宛先)
財務大臣及び事業所管大臣 殿
うち、事前届出業種等を所管する大臣
☐ 内閣総理大臣（警察庁）
☐ 内閣総理大臣（金融庁）
☐ 総 務 大臣
☐ 厚生労働大臣
☐ 農林水産大臣
☐ 経済産業大臣
☐ 国土交通大臣 殿

(日本銀行経由)

報告者	氏名又は名称及び代表者の氏名					
	住所又は主たる事務所の所在地		国籍・設立国等			
	代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名				
		住所又は主たる事務所の所在地				
	事務上の連絡先 (担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス)					

下記のとおり報告します。

1	変更報告の対象となる報告書の提出年月日				
2	(1) 変更の内容等 (該当分に○)	イ 特定株主の変更（対内直接投資等に関する命令第7条第4項第1号） ロ 国有企業等の特定株主への追加（同項第2号） ハ 同命令第3条の2第5項各号に該当するものの特定株主への追加（第7条第4項第3号） ニ 役員又は代表取締役の3分の1の国籍等変更（同項第4号） ホ 外国政府等関係者等の役員への追加（同項第5号） ヘ 最終親会社等の変更（同項第6号） ト 国有企業等の変更（同項第7号） チ 同命令第3条の2第5項各号への該当（第7条第4項第8号） リ 許認可等金融機関等への該当性の変更（同項第9号） ヌ 投資銀行業務等の開始・停止（同項第10号） ル 許認可等金融機関等の監督機関の変更（同項第11号） ヲ 許認可等金融機関等の許認可等の根拠法令の変更（同項第12号）			
		変 更 前		変 更 後	
		(2) 変更内容の詳細			
3	変更が生じた理由				
4	変更が生じた年月日				
5	その他の事項				

(記入要領)

- 1 本報告書は、「1 変更報告の対象となる報告書の提出年月日」欄において特定した報告書の宛先と同じ宛先を記載すること。
- 2 「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 3 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。
- 4 「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。
- 5 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 6 「2 変更の内容等」欄中「(2) 変更内容の詳細」欄では、「1 変更報告の対象となる報告書の提出年月日」欄において特定した報告書の記載が「2 変更の内容等」欄中「(1) 変更の内容」欄に記載の事由が発生したことにより変更が生ずる場合において、かかる変更について記載すること。
- 7 「3 変更が生じた理由」欄は、「2 変更の内容等」欄中「(1) 変更の内容」欄に記載の事由が発生した理由を記載すること。不知の場合はその旨記載すること。
- 8 「4 変更が生じた年月日」欄は、「2 変更の内容等」欄中「(1) 変更の内容」欄に記載の事由が発生した日を記載すること。
- 9 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格 A 4 の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格 A 4)

表 面

		第	号
身分証明書			
官	職		
氏	名		
生	年 月 日		
上記の者は、外国為替及び外国貿易法第68条の規定による立入検査又は質問を行う職員であることを証明する。			
交付日	年	月	日
主務大臣			印

裏 面

写 真 印 又は 刻印	1 本証は、外国為替及び外国貿易法関係の検査の際は必ず携行すること。
	2 本証を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
	3 本証を紛失、汚損し、又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。
	4 官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。
	5 検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。

(備考) 用紙は、日本産業規格B 8、64×91mmとする。

(外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十六年文部

内
経済

閣府、総務省、財務省、
科学省、厚生労働省、農林水産省、令第二号)の一部を次のように改正する。
産業省、国土交通省、環境省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
(別表中欄に掲げる法令の同表下欄に掲げる規定に基づく申請等の入力事項等) 第五条 別表中欄に掲げる法令の同表下欄に掲げる規定に基づく申請等に関して電子情報処理組織を使用して当該申請等を行う者は、日本銀行の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、当該申請等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項その他当該申請等が行われるべき行政機関等が定める事項並びに前条第二項の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して、当該申請等を行わなければならない。 2 「略」 3 別表の七五から八一までの項の中欄に掲げる法令の同表下欄に掲げる規定に基づく申請等に関して法令の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第一項の規定に基づき当該数通の書面等のうち一通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき又は記載されている事項が入力されたものとみなす。 4 別表の八一及び八三の項の中欄に掲げる法令の同表下欄に掲げる規定に基づく申請等に関して第一項の申請等を行う場合において、添付書面等が原届出受理証の写しであるときは、当該申請等を行う者は、光学式読取装置を用いて当該原届出受理証の写しに記載されている事項をファイルに記録した上で、これを送信することをもって、当該添付書面等の提出に代えることができる。	(別表中欄に掲げる法令の同表下欄に掲げる規定に基づく申請等の入力事項等) 第五条 別表中欄に掲げる法令の同表下欄に掲げる規定に基づく申請等に関して電子情報処理組織を使用して当該申請等を行う者は、日本銀行の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、当該申請等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項その他当該申請等が行われるべき行政機関等が定める事項並びに前条第二項の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して、当該申請等を行わなければならない。 2 「同上」 3 別表の七五から七七までの項の中欄に掲げる法令の同表下欄に掲げる規定に基づく申請等に関して法令の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第一項の規定に基づき当該数通の書面等のうち一通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき又は記載されている事項が入力されたものとみなす。 4 別表の七七及び七九の項の中欄に掲げる法令の同表下欄に掲げる規定に基づく申請等に関して第一項の申請等を行う場合において、添付書面等が原届出受理証の写しであるときは、当該申請等を行う者は、光学式読取装置を用いて当該原届出受理証の写しに記載されている事項をファイルに記録した上で、これを送信することをもって、当該添付書面等の提出に代えることができる。

備考 表中の「」の記載は注記である。

	法 令	規 定
「一」 七四	〔略〕	〔略〕
七五	対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号）	第三条第九項
七六		第三条の三第一項
七七		第三条の四第一項
七八		第四条第五項
七九		第四条の四第一項
八〇		第四条の五第一項
八一		第五条第二項
八二		第六条の二
八三		第六条の三
八四		第七条第一項
八五		第七条第二項
八六		第七条第三項
八七		第七条第四項
八八		第七条第五項

別表（第三条関係）

	法 令	規 定
「一」 七四	〔同上〕	〔同上〕
七五	対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号）	第三条第七項
七六		第四条第四項
七七		第五条第二項
七八		第六条の二
七九		第六条の三
八〇		第七条第一項
八一		第七条第二項
八二		第七条第三項
八三		第七条第四項

別表（第三条関係）

〔新設〕
〔新設〕
〔新設〕
〔新設〕
〔新設〕

附 則

（施行期日）

第一条 この命令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和九年一月四日）から施行する。

（経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の対内直接投資等に関する命令（以下「新命令」という。）第二条第三項、第三条第三項、第九項及び第十項、第三条の二第八項、第四条第一項及び第五項、第四条の三第四項、第五条第二項及び第四項、第六条の二、第六条の三、第七条第一項から第五項まで、別表第一並びに別表第三の規定は、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して三十日を経過した日（以下この条において「適用日」という。）以後に行う改正法の規定による改正後の外国為替及び外国貿易法（以下この条において「新法」という。）第二十七条第一項に規定する対内直接投資等（以下この条において「対内直接投資等」という。）又は新法第二十八条第一項に規定する特定取得（以下この条において「特定取得」という。）について適用し、適用日前に行った対内直接投資等又は特定取得について

は、なお従前の例による。

第三条 新命令別紙様式第一から別紙様式第十三まで及び別紙様式第二十二による届出書、新命令別紙様式第十八、別紙様式第二十及び別紙様式第二十三による通知書、新命令別紙様式第二十四から別紙様式第三十二まで、別紙様式第三十七から別紙様式第四十二まで及び別紙様式第四十四による報告書並びに新命令別紙様式第四十六による証明書については、当分の間、第一条の規定による改正前の対内直接投資等に関する命令（以下「旧命令」という。）別紙様式第一から別紙様式第七の四まで及び別紙様式第九による届出書、旧命令別紙様式第八、別紙様式第八の二及び別紙様式第十による通知書、旧命令別紙様式第十一から別紙様式第十二まで、別紙様式第十六から別紙様式第二十まで及び別紙様式第二十二から別紙様式第二十二の三までによる報告書並びに旧命令別紙様式第二十三による証明書を取り繕い使用することができ

る。

第四条 改正法附則第三条第二項から第四項までの規定、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令附則第二条第二項及び第四項の規定並びに附則第二条の規定によりなお従前の例によるとされる場合における旧命令第六条の二、第六条の三並びに第七条第一項及び第

四項の規定に基づく報告については、施行日以後、新命令別紙様式第二十四から別紙様式第三十二まで、別紙様式第三十七から別紙様式第四十二まで及び別紙様式第四十四による報告書を使用することができる。

第五条 新命令の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における新命令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。